

令和2年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 令和2年3月9日(月)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、3月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。4番 三戸留吉君、5番 石井清人君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る2月21日午前10時から第一委員会室において、当局より総務課長が出席し、3月定例会の日程について、また、2月28日、午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、議案等について委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、補正予算の専決処分の承認が1件、補正予算議案が5件、条例の一部改正議案が6件、町道路線の認定議案が1件、当初予算関係議案が7件、人事案件議案が13件、諮問が1件、陳情は2件であります。
また、一般質問者は8名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案並びに陳情について、各常任委員会に付託することといたします。
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
今定例会は常任委員会での各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から3月18日までの10日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から18日までの10日間と決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、令和元年12月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。
その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
以上で議長の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 村井 剛 確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに10日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いします。町長の行政報告に対する質問を行います。
質問のある方は挙手してください。はい、10番 金議員。

10番 金一義 ただいまの行政報告の中でコロナ対策のお話されました。それでお話聞いておりますけども、本町ではそうするとマスクの備蓄というのはどのような状態になっているのかそれで担当職員並びに皆様方の緊急事態の場合、そういう措置をとらないとだめだとかそういう考え方はどうなってるのか、詳しい情報の報告なかったので、ご説明を求めます。

議長 村井 剛 はい、一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人 先程の金さんのご質問にお答えいたします。
マスク等については、うちの方の保管している枚数についてはおよそ500枚程度となっておりますので、職員全員に対するマスクの着用については、今現在、市販で売られているマスクがございませんので、出来る限りあるものについて職員がマスクをすることとしております。
現在、マスク等、アルコール等については業者さんの方をお願いしておりますけれども、いつ入荷されるのかちょっとわからないのが現状でございます。以上でございます。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 ふるさと納税の返礼品から、マガモ肉を外すということになっておりますが、この理由が説明されてないので、出来ればどういう理由でそういうことになったのか、教えていただきたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますが、11月から12月にかけてふるさと納税の寄附がたくさん集中いたしました。その中でマガモ肉を指定してこられた方がたくさんいらっしゃいます。その中で最終予定のこちらから何人いますよと、誰それさんですよということをファックスでお伝えすることで、合意しておりました。
こちらから最終日に、何人おりますのでといった約束をしていたんですけども、ファックスをしたにもかかわらず、何らかの手違いでそれが受信されていなかったと、全国の方々にご迷惑をかけてしまったこと、につきまして事業者の方から何等お詫びがなかった、不成立な対応があったということで、町と事業者様との話し合いの結果、それを止めてございます。以上でございます。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 11番です。ただいま町長の行政報告で、プレミアム商品券の事業ですけど、申請の対象者となったのは非課税で1,358名、それで申請に来た人が690名、そして対象者が525名ということで、パーセントで見ると50%弱ですので、これはどういう意味で非課税の方が1,300人もいながらどうしてこう振るいにかかったのかなど、そして申請に来なかったのか、これも意味が分かって来ないのか、分からないで来ててもまた振るいにかけて約175名が少なくなっているし、そこら辺の内容ちょっと教えてもらいたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 伊藤議員の質問にお答えします。
まず、本町で住民税非課税のかた1,358名おりますけれども、対象者というのは要するに住民税課税者等、同居していると外れます。あと扶養になったりしてても外れます。ですから、このような数字になっております。で50%ということですけども、本町の50%というのはおそらく全県のトップレベルだと思っております。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、3番 伊藤議員。

3番 伊藤敦朗 3番 伊藤です。ちょっと聞きたいですが健康ポイント事業についてですが、これで300ポイント以上獲得の方が40名で、抽選によって1万円分の買い物券又は2万円相当の景品とありますが、その抽選に漏れた方には副賞というのはあるのですか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

議長 村井 剛 一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人 ただいまの伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。
300ポイント以上について40名ですけども、この後ですけども3月の下旬頃に抽選を行います。それで当選者のみに連絡をいたします。以上でございます。

3番 伊藤敦朗 抽選に漏れた方34名いる訳ですね、その方には副賞は何にもないということなんですか。

保健課長 一ノ関一人 その34名の方についてはございません。

議長 村井 剛 他にありますか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、はい、保健課長。

保健課長 一ノ関一人 すいません。それで補足いたしますけれども、300ポイント達成した方については、120ポイントの買い物券、それから200ポイントの買い物券等が与えられますので、2,500円分相当の物が贈られることとなります。以上でございます。

議長 村井 剛 他にないようでありますので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第5、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これにて町長の施政方針を終わります。次に、日程第6、教育長の町教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江島廣 (教育長の施政方針 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これにて教育長の施政方針を終わります。
次に、日程第7、承認第1号から、日程第27、陳情についてまでの、承認1件・議案19件・陳情2件を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
始めに、専決処分の補正予算書をご覧ください。

承認第1号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて

このたびの一般会計補正予算の専決処分について、ご報告いたします。

八郎潟町頑張れ故郷基金寄附金については、昨年4月から今年1月までで、総額1,721万2千円の寄附をいただいております。そのうち12月分の寄附額が約700万円と突出しており、寄附された方への返礼品等に係る費用が不足したことから、専決処分をしたものでございます。

補正予算書1ページ、歳入歳出にそれぞれ225万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億285万1千円としております。

6・7ページ、歳出は総務費の企画費に、ふるさと納税報償費135万円、消耗品費5万2千円、通信運搬費85万5千円をそれぞれ追加しております。

なお、財源につきましては、全額を前年度繰越金としております。

議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経る暇がなかったため専決処分をしたものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上が一般会計補正予算(第5号)の専決処分の概要であります。

3月補正予算書をご覧ください。
議案第1号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について

補正予算書1ページ、歳入歳出から、それぞれ1億2,263万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億8,021万3千円としております。

6ページ、第2表「継続費補正」をご覧ください。教育費の中学校校舎改修事業につきましては、平成31年度の年割額を2億4,696万9千円に変更し、補正後の総額を2億5,355万7千円としております。これは、工事監理業務委託料及び工事費の実績により年割額及び総額を変更するものであります。

7ページ、第3表「繰越明許費」につきましては、農林水産業費の高岳地区ほ場整備事業2,620万1千円をはじめ、記載してあります5事業について、総額4,534万1千円を令和2年度へ繰り越すものであります。

それでは歳入の概要をご説明いたします。

16・17ページ、地方特例交付金に子ども・子育て支援臨時交付金500万円を追加しております。これは、昨年10月から実施された幼児教育の無償化に係る臨時交付金であります。

地方交付税の普通交付税については、交付額の確定により3,958万5千円を追加しております。

18・19ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金の国保保険基盤安定負担金245万8千円、低所得者介護保険料軽減負担金398万8千円の追加は、交付決定によるものであります。

また、保育所運営費負担金274万3千円の追加は、交付見込みによるものであり、児童手当負担金441万円の減額は、手当支給額の実績見込みによるものであります。

20・21ページ、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金3,558万5千円地域住宅交付金4,680万3千円の減額は、いずれも交付決定によるものであります。

22・23ページ、県支出金、民生費県負担金の国保保険基盤安定負担金516万4千円、低所得者介護保険料軽減負担金199万3千円の追加は、交付決定によるものであります。

民生費県補助金の地域生活支援事業費県補助金216万5千円の追加は、給付費の実績見込みによるものであります。

26・27ページ、寄附金の八郎潟町がんばれふるさと基金寄附金984万円の追加は寄附金額の実績見込みによるものであります。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、1億6千万円を減額し、補正後の繰入額を2億7千万円としております。前年度繰越金には4,255万6千円を追加しております。

28・29ページ、町債につきましては、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で1,480万円を追加しております。内訳につきましては8・9ページの第4表「地方債補正」をご覧ください。町道天道田梨ノ木並線道路改良事業債200万円、防災行政無線固定系デジタル設備改良事業債1,210万円につきましては地方債を追加し、市町村役場機能緊急保全事業債をはじめ7事業について、事業の実績見込みなどにより限度額を変更しております。

また、町道上沖谷地昼根下線道路改良事業債ほか2事業については、事業見送りなどにより起債を廃止しております。

34・35ページ、歳出の主なものは、総務費、財産管理費の積立金に、総額1億27万1千円を追加しております。そのうち財政調整基金積立金には、7,978万6千円を、八郎潟町がんばれふるさと基金積立金には1,954万6千円をそれぞれ追加しております。

42・43ページ、民生費、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金に、1,119万円を、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には801万4千円をそれぞれ追加しております。

44・45ページ、児童福祉費、児童措置費の児童手当613万5千円の減額は、手当支給額の実績見込みによるものであります。

50・51ページ、農林水産業費、農業費、農地費に高岳地区ほ場整備事業負担金2,577万8千円をはじめ、県負担金として総額3,084万8千円を追加しております。

54・55ページ、土木費、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、総額で5,639万7千円を減額しております。これは、国庫支出金であります社会資本整備総合交付金の減額配分による事業の精査等によるものであります。

56・57ページ、住宅費、公営住宅整備費につきましても、総額で1億4,356万2千円を減額しております。これも同様に、交付金の減額配分による事業の精査等に

よるものであります。

都市計画費、公共下水道費の公共下水道事業特別会計繰出金については749万1千円を減額しております。

消防費、常備消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金は699万7千円を減額しております。これは、同組合予算の歳入において、前年度繰越金を組み入れたことや歳出予算の減額などによるものであります。

68・69ページ、公債費の利子450万円の減額は、借入額、利率及び償還期間などの確定によるものであります。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、70・71ページの給与明細費に記載しております。一般職については総額で1,126万9千円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

議案第2号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

75ページ、歳入歳出に、それぞれ1,465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,692万1千円としております。

82・83ページ、歳入の主なものは、県支出金の普通交付金を340万円減額し、一般会計繰入金に1,119万円、前年度繰越金に603万8千円をそれぞれ追加しております。

84・85ページ、歳出の主なものは、今後の支払い見込みにより、保険給付費の退職被保険者等療養給付費を340万円減額しております。

88・89ページ、諸支出金、償還金に総額1,866万8千円を追加しております。

これは、秋田県国民健康保険団体連合会の高額医療費共同事業及び財政共同安定化事業の拠出金・交付金の算定誤りによる、市町村間清算金及び県負担金の返還金であります。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第3号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

91ページ、歳入歳出から、それぞれ258万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億26万6千円としております。

94ページ、第2表「継続費補正」をご覧ください。下水道費、公営企業法適用化移行事業につきましては、各年度の年割額を変更し、補正後の総額を881万7千円としております。これは、業務委託契約の締結により、年割額及び総額を変更するものであります。

95ページ、第3表「繰越明許費」につきましては、下水道費の秋田湾・雄物川流域下水道事業について、276万円を令和2年度に繰り越すものであります。

98・99ページ、歳入の主なものは、一般会計繰入金を749万1千円減額し、前年度繰越金を466万3千円追加しております。

102・103ページ、歳出の主なものは、下水道費の法適用化基本方針策定委託料112万5千円を減額しております。

以上が公共下水道事業特別会計予算（第2号）の概要であります。

議案第4号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

107ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ370万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,236万5千円としております。

112・113ページ、歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料を総額で534万2千円減額し、114・115ページ、繰入金のその他一般会計繰入金を総額で801万4千円追加しております。

116・117ページ、歳出の主なものにつきましては、保険給付費の介護サービス費等に、給付見込みにより総額380万円を追加しております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第5号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について

123ページ、収益的支出から211万9千円を減額し、総額を1億5,069万6千円とし、資本的収入から190万1千円を減額し、総額を4,863万5千円としております。

128・129ページ、収益的支出の主なものは、原水及び浄水費の薬品費を107万3千円、工事請負費を130万5千円それぞれ減額しております。

130・131ページ、資本的収入では、企業債190万円を減額しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、会議日程資料6ページをご覧ください。

議案第6号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について

成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月に施行されたことに伴い、本条例の欠格条項の規定を見直しする必要があるため、一部改正するものです。

主な内容は、印鑑登録ができないとされている「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と改正し、本人の意思確認ができるなど、一定の要件を満たした場合に印鑑登録を可能とするものです。

なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、会議日程資料9ページをご覧ください。

議案第7号 八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

超過勤務命令の上限設定等に係る人事院規則の改定に伴い、本町においてもその趣旨を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する必要な事項を規則で定める委任規定を追加するものです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料11ページをご覧ください。

議案第8号 八郎潟町立八郎潟幼稚園の閉園並びに八郎潟町立八郎潟小学校の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について

八郎潟町立八郎潟幼稚園の閉園並びに八郎潟町立八郎潟小学校の位置の変更に伴い関係条例の規定を整理する必要があることから、本条例を制定するものです。

主な内容は、八郎潟幼稚園預かり保育料徴収条例を廃止し、八郎潟町立学校設置条例から八郎潟町立八郎潟幼稚園、八郎潟幼稚園及び幼稚園に関する規定を削り、八郎潟町立八郎潟小学校の位置を変更したことなどです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料16ページをご覧ください。

議案第9号 八郎潟町町民体育館設置条例の一部を改正する条例について

建築物用途の変更に伴い、所要の規定を整備するものです。

主な内容は、第2条中に八郎潟町第2町民体育館の名称と位置を追加するものです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料18ページをご覧ください。

議案第10号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準変動等を踏まえた道路法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正するものです。

主な内容は、占用料の額について、消費税の表記及び占用料の徴収額の端数処理を道路法施行令と統一したこと、及び督促手数料について、諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例と統一し、100円から150円としたことであり、占用料の額等を定めた別表を全部改正するものです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料36ページをご覧ください。

議案第11号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する条例について

固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路法施行令の一部改正に伴い、条令を整理するものです。

主な内容は、占用料の額について、議案第10号の道路占用料徴収条例の規程の例によることとしたことであり、別表第2第1項及び第2項を改正するものです。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、会議日程資料38ページをご覧ください。

議案第12号 町道路線の認定について

中嶋住宅敷地整備工事に伴い整備した道路の4路線を、町道認定するものです。

続きまして、令和2年度八郎潟町各会計予算案の概要についてご説明申し上げます。
当初予算書をご覧ください。

議案第13号 令和2年度八郎潟町一般会計予算について

1ページ、歳入歳出予算の総額を30億7,230万1千円とし、前年度比5億1,545万2千円、14.4%の減となっております。

別添の一般会計予算資料2ページをご覧ください。

歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で8億209万8千円と、前年度比2億975万3千円、20.7%の減となっております。

また、地方交付税、国庫支出金などの依存財源につきましては、総額で22億7,020万3千円と、前年度比3億569万9千円、11.9%の減となっております。

同じく予算資料の4ページ、性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が総額で14億1,856万3千円と、前年度比1億2,608万8千円9.8%の増であり、物件費、補助費等などの消費的経費につきましては、総額で8億9,821万7千円と、前年度比8,838万円、9%の減となっております。普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で2億9,653万7千円と、前年度比5億4,221万7千円、64.6%の減となっております。

また、貸付金、繰出金などのその他経費につきましては、総額で4億5,898万4千円と、前年度比1,094万3千円、2.3%の減となっております。

それでは予算の主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、当初予算書9ページをご覧ください。

町税に4億4,794万7千円を計上し、前年度比167万6千円の増としております。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合せ、前年度同額の14億7,800万としております。

国庫支出金には、2億9,767万5千円を計上し、前年度比7,191万円の減としております。減額の主な要因は、町営中嶋住宅整備に係る地域住宅交付金について、前年度比7,284万7千円の減額となったことなどによるものであります。

県支出金には、前年度比3,691万円増の2億3,125万7千円を計上しております。増額の主な要因は、農地の暗渠排水整備、区画拡大に係る農地耕作条件改善事業費補助金について、前年度比1,683万6千円、認定子ども園に係る教育・保育施設運営費負担金について、前年度比1,202万9千円それぞれ増額となったことなどによるものであります。

繰入金には、2億3,954万6千円を計上し、前年度比1億9,781万1千円の減としております。これは、財源不足を補うため財政調整基金繰入金に前年度比2億1千万円減の2億2千万円を計上したことによるものであります。

町債には、前年度比2億6,880万円減の1億3,330万円を計上しております。

内訳につきましては8ページの第2表「地方債」をご覧ください。基幹水利施設ストックマネジメント事業債660万円をはじめ、中学校サポーター配置事業債150万円までの8事業について過疎対策事業債を7,330万円、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債が6,000万円となっております。いずれにつきましても交付税措置のある地方債であります。

なお、歳入の詳細につきましては12ページから35ページまで記載しております。

次に歳出の主なものをご説明いたします。

46・47ページ、総務費、電子計算費の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に4,253万4千円を計上しております。これは平成26年度から稼働している県内町村の電算システム共同化に係る負担金で、均等割及び人口割による共通経費が270万円、システム保守及び利用などの事業経費負担分が3,983万4千円となっております。

自治振興費に湖東厚生病院運営費補助金1,766万1千円を計上しております。こ

これは、運営費の補助上限額を特別交付税措置上限額の1億6,862万5千円としたもので、その3分の2を秋田県が、残り3分の1の5,620万8千円を構成4町村で補助するものであります。4町村における平等割、人口割、入院・外来利用割等で算出した本町の負担割合は31.42%となっております。

48・49ページ、新庁舎建設事業費の総額915万2千円につきましては、新たな文書管理システムの移行に伴うファイリングシステム導入支援業務委託料348万7千円、八郎潟保育園正面の北側車庫等解体工事実施設計業務委託料360万8千円などがあります。

52・53ページ、賦課徴収費に固定資産標準地価委託料185万6千円を計上しております。これは、令和3年度の固定資産税評価替えに伴う標準宅地における不動産鑑定評価に係るものであります。

54・55ページ、選挙費には、秋田県知事選挙費に総額238万3千円を、八郎潟町町長選挙費に総額383万3千円を、56・57ページ、八郎潟町議会議員一般選挙費に総額414万9千円をそれぞれ計上しております。

60・61ページ、民生費、社会福祉総務費には社会福祉協議会事務局職員設置費補助金2,092万円、トータルケアを推進する地域福祉協力員設置人材育成事業補助金に504万9千円、62・63ページ、繰出金には国民健康保険特別会計繰出金3,884万1千円をそれぞれ計上しております。

医療給付費の扶助費には、総額で6,082万円の福祉医療費を計上しております。

そのうち町単独分887万円となっております。

障害福祉費の障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託料297万円につきましては、令和3年度からの次期計画策定に係るものであります。扶助費には、自立支援給付費1億5,999万5千円をはじめ、総額で1億7,369万1千円を計上しております。

64・65ページ、老人福祉費、介護保険特別会計繰出金には1億2,752万7千円を計上しております。

68・69ページ、児童措置費には地域子育て支援センター事業委託料849万1千円、すこやか子育て支援事業費補助金1,020万8千円をそれぞれ計上しております。

児童手当5,346万円は、中学校終了前までの児童等に支給されるもので、支給対象者407人分を見込んだものであります。70・71ページ、施設型給付費1億2,920万8千円につきましては、認定子ども園の運営費に係るものであります。

74・75ページ、衛生費、予防費の委託料には予防接種委託料932万円をはじめ総額で976万1千円を計上しております。

78・79ページ、健康増進事業費には総合健診委託料1,453万2千円を計上しております。

80・81ページ、環境衛生費に湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として672万3千円を、後期高齢者医療費に県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金8,220万5千円を、繰出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び保険基盤安定繰出分として総額で2,652万1千円をそれぞれ計上しております。

82・83ページ、塵芥処理費にあつては、ゴミ収集業者委託料に1,339万8千円八郎湖周辺清掃事務組合負担金に5,471万円、し尿処理費では、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金1,051万9千円をそれぞれ計上しております。

上水道費の上水道整備事業出資金825万2千円は、生活基盤施設耐震化等交付金事業として実施する送水管布設替工事に係る上水道特別会計に対するものであります。補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額の4分の1を出資いたします。

86・87ページ、農林水産業費、農業振興費では農地耕作条件改善事業委託料1,676万円、農地耕作条件改善事業工事590万円をそれぞれ計上しております。いずれも農地中間管理機構をとおして担い手に集積された農地について、区画拡大、暗渠排水整備を行うものであります。

88・89ページ、農地費には、高岳地区ほ場整備事業負担金686万8千円、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金733万2千円、湛水防除事業負担金655万円などを計上しております。そのうち、高岳地区ほ場整備事業につきましては、整備区域の一部について区画整理工事を、基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、揚水機・高架水槽の関連工事、パイプライン敷設工事などを県が実施するものであります。

90・91ページ、土地改良施設管理費の多面的機能支払交付金3,174万5千円につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するもので、7団体に交付するものであります。

92・93ページ、商工費、商工振興費の、まちづくり活動効果促進事業委託料13

0万円につきましては、商店街の活性化及びおもしろ市場の運営委託に係るものであります。

また、まちづくり活動センター管理運営委託料1, 266万2千円については、同センターの管理運営に係る人件費、光熱水費及び燃料費などであります。Hacilab補助金2, 333万3千円は、はちらぼHOUSE・商店などの収益事業に係る人件費補助であります。

94・95ページ、貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金2, 700万円を計上しております。

98・99ページ、道路維持舗装費に町道・下水路整備工事1, 109万3千円を計上しております。これは、町道沖谷地1号線の道路改良工事をはじめ町道の舗装補修等に係るものであります。

100・101ページ、社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事5, 352万6千円につきましては、町道上沖谷地昼根下1号線及び町道八郎潟線の道路改良工事などに係るものであります。

公営住宅整備費には総額で1億2, 815万8千円を計上しております。これは中嶋住宅に1棟2戸建ての住宅3棟を新築するものであります。

102・103ページ、公共下水道費には、公共下水道事業特別会計繰出金1億4, 533万2千円を、消防費の常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金1億5, 594万5千円をそれぞれ計上しております。

104・105ページ、施設費には消火設備等負担金286万円を計上しております。

これは、新庁舎の建設に先立ち、庁舎敷地内に設置されている防火水槽を解体し、新たな消火栓を設置するための上水道特別会計への負担金であります。

106・107ページ、災害対策費に防災行政無線中嶋地区屋外子局改良工事733万7千円を計上しております。これは、老朽化している屋外子局のうち中嶋地区屋外子局1基について改良工事を実施するものであります。

110・111ページ、教育費、教育助成費には通学児童バス定期券購入補助金267万8千円、学校給食費助成金1, 896万1千円をそれぞれ計上しております。

120・121ページ、保健体育総務費の東京2020大会聖火リレー開催事業負担金372万4千円は、6月10日に本町を通過するオリンピック聖火リレーに係る警備費用に係るものであります。

128・129ページ、公債費には、元金・利子を合せ総額で3億7, 867万1千円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、132・133ページの給与明細書に記載しております。一般職の会計年度任用職員以外の職員につきましては、総額で4億2, 936万2千円となっており、前年度比1, 198万8千円の減となっております。これは、職員手当の内訳に記載のとおり、職員手当が前年度比1, 321万8千円の減となっていることなどが影響したものであります。

また、令和2年度から新制度が運用される会計年度任用職員につきましては、総額で8, 948万5千円となっております。

137ページ、地方債の令和2年度末借入残高は29億1, 009万8千円の見込みとなっております。

以上が一般会計当初予算の概要であります。

議案第14号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

139ページ、歳入歳出予算の総額を6億6, 880万4千円とし、前年度比1, 634万2千円、2.5%の増としております。

146・147ページ、歳入の主なもの、国民健康保険税に総額1億145万7千円を計上し、前年度比432万6千円の減となっております。

148・149ページ、県支出金の県補助金には総額で4億9, 371万5千円を計上しております。

150・151ページ、繰入金の一般会計繰入金には保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業分として3, 884万円を計上し、繰越金を3, 473万円としております。

154・155ページ、歳出の主なもの、保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費に4億1, 675万8千円を計上しております。156・157ページ、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に5, 868万5千円を計上しております。

158・159ページ、国民健康保険事業費納付金の医療給付費分には総額で1億377万3千円を、160・161ページ、後期高齢者支援金等分には総額で3, 491万円を介護納付金分には1, 089万2千円をそれぞれ計上しております。

以上が国民健康保険特別会計予算の概要であります。

議案第15号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

167ページ、歳入歳出予算の総額を8,204万9千円とし、前年度比1,126万2千円、15.9%の増としております。

174・175ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で5,520万5千円を、繰入金的一般会計繰入金には、事務費及び保険基盤安定分を合わせ総額で2,652万1千円をそれぞれ計上しております。

178・179ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に7,890万9千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

続きまして、会議日程資料40ページをご覧ください。

議案第16号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして当初予算書をご覧ください。

議案第17号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

183ページ、歳入歳出予算の総額を3億283万1千円とし、前年度比348万4千円、1.1%の減としております。

186ページ、の第2表「継続費」をご覧ください。公営企業法適用化移行事業につきましては、令和元年度から4年度までに総額881万7千円の継続費を設定しております。

192・193ページ、歳入の主なものは、使用料に7,641万6千円を、一般会計繰入金に1億4,533万2千円をそれぞれ計上しております。町債は建設利息償還債7,320万円をはじめ総額で8,100万円としております。

196・197ページ、歳出の主なものは、秋田湾・雄物川流域下水道事業費に同事業負担金597万1千円を、下水道維持管理費に総額で7,178万円をそれぞれ計上しております。

198・199ページ、公営企業法適用化移行事業につきましては、継続費の2年目として法適用化移行に係る支援業務委託料192万5千円を計上しております。

公債費は元金・利子を合せ総額で2億2,308万4千円としております。

以上が公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第18号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

205ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を9億358万4千円とし、前年度比676万6千円、0.8%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、383万1千円と、前年度比10万7千円、2.9%の増としております。

212・213ページ、歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料に1億7,309万6千円を、国庫支出金の介護給付費負担金に1億4,754万6千円を、国庫補助金に総額で7,406万2千円を計上しております。

214・215ページ、支払基金交付金には総額で2億3,438万7千円を、県支出金の介護給付費負担金には1億2,708万1千円をそれぞれ計上しております。

216・217ページ、一般会計繰入金は、総額で1億2,752万7千円としております。

222・223ページ、歳出の主なものは、総務費の認定審査会共同設置負担金に362万2千円を計上しております。

224・225ページ、保険給付費、介護サービス等諸費には、総額で7億4,710万4千円を、226・227ページ、介護予防サービス等諸費には、総額で1,170万3千円を、228・229ページ、高額介護サービス等費には、総額で2,331万円を、特定入所者介護サービス等費には、総額で5,902万2千円をそれぞれ計上しております。

230・231ページ、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費には、総額で1,705万6千円を、234・235ページ、包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で1,792万3千円をそれぞれ計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第19号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計予算について

251ページ、給水戸数を前年度比15戸減の2,615戸、年間総給水量を前年度比4,300m³減の53万1千m³と見込んでおります。

268・269ページ、収益的収入の給水収益には、1億3,964万5千円を計上しております。

270・271ページ、収益的支出の主なもの、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検委託料839万4千円を、272・273ページ、動力費に浄水場電気料1,452万円を、薬品費に443万4千円をそれぞれ計上しております。工事請負費には耐用年数の経過により高圧気中開閉器取替工事107万1千円を計上しております。

配水及び給水費、委託料には水道台帳システム作成業務委託料474万1千円を計上しております。

274・275ページ、総係費、委託料の町村共同電算システム利用料186万3千円は、県内町村の電算システム共同化に係る利用料であります。

276・277ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,449万8千を、営業外費用、支払利息には企業債利息593万6千円をそれぞれ計上しております。

278・279ページ、資本的収入の主なもの、企業債に3,690万円を、一般会計出資金に825万2千円を、国庫補助金に1,650万3千円をそれぞれ計上しております。いずれにつきましても、生活基盤施設耐震化等交付金事業に係る収入であります。

資本的支出の主なもの、建設改良費、配水施設整備費の委託料に生活基盤施設耐震化等交付金事業委託料672万1千円を、工事請負費に同事業送水管布設替工事費5,541万6千円をそれぞれ計上しております。これは、法定耐用年数40年を経過し耐震性に劣る石綿管を、耐震性のある鋳鉄管に布設替えるもので、令和2年度は、浦大町及び上昼根地内において送水管555mを布設替えるものであります。

2号排水ポンプ更新工事893万2千円は、設備点検において不具合が指摘されている排水ポンプの更新に係るものであります。

企業債償還金には、2,734万円を計上しております。

以上が上水道特別会計予算の概要であります。

以上の会計につきましては、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き再開いたします。
これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第7、承認第1号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第5号）の専決処分承認を求めることについて、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。承認第1号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第1号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 元年度予算でもいいと思ったんですけども、あまりこう元年度の方に固まるとあれです。というのは継続明許費があります。これは別に継続明許費に対してどうのこの言ってる訳ではなくて、ここに並んでいる事業、この中で特に私はストックマネジメントとか湛水防除、特定農業用管水路、これらはこの後八郎潟土地改良区の関係がありますけども、この事業は町が直接関与してます。
そういう風なことでいわゆる何というか、我々その進捗率がよく把握してない訳で、出来ましたらこういう風なものを出すという、どの程度進捗率予定ではいつ頃というか何かそういう資料を出してもらえれば非常にいいなと、それから後もう一つは、戸村さんの関係の事業、それから高岳地区ほ場整備事業、こういう風ないわゆる町の補助基準と言いますか補助率、いったいどの位ずつ出しているのか、皆んな同じなのか違うのか、こういうのがちょっと、もしこう一覧表等みたいなものがあれば非常にいいなと思っ

議長 村井 剛 ていますので、出来ましたら議会中にでも配布いただく検討をよろしくお願ひします。そうすれば、いま回答は必要、後で資料提出すればいいということですか。そうすれば資料の提出は後でという形で、よろしくどうかお願ひいたします。他にありますでしょうか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 補正予算書の56ページ、公営住宅整備費の中で1億4,277万4千円の不用額というか、これが出ているということは非常に37億の予算に対して1億4千万も出ているというのは、非常に大きい額なんですけど、これ、住宅のことなんですけどこの不用額が何故こういうことになったのか、ただ実績ということじゃなくて、その経過等についてちょっと説明願ひたいと思います。もう一つですが、農業費補助金、23ページの中で217万9千円ここで総額で不用額がある訳なんですけど、この事業が何故行われなかったのか、これ当初予算にも関係してくると思うのでその辺をちょっと説明願ひたいと思います。もう一つなんですけど、21ページの中の歳入の件なんですけど、ここで8,238万8千円とあります。これはいま私が話した事業費をやらなかったことによって、生まれてきたものなのか、それが実績なのかその辺をちょっと説明願ひたいと思います。

議長 村井 剛 そうすれば、村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただいまのご質問についてお答えいたします。まず、最初に57ページ、住宅整備費1億4,277万4千円の減額についてでございますが、不用額ではなくて先程、町長の説明にもありましたように交付決定による減額でございます。交付金の金額が、当初予算1億1,341万5千円の要望額に対しまして、交付金が6,661万2千円の配分が決定されたことによる減額でございます。以上です。

議長 村井 剛 農業関係、はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 22・23ページの農業費補助金、総額で217万9千円でございますけれども、まず農業経営基盤強化資金等利子補給事業費補助金、これは事業費の確定によるものでございます。それから農業次世代人材投資資金、こちら事業費の確定によります。事業費145万6千円でございます。それから農地集積協力金交付事業補助金、こちらは対象者がいなかったためということでございます。これはリタイヤ、農業を止めるという方がいなかったということです。それから農地利用最適化交付金、これは実績見込みによる減額でございます。実績見込みはおよそ240万ほどと記憶してございます。それから経営所得安定対策等推進事業費補助金、こちら事業費の確定による減額でございます。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 土木のところですね実績と言われたけれども、この歳出ですよ、歳出で1億4,277万4千円ということで、事業やらなかったということでしょう、それが実績じゃないの、違うの。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 令和元年度、平成31年度当初予算計上時に関しましては、社会資本整備交付金事業の当初予算、先程言いました1億何某の要望額、県・国に対して要望してる訳です。それを受けまして年度途中、その要望額に対する交付金が必ず配分、例えば今回59%位です。要望額に対して59%の事業費が配分される訳でございます。それに伴って、当初予算計上時の事業が出来ないことがその時点で決定されます。交付金に合わせた事業をその時に実施するものでございますので、おのずとその減額が生じるということになります。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第1号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、議案第2号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第2号についての質疑を終わります。次に、日程第10、議案第3号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第3号についての質疑を終わります。次に、日程第11、議案第4号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。次に、日程第12、議案第5号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第5号についての質疑を終わります。次に、日程第13、議案第6号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。次に、日程第14、議案第7号 八郎潟町職員の勤務期間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 第7号ですけれども、この条文には出てきてませんが前の説明資料にありました。特に指定する業務という言葉がありまして、ここに該当するかしないかということである。いわゆる条例改正が絡んでくる訳ですけれども、それが規則で謳われているものか、とも思いますが、そうでしょうか。
この特に指定する業務というのは、どんな業務を指しているのでしょうか。お願いします。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございます。規則の方では具体的なものは定めておりません。方向性となれば、国の人事院の定めの中では、各省庁の予算編成とかという例示を挙げております。
それを参考にしながら、例えば選挙事務であったり、災害に当たる時間であったりということは考えております。その時々を考えを今後まとめながら、運用上で対処していきたいと思っております。以上です。

議長 村井 剛 はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 いまの件ですけど、その関係は町の規則には入らない。はい、分かりました。

議長 村井 剛 他にありますか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。次に、日程第15、議案第8号 八郎潟町立八郎潟幼稚園の閉園並びに八郎潟町立八郎潟小学校の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。次に、日程第16、議案第9号 八郎潟町町民体育館設置条例の一部を改正する条例

について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。次に、日程第17、議案第10号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。次に、日程第18、議案第11号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。次に、日程第19、議案第12号 町道路線の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。次に、日程第20、議案第13号 令和2年度八郎潟町一般会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 まず最初85ページの商店後継・起業者支援交付金、これはちなみに年間通しての予算計上でございますでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 商店後継・起業者支援につきましては、年間を通した予算でございます。

1番 小柳 聡 じゃあ、例年より大分見込みは少ないと思いますが。

産業課長 千田浩美 対象者が段々減ってきているということでございます。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 えーと施政方針の2ページに書かれてあります、過疎地域自立促進法に基づく国による財政支援が令和2年度で終了しますと、そのことを何が出てくるのか分からないという感じだから、これを見してみると新年度予算の学校給食というのは、過疎債を充用してますよね。

国の方針では給食は国で全部みるというような話も伝わってきていますけども、その辺はどういう具合に対応するのか、それがまず一つ伺います。

それから二つ目ですが6ページ、普通財産に衣変えすると、普通財産に衣変えして無償対償すると、こういうように書かれてありますけども、この財政が厳しい中では無償対償よりも、有償対償ということを考えてはどうなのか、というのが二つ目の質問です。

三つ目が予算書の87ページ、この一般会計予算資料の5ページの中にあります、農地耕作条件改善事業委託料、これはどんな人をどんな事業に対象するのか、その中身を教えてください。

もう一つは、新時代を勝ち抜く農業夢プラン応援事業補助金、これもどんな事業でどんな人を対象にするのか、その辺を教えてくださいませんか。

議長 村井 剛 そうすれば、給食から。落合教育課長。

教育課長 落合智 お答えいたします。そちらについては一般財源の方になってくるかと思えます。

議長 村井 剛 次に二つ目、普通財産の有償の話は、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 今回の措置等でございますけども、町の子どもの教育が形が変わるということございまして、その認定子ども園関係に関しては、町が委託を行うということで、無償化ということで進めてございます。以上です。

議長 村井 剛 そうすれば、もう一つ。千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず夢プランにつきましてでございます。今回は枝豆選別機、それから枝豆洗浄機の予算でございます。それから農地耕作条件につきましては、今回は区画拡大、それから暗渠排水、いつもの通りですけれども、区画拡大が1名、それから暗渠排水が総合で11名ですか、農家の方々が対象となっております。

7番 加藤千代美 経営体育成事業というのは、これは個人は該当しない訳ですか。個人が該当しますか

産業課長 千田浩美 経営体育成につきましては、いろいろ条件がございます。ポイント制になっておまして、認定農業者も出来る訳ですけども、法人の方がやりやすいというような事業でございます。

7番 加藤千代美 ちょっと聞き洩らしたのですが、この農地耕作条件改善の委託料は個人が該当する訳ですか、それとも認定農家、それから法人が該当していく訳ですか。

産業課長 千田浩美 農業者です。ですから認定農業者とかそれから法人でないといふ縛りはないはずですよ。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 夢プランの中には先程言われましたけど、大豆と野菜と言われたんですが、その他の作物は想定していないですか。

産業課長 千田浩美 枝豆の選別機と枝豆の洗浄機と言いましたけれども、野菜はだめだということですか。

7番 加藤千代美 洗浄機ということは分かりましたけども、この中にはいろいろ該当する品目があるはずですよ。

産業課長 千田浩美 ええ。

7番 加藤千代美 その品目はやるのかやらないのかということを知りたいんです。

産業課長 千田浩美 言ってる意味が分かりませんが、野菜も対象作物であれば申請があれば大丈夫なはずですよ。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 産業課関係で私と委員会が違いますので教えてください。
一つは91ページの関係で、多面的機能の関係ですけれども、これは先程言いましたように前に説明ありましたが、7団体分に補助されるということなんですけれども、これは国・県そして最終的には町が補填すると、こういう風なことの補助金だと思いますけれども、ただ一つ、私いままでもあったと思いますけども、15万円の国庫補助金があります。これ見てみますと、どうもこの辺に入って歳入の関係で財源内訳に入ってるようなんですけれども、これは事務費と解釈して、いわゆる需用費の辺りにあるという考え方でよろしいでしょうか。

結局15万円だけでも、例えば県の対応はなし、で町の方もないのかあるのか、事業費にしてどの程度なのか、ストレートだと15万円くることなんですけれども、これまず一つ。

それから産業課関係、観光のところですよ。観光のところでは委託料ありますけれども、ここに高岳山展望台撤去の委託料、これは町の私よくこれ分らなかったんですけども、町の方でそうするとこれを造る時に計画があったのか、指示したのかそれをほごすと、誰が決めたのかよく分からないけれども、これを町が委託をして他の人からほごしてもらおうと、こういうことで理屈はそういう風になるんだろうと思いますけれども、その建てる計画の段階で町が関与していたものかどうか、ほごすのは誰が決めたのか、こういう点はやっぱりある程度議会では分かっているとまずいと思われるので、その経緯を一つ教えてください。それが一点目です。

それから、もう一つは総務の関係です。総務の関係で49ページになりますけれども、こ

れも委託料です。北側の車庫の解体工事設計委託料これ360万8千円、ご承知のとおり北側の車庫はそこにある車庫だと思いますが、特別な高騰な高級な車庫でもない、私共、常日頃そう思っております。

これに360万何某の解体の設計を組ませるといふ風なことなんですが、我々素人からすると、もうそのお金があれば解体業者がもうすでにほごしてしまうんじゃないかという感じに見えます。

特に今後そういうものは特殊なものではないと、私は思いますけども何かそこに我々の知らないものがあるのかどうか、360万円掛けなければならない解体出来ないようなりっぱな設計を組む必要があったのかどうか、この点を一つご説明お願いします。

議長 村井 剛 そうすれば、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず始めに、15万円の件ですけども、これ事務費として消耗品、それから公用車のガソリン代として使用してございます。それから二点目の高岳さんの展望台の撤去でございましてけれども、実は展望台出来た経緯はちょっと私も調べてございませぬけれども、昨年、実はあそこで撮り鉄というんですか、鉄道の写真を撮りに来て、怪我した方がおります。

それはまず、たまたま町の展望台ではなかった訳ですけども、今回の町の展望台、これ現地見ましたら腐ってちょっと危ない状態でした。階段のところも、それで修繕か撤去で悩んだ訳ですけども、まず撤去の方がいいだろうということで、撤去の方にしております。場所は一番上です。神社のそばです。

9番 近藤美喜雄 ちょっと分からないところがあったんですけど、というのは最初にあれを建てる段階で、町がどういう風に関与していたかこの関係、だからそれが何というか我々にはないよということになると、委託をするということ自体もまたおかしい、と私は思います。

その他にですね、あそこにはここは高岳山と書いてあるから、私の想像では尼子建かなと思ってるけれども、高岳山にしても後、浦城の方にも櫓はあると思っております。

こういう風なものはそうすると、何処で見て管理しているのか最終的には町が全部こう負担をして、整理しなければならないのか、その他に建物もあります。

こういう風なものに対して、町がどう関与して来たのか、そういう風なものに対してまた改修したいとか、ほごしたいとかという場合はまた町が委託賭けるのか、というようなのがね、何か経緯がちょっと分からないので、そういう風な要項みたいなものも見たことないので、その点を一つ説明してください。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 浦城に関しては、我々は感知しておりませぬ。今回の場所ですけども、一番高岳山の上の西側の方ですか、神社の向かい側に実は展望台が建ってます。それを古くなって危ない、危険ということでまず今回は撤去するという事です。

これは町で建てたということですので、それで町で撤去するという事です。カッコーラインではありません。違います。

9番 近藤美喜雄 いずれこういう風なものを建てる段階で、町が掌握してるかどうかということ、これがやっぱり大事だと、委託料を賭けるというのはまったく我々が関係ないのに、委託を賭けるということはちょっとおかしいので、その点は委託を賭ける根拠、これをやっぱり教えてほしいと思います。

産業課長 千田浩美 ですから先程も申しましたけども、町で建てたものですので、町でまずほごすということですよ。

議長 村井 剛 もう一つ、総務課の方に小野総務課長。

総務課長 小野良幸 この解体実施設計の対象となる建物でございまして、福祉バス、それから除雪車が入っている大きな車庫、それからオーバースライダーのこちらでいきますと、この正面にあるオーバースライダーの車庫、それから大道公民館、それから災害備蓄をしております大道公民館の隣の建物一体を指しております。

解体するに当たり、建物が結構堅固な建物もありますので、いきなり工事費というものも何ですので、取り敢えず実施設計の方を出ささせていただきました。

なお、実施に当たりましては、そこら辺よく吟味をいたしまして進めたいと思っております。

9番 近藤美喜雄 いまの関係だけれども、意外に委託料が高いので何か建物に特殊性とか何かがあるのかどうか、この点はどうでしょうか。さっき言い忘れたので。

総務課長 小野良幸 特殊性は特にはございません、と思っております。

9番 近藤美喜雄 後は委員会の方で。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 すいません、確認をちょっとさせてください。63ページ、社会福祉費の中で19節の扶助費、これって町単独分としては割合が上がったものなのか、というところをちょっと確認をしたいのが一点と、113ページの併設校管理費の医薬材料費、これに私一般質問で取り上げた経緯がございましたので、ここにフッ化物洗口の予算が組まれているものかと、この二点をお伺いさせていただきたいと思えます。

議長 村井 剛 齊藤福祉課長。

福祉課長 齊藤嘉生 63ページの下の方の扶助費の件でございますけれども、実際には利用人数が減ってきております。利用者が減ってきておりますが、ただその方々の利用の回数が増えておりますので、全体的には増となっております。以上です。

議長 村井 剛 もう一つ、113ページは落合教育課長。

教育課長 落合智 フッ素対向の薬品はここに入っております。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 委員会が違うのでちょっと確認したいんですけど、予算書の95ページのところの、真ん中よりちょっと下なんですけど、湖東3町観光企画事業委託料、というのがございます。これ施政方針で示されてる資料の中にある、湖東3町春祭りスタンプラリーのことだと思うんですけど、この話の出どころというか、きっかけはどういう形で進められたのかちょっと教えていただきたいのですが。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 きっかけはプレミアム商品券の関係で湖東3町が集まりまして、そこには当然、商工会さんも入ってくる訳ですけども、その中で出た話から始まっております。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。
次に、日程第21、議案第14号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。
次に、日程第22、議案第15号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。
次に、日程第23、議案第16号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。
。次に、日程第24、議案第17号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。
。次に、日程第25、議案第18号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。
。次に、日程第26、議案第19号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計予算について質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。
。次に、日程第27、陳情についてを上程いたします。
お手元に配付しております陳情文書表は、陳情2件であります。
提出された議案並びに陳情について、議事日程及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、所管の常任委員会に付託することといたします。
事務局長補佐から、委員会室を報告させます。

事務局長補佐 渡部祐一郎 総務産業常任委員会は第一委員会室、教育民生常任委員会は第二委員会室で開催していただきます。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時 5分)

令和2年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 令和2年3月10日(火)

議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。はじめに11番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。11番 伊藤議員。

11番 伊藤秋雄 おはようございます。
今回はなぜか一般質問のトップバッターということで、指名されましたので心からお礼を申し上げます。1月に中国の武漢から新型コロナウイルスが発生し、世界中に感染しております。
日本では現在1,217人が感染しております。また、死者は16名、亡くなられた方の御家族に対し、心からお悔やみ申し上げます。一日でも早く復活できるよう心からお祈りし、私の質問に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
私の今回の質問は二問ですので、通告どおり一問一答で質問いたしますので、当局の答弁をよろしくお願いいたします。
まず始めに、人口減少と今年度予算、政策の取り組みについて質問いたします。
全国的に人口減少が深刻化しています。秋田県では、今まで100万人以上であった人口が、現在では96万2,785人、男性45万2,812人、女性50万9,973人、今年1月の発表でございます。
また、25市町村の内訳では増えたのは3町村、八峰町が3人、大潟村が2人、東成瀬村がゼロで後の22市町村は減少と報道されています。本町を調べてみたら、平成31年3月号の広報では5,894人、自然減では昨年出産した赤ちゃん19人に対して死亡者が95人で76人の減でした。
社会減では転入者が99人に対し、転出者が180人で約81人が減になっております。
また、世帯数は31年度3月号では2,483戸、令和2年の2月では2,461戸この一年間で22戸、また人口では157人が減少しております。
ただし、これは上水道の供給戸数とは違うので、ご理解くださるようお願いいたします。
それでは質問いたします。今後、年々減少すると思われそうですが当局では少しでも人口減少を食い止める対策や、今までの予算関係の事業のほかに新規事業は何か考えているものかお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えします。
既に実施している施策ですが、平成28年度からふるさと回帰支援金交付事業を、平成31年度からは移住支援助成金交付事業を行っております。
また、国や県と共同で実施している地方創生移住・就業支援事業、空き家の有効活用による定住促進を目的として、購入した空き家をリフォームする移住・定住世帯に対し住宅リフォーム支援事業補助金交付事業を実施しておりますが、来年度におけるそれらに変わる新規事業の予算措置はしておりません。

11番 伊藤秋雄 いま町長の答弁でありましたが、28年度から30年度の国の事業などで、いろいろやっているようですが、今年はないということで後でまた、このことについて触れて行きたいと思っておりますので、先の方に進めて行きたいと思っております。
それでは28年度の2月、八郎潟町人口ビジョン、これは議員の皆さんにも配られていると思っておりますが、今年2月19日、パソコンに載っている八郎潟町の人口と世帯、人口推移を比較してみたら大きな差がありました。
人口ビジョンでは5年間で6.8%、パソコンでは8.2%減少でした。このデータはどちらも国勢調査結果など、国立社会保障人口問題研究所から出ていると思うがあくまでも予測のデータとは言え、違いが大きすぎるのでこの点については当局はどのように考えているのでしょうかお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 令和2年2月の人口は、平成28年2月策定の人口ビジョンにおける令和2年の推計人口と比較しますと、42人減少が早く進んでおります。

秋田県が平成27年国勢調査人口を基に推計した平成30年策定の人口ビジョンによると、平成22年を100とした場合の10年後の平成32年推計人口指数は88であり、本町の指数は87.4とほぼ全県平均の人口減少率を示しております。

なお、要因は特定できておりませんが、来年度策定予定の総合戦略策定の事務作業の中で、分析をして参りたいと思います。

- 11番 伊藤秋雄 私も今ちょっと質問しましたが、本町の人口推移と言いますか、これパソコンで見たら大変やっぱり10年後、20年後、40年となればかなりのデータの差があります。これは町の方のデータですか、それとも国勢の方のデータであるのかなと、我々に説明したのは、前に八郎潟町の人口ビジョンということで、28年の2月に配付されております。それと今のパソコンのデータはすごく差があるので、どうかなと八郎潟町で出しているのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 確認でございますけども、パソコンのデータとは、どういったデータでしょうか。

- 11番 伊藤秋雄 これが八郎潟町秋田県の人口世帯ということで、こういうのが出ております。八郎潟町で。それと比べて40年まで、2045年までやっぱり人口ビジョンと同じに出ております。その差が極端に違う訳です。それ町の職員達は見ていませんか。

総務課長 小野良幸 おそらくだとは思いますが、町の方で策定した人口ビジョン、そこでは10年後、20年後、50年後までの推計人口を業者さんの方に委託しまして、推計データということで見せております。

その実際に何もしなければ、そういう風にならなくていこうというものを、人口ビジョンそれから総合戦略で目標人口というのを定めております。

その差ではないかと思っておりますが、いまご覧になった資料ですが、ちょっと私、どういったデータなのか詳細見ておりませんので、ちょっとこれしかお答えできません。

- 11番 伊藤秋雄 後でこれ家にも全部取ってあります。当局の方にも一応提出します。こういうデータがずっと付いています。後でコピーしてありますので比較して見てください。この後また質問がありますので、そこのところをよろしく願いいたします。いま町長も言いましたが、ちょっと質問に入りたいと思います。本町の総合戦略計画では、社会減の人口流出に歯止めをかけるために、Aターン、Uターン者への取り組み結婚、出産等、28年度から令和2年度までの5年間、計画通り成果は上がっているものでしょうか、お尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 成果についてでございますけども、婚姻届けにあつては、平成28年4月から令和2年1月までの4年間で、54組が本町に届出をしております。出生数は同じく4年間で73人となっております。

総合戦略における平成31年度数値目標と比較しますと、不妊、不育治療助成件数が目標5件に対し、5件、出生数が目標34件に対し14件、婚姻数が目標15件に対し11件となっております。

また、新卒者やAターン、Uターン者への支援として町に定住していただいた場合に助成金を交付する移住支援助成金、ふるさと回帰支援金などの施策を行っております。

その利用実績ですが、移住支援助成金が交付者1名、ふるさと回帰支援金も交付者が1名となっております。

- 11番 伊藤秋雄 いろいろ町長から今までの成果というか、取り組み5年間の計画をいま発表してもらいましたが、私もちょっと色々な全国の自治体のことで、本当に人口が減少しているところで、一番人口が増えているのは何処かなと調べたら、小さな島、これは島根県の島です。

ちょっと紹介してみます。小さな島の知夫村というところでございます。面積はわずか13.7km²。2008年から2009年にNHKの連続ドラマ「だんだん」で放送されたところでございます。自治体で主な産業は畜産・水産・観光です。1950年に2,349人であった人口が2009年には582人に落ち込んだ。当時の村長は知夫村が生きていくためには、産業振興・事業創出・定住促進は絶対必要な条件として、政策を掲げたところ、人口は2016年から3年間で12人、9人、24人と45人が増加したそうでございます。

また、2018年の人口増加率は3.9%、増減率ではそうです。また全国で人口が増えたということで1位になり、大きくパソコンに出ておりました。

また、社会増減率は4.42%、一番先の事業としては「家族と暮らす島留学、スタート」それから「知夫村の産業振興担い手支援事業」など離島ならではのアイデアを実行、対象者は55歳未満Uターン・Iターン者で10年間の居住意思がある人、Iターン者には月額12万円、Uターン者には月額11万円の支給、期間は最長2年間で起業支援の貸付金の上限は300万円、また、定住促進事業として5年以上の定住を条件に、新築住宅や土地の取得、住宅のみ取得の場合で100万円、引っ越し費用は20万円が助成されています。

また、うちの方にもありますが、子育て支援事業は妊婦検診診察費用最大15回、妊婦検診交通費、出産のための宿泊費、それから新生児聴覚検査費用など助成されています。

また、出産祝い金は第1子・第2子は50万円、第3子以上は100万円、結婚祝い金として、5年以上居住すると100万円等々、本町にも同じような事業はあるが、大きな差があります。これはちょっと人口が増えたところを紹介いたしました。

それでは別の質問をいたします。町長も言いましたが、第6次総合計画の令和3年から6年までの後期5年間、基本計画に入るということで、人口減少など人口ビジョン等見直しも当然あると思いますが、いかがでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

町長 畠山菊夫 いろいろ6次計画についても今後見直しされますので、その中では対応して行きたいと思っております。

11番 伊藤秋雄 いま町長の答弁では、見直しをして行きたいとやっぱり私達もどの位減るのか、増えていくのか関心を持ちながら見ておりますので、少しでもこの町の減少が急激に少なくなるようにしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは別の質問に移ります。本町では空き家が何軒あるのか、また空き家バンク登録数は何軒か答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 平成29年度時点で空き家の件数は191軒であります。

また、空き家バンクの登録は現時点ではありません。空き家バンクを利用して住みたいとの問い合わせは数件ございますが、登録者がいないので連絡先を伺って登録があり次第、連絡をすることとしております。

11番 伊藤秋雄 いま町長から答弁がありました。空き家は191軒、空き家バンクはいまのところはない、ということで答弁がありました。何故この空き家バンクは事業が進まないのかなど私も不思議でなりません。

この問題については、やっぱり31年度の予算にも、また今回の当初予算にも、千円を置いてあります。これやっぱり積極的に進めて、今後のためにも必要ではないかなと私は思っておりますので、積極的に担当課の方も進めてもらえれば有難いなど、この件に関してはまた後で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは次に移ります。空き家は191軒あると答弁ありましたが、2月13日、はちらぼHOUSEの理事長と議員互助会の研修会の資料によると、はちらぼHOUSEの中のまちづくり活動センターで調査の委託を受けたのみで、管理については行政側で行っているとの説明がありました。

一昨年から町で調査しているとの説明があったが、平成27年度に空き家対策の推進に関する特別措置法の法律ができました。

その中で4区分の特定空き家について、お伺いします。いま191軒の中で、本町では保安上危険のある空き家は何軒あるのか、また衛生上有害となる家屋は何軒なのか、景観を損なっている状態の家屋は何軒なのか、周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態の家屋は何軒なのか、空き家の分類はしているものでしょうか答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 危険空き家については15軒と認識しております。それで衛生上とかそういうものも全てその危険空き家に入っているものと思っております。

11番 伊藤秋雄 空き家のことで15軒という話がありましたが、こういうデータあるものですか町には。空き家対策特別措置法という法律知っていますか。

副町長 千田 清 いま危険空き家の関係ですけれど、それについてはいま町長が言ったとおりで15軒ということで、何軒かはやっております。ただその措置法については私も詳しく知りま

せんので、ご容赦願います。

- 1 1 番 伊藤秋雄 何故この質問したかという、やっぱり空き家はだんだん増えていきます。こういう法律の中で4区分に分けて書いてあります。
そういったものをやっぱり、これからどういう空き家を使い道があるかないのか、景観を損なっている空き家はどうか、そういうのもやっぱりデータは出しておくべきではないかと感じております。
これに法律ちょっと書いてありますので、こういうものも担当課の方に置くべきではないかなと感じておりますので、これもし見たいのであれば後で提出します。
それで空き家のことについて、もう少し聞きたいと思います。いま15軒は把握できたと、あるいは町から空き家を撤去していただきと勧告する訳ですね。改善されない場合、町ではに従わない場合、これに対して処罰というものはありますか。

副町長 千田 清 ただ今の件でございませぬけども、空き家を勧告した例はございませぬ。
ただ、その危険な空き家に対しては、周りから苦情がきたりしてこちらの方で解体して頂けないかと、町の方でも補助金がありますよと説明はしております。以上です。

- 1 1 番 伊藤秋雄 勧告はしてないということで、町の方では一応空き家に対する法律は作っているものですか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 町の条例で、空き家の適正管理に関する条例を設置してございます。

- 1 1 番 伊藤秋雄 いま総務課長が、空き家に対する条例を作ってるということですが、その中には罰金制度というものはありますか。

総務課長 小野良幸 条例持って来てませぬけども、作った当時の内容で説明申し上げますと、その危険な空き家、最終的には適正な管理になるという目的の条例なんですけど、そこに至るまでの連絡、それから勧告、最終的には代執行というところまでの流れは、内容に入っておりませぬ。罰金の方はなかつたと思ひます。

- 1 1 番 伊藤秋雄 この資料見ると罰金が50万以下ということで出ております。これもまた後でもし見たければ、提出しますのでこれも一応参考にはなると思ひますので、そういう情報は当局の方でも掴む必要があるのではないかなと、別に当局を責める訳ではないけども、空き家はどんどん増えてきますので、そういったものは作ったほうがいいのではないかと後々のためにいいと思ひますので、そこら辺提案しておきますのでよろしくお願ひします。
それでは別の方に移りたいと思ひます。先日のさきがけ新聞では首都圏県人会アンケートに、ふるさと力になりたい、もっとふるさとと深く関わりたい、などふるさとへの提案・要望などが載せられた新聞がありました。
これは職員の皆さんも大分見てると思ひますが、それでここの中で例えば移住より季節移住を増やすべきだ、またお年寄りが働く環境・整備も必要、過疎化人口減少を変えるための提案を首都圏在住者に募ってほしい、移住強化に協力したい、秋田県内で事業を起こしたいので相談窓口が欲しい、などたくさんの提案や要望がありました。
そこで質問いたします。農業や福祉関連などの事業展開を考えている、秋田県ではどんな事業が求められているか、情報を得る相談窓口が分かれば協力できる、また旅行や地域のイベントに大いに参加したり協力できる、空き家を利用して長期滞在する一軒家があれば地域のために貢献したい、などの要望があるので、空き家バンクを活用して移住・定住を少しでも進めるべきであると思ひますが、当局の答弁をよろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫 在住の方々を活用したご質問だと思ひますけども、関東地区ふるさと会やふるさと納税をしていただいた希望者に対し、毎月町広報を150部送付しておりますので、町のこうした取り組み情報は届いているものと思ひます。
昨年開催された関東地区ふるさと会では、空き家バンクのPRチラシを配布し、さらに本人のほか親族や知人で空き家を賃貸・売買したいという方への連絡についてもお願いしております。ということでよろしいでしょうか。

- 1 1 番 伊藤秋雄 いま関東ふるさと会などに150部配布しながら、空き家のことをPRしていると思ひますが、今年の3月号の広報ですか、これも大変良かったなと私は見てますが

、産業課からのお知らせ、ということで移住・定住関係の助成金についてと、いろいろ書いてあります。これはパソコンなどにも町のホームページに掲載されて、PRしてるものでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 ホームページにも掲載してPRをしています。

1 1 番 伊藤秋雄 ありがとうございます。大いにこういうものは全国に発信するためにも、ふるさと会だけの方ではなく、全国の人がここに住みたいなど、やっぱり興味を持たせるのも必要でないかと、家もよくパソコンのホームページを見たりしているけど、まだまだ情報発信が足りないなという感じを受けてますので、そこら辺もう少しお互い職員同士で研究しながら、この町へ少しでも滞在してもらうような人を増やしてもらえれば、有難いなと思っております。

もう一つ前に戻りますが、昨日の町長の施政方針では、解体費用を助成して、危険家屋や解体に向けた支援を行っています。30年度は2件、令和元年度では1件の申し込みがあり、危険家屋の解体を実施しております。

今後も継続実施するとありますが、この補助金に対してですが、空き家の1軒に対して助成するのか、それとも建物の面積に対して助成なのか、それとも解体の費用の一部なのかそこら辺ちょっとお聞きいたします。よろしくをお願いします。

議長 村井 剛 千田副町長。

副町長 千田 清 解体の費用の一部でございます。

1 1 番 伊藤秋雄 どうもありがとうございます。解体ということでした。

それではまた別の方に移りたいと思います。2月13日、議員互助会にはちらぼHOUSEの理事長と研修・懇談会を、はちらぼHOUSEの2階で行い、質問事項を通告して今までの経営状態について説明を聞きました。

NPO法人はちらぼHOUSEがオープンして3年たちましたが、いまだに経営状態は良くなく、理事長の話では31年度、令和元年度も赤字であり、町当局に令和2年度当初予算はまだわからなかったのですが、その時、2,300万円位助成をお願いしたと聞いて驚きました。

議員の仲間の大部分の方も、町当局から3年を目途に助成するという説明は受けましたが、参考までですが3年間の予算を読みます。

29年度決算では48,389,100円、30年度では22,305,538円、31年度は決算が出ていないので予算案で言います。25,088,000円が補助されております。

私の概算の計算では95,782,638円が助成されております。そこでまた今回配付された当初予算を見ますと、23,330,000円となっています。これをたすと約1億円位になると思います。

この補助金はいつまで続くのか、次回で打ち切ることができるのか、補助金は経営が赤字である限り続けるのか、はちらぼHOUSEは私達は既に独立した商店であると思うので、この辺ではっきり町長の答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 お答えいたします。NPO法人はちらぼは、地方創生拠点整備交付金事業を活用して建設された、まちづくり活動センターを拠点として活動する町民まちづくり活動団体です。

町民との共同の町づくりとしては、最初の活動団体であります。その活動の始まりとして近年の社会環境により、これ以上の商店街の衰退は許されない思いから、まずは商店街に人の流れをテーマに取り組んだのが、はちらぼHOUSE・商店であります。

これまでの議会のご協力、商店街・商工会のご協力には感謝をしております。

地方創生拠点整備交付金事業につきましては、事業開始から令和2年度までの5年間にわたり成果指標の報告が求められております。経営自体が赤字運営が続くとすると、この活動自体の見直しを求めざるを得ないと思っております。

いつまで支援を続けるかは明確には言えませんが、高齢化率が続く中、時代の困難に立ち向かう必要な事業と考えております。

1 1 番 伊藤秋雄 まだ経営状態が悪ければ見直しをかけたり、良くなればそういう状態にしていきたいと町長の答弁ですが、これはやっぱり私達もそうですが、町民の税金も入っている訳で

す。そういったものが既存のもう一つの商店街もあるので、それは如何なものかなど、この前、私達の町内会の総会が日曜日にありましたが、その時にも話題が出てきました。

やっぱりこの後にも質問しますが、そこら辺のけじめはしっかりとしておかなければ町自体、私達も批判されると思いますので、もう少し町当局でも検討してもらえよう要望しておきます。

まず、はちらぼに対してですが見直しもかけたいという前向きな答えも出ておりますが、研修会終了後はちらぼHOUSEの売り場を見ましたが、あまりにも空間がありすぎて、品数が非常に少ない、仕入れの段階で値段も高いので他のスーパーに比べると高めである。

そのせいか買い物客が少ないので入りづらいと感じました。このままだと何年たっても同じです。やっぱり助成金が出ている以上、職員は常にはちらぼHOUSEに出入りしてると思うが、売り上げを上げるためにいろいろな店を見て参考にしてアイデアを出し合い、経営を安定させるためにも必要でないかなど私は感じておりますが、その点について職員の皆さんはどう感じているのか、よろしくお祈いします。

町長 畠山菊夫 NPO法人はちらぼでは、現在、月に一回理事会を開催し、毎月の売り上げ報告や事業報告、売り上げ上昇に対する対策など様々な意見が議論されております。

理事会には担当職員も理事として出席しており、よりよい事業運営について提言をしております。

なかなか利益に繋がる回答が出ていないのが現状でございますけども、ファミリーさんの撤退、これが一番大きく要因しております。

以前、ファミリーの社長さんからもお聞きしたことがありますけども、やはり店頭販売では利が出なかったと、利が出なかったものを何故やってあったかということは、やはり学校給食とか榮寿苑とかそういうところに納品して、それで再三ベースを取れていたということは聞いております。

それは武田鮮魚店さんもそういうことはおっしゃってございました。以前にもちょっとお話したことがありますけども、町でいま学校給食も榮寿苑施設さんもつくし苑さんも、他からの町村から取っている訳ですけども、こういうのも将来的にははちらぼさんでやるのが出来れば、仕入れ単価も下がるでしょうし、ストックヤードという施設はちょっと初期投資は掛かりますけども、将来的にはこういう物への対応もしていかなければなど思っております。

品数が少ないと伊藤議員さん言われております。その通りだと思います。その点につきましては、例えば商店さんの方の物をこっちで一つで、HOUSEさんのほうでやる対策とか、そういうものも実施的には考えていかなければなど思っております。

以前、環境保全米が十数年程前に立ち上げてまして、なかなかJAの低温倉庫を使えない状態が続いて、なかなか販路拡大に結びつきませんでしたけれども、今回、この通りふるさと納税に挙げたら、おそらく環境保全米だけで1,500万円程の寄附金がありました。

いずれそういう風に試行錯誤、修正を重ねながらはちらぼを育てて行きたいと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

11番 伊藤秋雄 いま町長から丁寧いろいろな話されましたが、これも私達も2月13日に行ったとき議員さんからもいろいろな提案されておりますので、今後まず検討してもらえれば有難いと思っております。

私もちょっと井川のJAのやさい畑を見て来ました。あそこはやっぱり野菜がふんだんに品数があり、値段もそこそこ良いなど見て来ました。

そして買い物客も途切れることなく入っていると見てきましたので、ちょっとした小さい商店でも、見て歩くのも必要ではないかと感じておりますので、よろしくお祈いします。時間も大分迫ってきましたが、それでは質問いたします。はちらぼHOUSEの理事長である野原さんは、まちづくり活動センターの理事長でもあります。私は一人の人が大きな事業を兼任するには、無理があると思っております。

私の考えですが、野原理事長にははちらぼHOUSEの赤字解消のために、全力で頑張ってもらい、まちづくり活動センターの事業は別の方に理事長を務めてもらうことは出来ないものか、町長の答弁をよろしくお祈いします。

町長 畠山菊夫 それが出来るか出来ないかについては、この後、はちらぼさんと協議を重ねて参ります。

11番 伊藤秋雄 前向きに出てきたので、良かったなと感じております。やっぱりこういったものをや

ると、一人が二足の草鞋を履くというのは、無理があると思います。

大きな事業ですのでやっぱりこれは分割にしてやるべきではないかなと、私はそう思っておりますので、よろしくをお願いします。

第一問の最後になりますが、これも一つの私の提案で議員さんの中でも出てきました、はちらぼHOUSEで私達は会議が終わった後、弁当を食べました。お互いに500円出して食べました。はちらぼさんの方でも一人暮らしや核家族や老人世帯の家に注文があれば配達に行くという話もありました。

それから今現在、社会福祉協議会の方でもまごころ弁当をやっております。そういったもので、事業がかち合うことがないように、今後調整してもらいたいものだと思っておりますので、それは私の提案ですので検討してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは第二門に移ります。湖東厚生病院の再編は、ということで質問いたします。

昨年9月、厚生労働省では全国1,455の公立病院や日赤などの公的病院のうち診療実績が乏しい、再編・統合の議論が必要と判断された424の病院名が公表されました。

本県では5病院が対象となり、その中に湖東厚生病院も入っています。過去を振り返って見ると、深刻な医師不足から存続か廃止かと議論され、地域住民の熱意により以前の湖東厚生病院から、規模を縮小し平成26年、2014年5月に湖東厚生病院としてリニューアルオープンしました。

2月10日の運営委員会の資料をちょっと見てみましたが、常勤医師が9人、1日当たりの外来患者数は366人、入院患者数は6.4人、また主な科は7科、曜日ごとの応援医師22名、整形外科疾患・高齢者内科・リハビリや透析・夕暮れ診療、その他在宅診療等に力を入れて、年々実績も良くなっているようですが、湖東地区は益々高齢化が進んできているので、この地域ではどうしても必要な病院だと私は思います。

そこで質問します。2月10日、湖東厚生病院運営委員会が開催されたと聞きましたが、その中で病院の再編・統合について、どのように話し合われたのか、町長の答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 答弁いたしますけども、湖東厚生病院の1日当たりの入院数は、6.4人ではなくて、64人となっております。

2月10日の運営委員会では、私と村井議長が出席しており、地域病院の役割と今後の方向性について、秋田県厚生連としての考え方を示していただきました。

厚生連では、湖東厚生病院が地域医療の拠点として、必要な病院であるとの認識に変わりはなく、今後、県が開催する地域医療構想調整会議の場で議論していくことを基本方針としており、このことについて県と関係町村と認識を共有し、患者や住民の目線では従来と何も変わるところはなく、入院・外来とも不便が生じるようなことにはならない、との説明がありました。

また、現在の100床という規模については、当面変更せず、急性期56床、回復期44床という機能については、各病棟の患者数や稼働率の実績等を踏まえ、回復期を手厚くしていきたい、との考えでした。

なお、中長期的な視点では、湖東地域に限らず県全体の共通課題として、人口減少等に対応していくため、地域間・病院間での役割分担が進んでいくものと考えている、とのことでした。

11番 伊藤秋雄 いま、それこそ運営委員会の中では今までの湖東厚生病院と変わらないと、良い話しを聞いたなど感じておりますが、今後、また運営委員会でも力強く発信してもらえば、有難いと思います。

そこで、同じようなことになると思いますが、厚生労働省が再編・統合の必要があるとして、県内の5病院が公表されてから、6ヶ月たちました。

昨年の12月に2名の方が一般質問されていたようですが、町長の答弁では湖東厚生病院は、なくてはならない病院なので、県厚生連と歩調を合わせながら様々な機会を通じて、地域医療の必要性を訴えて参ります、と答弁しております。

その後、県内関係者やあるいは3町1村の首長同士で、湖東厚生病院について会議、話し合いをしているものかお伺ひいたします。

町長 畠山菊夫 現在のところ、先程の湖東厚生病院運営委員会以外での具体的な会議や協議も行ってはおりません。

11番 伊藤秋雄 3町1村の首長同士はまだやっていないとのことですが、これはこの後もまたちょっと出てきますが、危機感を感じながらある程度やっぱり変わらないといっても、必要で

ないかと、これ一つの例を挙げますと、これも新聞で見ましたが、横手市に市立大森病院を守る市民の会、千人以上の署名を集めて存続を求める陳情書を市議員に提出、それで高橋市長さんが市民・住民にとっては欠かせない病院と強調し、病院の再編・統合に当たり、市議員会に抗議をする決議をしていると、また、羽後町の安藤町長は事前に何ら説明もなく、大変乱暴な手法ということで指摘、病院の存続を表明し町議会に再編・統合の反対の決議をするという表明がありました。当局ではそういう考えはないでしょうか。

町長 畠山菊夫 市で運営している病院、町で運営している病院はそのような発表もあったと思いますが、湖東厚生病院は運営自体が厚生連でございます。

厚生連を飛び越えて、またどうのこうのということは出来ない訳で、私達は厚生連にあくまでもお願いするよりない訳で、厚生連が私達と強調しながら一緒になって県に対応、国に対応してくれたらそれが一番望ましい姿ではないかと思っております。

11番 伊藤秋雄 やっぱりいま町長が答弁しましたが、厚生連の病院ですのでそれは3町1村で補助金を出したりいろいろやってる訳ですが、やっぱり必要なのは存続をしてもらいたいということで熱意がある訳です。そこら辺は町長さんも前向きな考えを持ちながら、頑張ってもらいたいなと思っております。

最後になりますが、南秋首長4人で今後、厚労省や県議会、国会議員、地元出身の有力な参議院議員の方々などに、病院の存続を求める陳情をして行くものでしょうか。それとも3町で話し合いはこのまましないで、9月を待つのかここら辺、いくら厚生病院であろうとも必要ではないかなと、私は思っておりますのでよろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫 陳情のお話しですか。

11番 伊藤秋雄 はい。

町長 畠山菊夫 昨年の9月26日に、全国町村会長名で地域医療構想の進め方に関する意見書を、国に対して提出をしており、また、翌日には全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方三団体の共同による、地域医療構想に関する国と地方の協議の場の設置に係るコメントを出し、国がこれに応じ10月に開催した国と地方の協議の場において、意見交換を行っております。

このような経緯もあり、4町村での陳情は特に行っておりません。県や県内の全市町村が同じ方向を向いておりますので、今は法に即した地域医療構想調整会議の議論を待ちながら、それを踏まえ県や関係機関と、意見交換等を進めて参りたいと思っております。

先程も言いましたけども、病院を運営しているのは厚生連であります。それを飛び越えての陳情は出来ません。

11番 伊藤秋雄 厚生連を飛び越えてまでは出来ないということで、やっぱり粛々とやるよりないのかなと感じております。私もやっぱり地域の医療は是非とも必要であると感じておりますので、今後も町長も会議の中でそれは主張して行くと思っておりますので、よろしくお願ひします。後、残り時間も少ないので私の質問の中でも、はちらぼHOUSEの一日でも売り上げが上っていくことを望みながら、一町民としての意見ですので、そこら辺は町当局も頑張ってもらいたいと、またいろいろな面で良い町づくりするためには、空き家バンクなども積極的に進めて、この町には良い条件があると思っております。

私もこの町が好きです。正直に言って、そしてやっぱり秋田市へ行っても中心な町ですので、今のところは災害もないのでいろいろな面で住みやすい町だと思いますので、町長もよく言いますが、コンパクトな町で誰が何と思うものか見える町ですので、そういったところもやっぱりPRしながら、この町に少しでも人を増やす方法をしてもらえれば、有難いところと思っておりますので、この辺で私の質問を終わります。

どうも有難うございます。

議長 村井 剛 これにて、11番 伊藤秋雄君の一般質問を終わります。
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 議席番号6番 日本共産党の北嶋賢子です。
先程の伊藤議員さんがはちらぼさんのこと、そして湖東病院さんのことの質問されましたけれども、通告をしておりますので話をしたいと思います。
今朝のテレビ見てましたら、明日で震災からちょうど9年になります。テレビの中で

富岡町から喜多方に避難をして、そして脳梗塞に罹った方がテレビに出てました。歳を見たら75歳でしたので、あら、この人お父さんと同級生かしら、そう思って見ました。

もう9年も経ちました。夫の兄もやっぱり避難中に脳梗塞になって、いま脳梗塞を患っています。そのことを思いながら質問をしたいと思えます。

大きくは二つの質問を提示させていただきました。一つは先程伊藤議員さんが湖東病院の話のをされましたけども、通告をしてましたので、それをまた読み上げたいと思えます。

命の砦、地域の病院を守るためにと題しました。地方創生を言うなら医療の確保が一番です。行政が自助努力をして住民のための施策を練っても、果たして医療のない所に人が住むでしょうか。目標の医師数を超えた地域の医療部の地域枠を国は認めないと言っています。

国の目標値ではなく、必要とする医師の数を目標値として、大学医学部の定員増も国に求める必要があると思えます。少子高齢化だからこそ、病院という住民の生命線をなくす訳にはいきません。等しく皆さん介護保険も払っています。

かつて危うくなった湖東病院の存続を願う集会の成功のために、五城目町議の車にスピーカーを上げて、公明党議員が運転をして、共産党の私がアナウンサーをして、上小阿仁村、旧琴丘町まで回りました。JAの各地区女性部長も日割りで車に乗りました。

へただったけれども、味がありました。党派を超えた戦いでした。結果、いまの湖東病院があると思っています。

地域で一丸となれば出来ないことは無いと思えます。これからの具体的な手立てと出来れば道筋等も分かればお示してください。と言うことで一番としております。

二番はコンパクトシティの推進を、自動車運転免許証の高齢者講習の案内状が届いた時に、自分自身の年齢を実感しました。太平自動車学校にて受講を済ませました。

受講中、いつまで乗れるのかなあと始めて思いました。毎日の生活の中で、車は必需品です。これまで鉄道、国道、インターも気に留めたこともなく利用して来ました。

けれども車に乗れなくなった時は病院はもちろんのこと、くらしに必要な物が身近にあるかどうか、高齢化社会の到来がまったなしの喫緊の課題だと、今さらながら気付かされました。

ここで問題の(イ)と(ロ)と二つに分けましたので、イ)の方に入りたいと思えます。

イ) 安心・安全な野菜を六次産業に、今ゲノム編集食品が問題視されています。買い物に行った時に、遺伝子組換え食品か否かで私達は判断をします。

ところがゲノム編集食品には、表示の義務がありません。ゲノム編集というのは、動植物の遺伝子そのものを操作をします。

アメリカではヘルシーな油を採れるオレインサン大豆を作り始めました。カナダでは短期間で魚を太らせて切り身にして売っています。ニワトリだと卵を産まないオンドリはいりません。操作をしてメンドリだけを作ります。

世界では操作をされた4本足のニワトリも出ています。サバは共喰いをするので養殖には向きません。青身の魚を作るために、共喰いをしないサバを作って、養殖を可能にしました。

日本でも今年の10月1日から流通可能になりました。厚生省や通産省で認めております。私も、もう年だけれども子や孫のことを思うと恐ろしくなります。数軒の農家から作り過ぎた野菜を学校給食に使えないか、という問い合わせがありました。使用に適した種類の作付けのお願いをしました。

かつて高貴な方に湖東農業協同組合は何処にありますか、と聞かれて八郎潟の東側にある5つの農協が合併して、湖東農業協同組合になりました。と答えたことがありました。

巨大化するJAの中で、JAあきた湖東は私達の身の丈にあった農協だと思えます。

漬け物の加工所もあります。たくさんの野菜を作って安心・安全を売りにした安全のステッカーは宝物になりますが、ということでイ)にしました。

ロ)は先程、伊藤議員さんも話されましたけども、はちらぼの出番と出張制度と言う風に題しました。

夫は介護保険の世話にならないで旅立ちました。その分97歳の母が施設の世話になっています。母が家に居る時に、散髪屋さんが出張に来てくれて、本当に助かりました。

。 梶でも動かないものですから、散髪屋さん定期的に訪れて来て、本当に助かりました。

また、親戚が青森の旧岩崎村の駅前ですーパの経営をしていた親戚があります。

店を閉めてから地域からの要望で、岩崎村中心に移動販売をしています。頼まれた品を届けたり、白神山中の開拓集落からは、春は山菜、秋はきのこ等、70代の夫婦で生

き生きと商いをしています。

社協ではいま週2回、まごころ弁当を届けています。ある夫婦に弁当を勧めた時のこと、カカアが作るからと断られました。その奥さんも家の中では杖が頼りです。

週に一回だけ、母さんを楽にしてやれないの、ご飯を作らなくてもいい日があったら、どんなに助かるかと説得をして、んだが、へばとってみるが、と納得し、とるようになったら、毎日でもいいと言います。

また、栄養士さんが計算して作る弁当だから、と勧めても俺もちゃんと計算をして作っている、と言うお年寄りも中にはいます。

どこにどんな高齢者がいるか、不自由はしていないか、町内を網羅している民生委員は把握してると思います。はちらぼの方からの聞き取りは出来ると思います。

沢山のお年寄りを送迎して、何よりも安心・安全な食材を届ける、はちらぼだからこそ出来る事業だと思えます。と言うことで、大きな二番にしました。後で補足をしたと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

始めに、厚生労働省が昨年9月に公表した病院の再編・統合問題ですが、各都道府県が取りまとめた、公立病院・公的病院等2025プラン等の調整会議での合意結果を分析したところ、急性期病床の削減や回復期への転換が進んでいない結果を踏まえ、さらに取り組みを進める必要があると国が判断した背景があります。

公表の目的は二つあります。一つ目は、病床数が多い高度急性期・急性期機能に着目した客観的なデータを国が提供し、急性期病棟がある医療機関が、改めて、今後の医療機能のあり方を考える契機にしようとしたことです。

二つ目として、各病院の機能分化・連携、規模縮小などを決定づけるものではなく、今回の分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見も補いながら、調整会議の議論を活性化し、議論を尽くすことを求めたものであります。

秋田県では、公表された5病院全てが、地域の高齢者医療を支える大事な病院と位置付け、急性期はがんや脳卒中などの手術だけでなく、80歳から90歳の高齢者にとっては、感染症に伴う肺炎、骨折も命に関わる急性期として捉え、地域に必要な急性期医療病院と主張しております。

県知事と全県市町村長の行政懇談会や、秋田県・市町村協働政策会議、南秋田郡4町村の議長及び首長が委員となっている湖東厚生病院運営委員会等を通じ、連携し一体となりながら、地域に根ざした公的病院の必要性を提言して参ります。

次に、六次産業化の推進、野菜の作付け面積の拡大については本町としても進めていきたいと思っています。

幸いにも本町にはあきた湖東農業協同組合の漬物加工所があります。参考までに平成30年度の販売金額は3,775万7千円、令和2年1月末で4,905万9千円と金額と伺っています。

主な仕入れ作物は大根・白菜・きゅうり・小ナス等で、主な販売先は県内では伊徳・タカヤナギ・ナイス・Aコープ、県外では東急ストア・青森量販店・首都圏量販店となっています。

セールスポイントは添加物を使用していないとのことで、北嶋議員の言われる安全・安心を売りにしているとのことでございます。

今後もJAあきた湖東と連携をとりながら、顔の見える安全で安心な野菜の生産拡大に努めていきたいと思っております。

次に、NPO法人はちらぼでは、高齢者世帯や独居老人への福祉サービスの一環として弁当の配達を行っております。

また、高齢者の外出の機会として自宅から商店街までの間の送迎サービスも行っており、老人クラブや民生委員の方にもサービス内容をPRしております。

高齢者のみならず、多くの町民の皆さんに添加物を使用していない安全・安心な弁当や総菜などの提供に協力して、支援をして参りたいと思っております。

6番 北嶋賢子 はい、有難うございました。病院のことに関してですけれども、病院は家の母も骨折しまして、回復期は湖東病院に移って、そして治療しましたけども、結局は車イスになって、今施設のお世話になっております。

昔、湖東病院の集会で回ったときに、旧琴丘町からは大歓迎されました。というのはやっぱり琴丘町にはすごく湖東病院を利用されている方達が多かったものですから、そういうことがあってやっぱり皆んなでまとまって、要望出せば実現するんだなとも思いましたので、町の方からもよろしくお願ひいたします。

私達JAの女性部としても、やっぱり先程町長も言いました厚生連ということですので、やっぱりこのことに関しては他人ごとではないので頑張っていきたいと思えます。

そして安心安全な野菜、スーパーに行くときやっぱり安全な野菜でも魚でも食べたいですよ、1切れ100円でも大きければ何としても手がでます。家庭の主婦として、ですから短期間で餌をやって魚を大きくして、そして切り身が大きければ何としても買いますので、ですからこういうことはどうかなと思えます。

また、輸入の焼き鳥が随分来ます。3本足でも4本足でも解体してしまえば分からなくなってしまうので、ですからこれを安易に輸入、厚生通産省それから環境省も認めたということは、私はこれからも問題だと思っていますので、中止をしていきたいと思えます。

そして先程、親戚の移動販売の話をしました。はちらぼさんの方でも移動販売の計画はしているようですが、私がどうしてこの移動販売のことを取り上げたかというスーパーを閉めて夫婦して移動販売を始めました。そしてそのお父さんの笑顔が旦那さんの笑顔が、人を吸い込むようなそんな笑顔の人なんです。

そして物腰が柔らかくて、世話好きでそして笑顔が良くて、ですからすごくその地域の人に慕われているんですね。開拓集落も近くにあるんだけど、そのことを思ったときに、夫の葬式のために福島県からも来ました、家族が。そしたら50以上になる甥っ子が、初対面でそして一献交わしただけなのに、おえ、この人どご好きだ、そう言って抱きついていったんです。

その笑顔がすごくいい笑顔してるんです。ですから、はちらぼさんもこれから移動販売始めて、町の方でもテコ入れはすると思うんだけど、体質改善やっぱり親方日の丸じゃあ、やっぱり人が入って行ったときに、じろっと睨めたらやっぱりお客さんがすくんじゃうから、やっぱり親方日の丸じゃあだめだから、これからやっぱり伸ばしていくには、そういう人との対応も必要だと思えます。

いっぱい民生委員の話もしました。だから民生委員の方から言ってくる訳にはいかないでしょうから、だからのはちらぼさんの方からも、何処にどんなお年寄りがいるか、民生委員さんから聞き取りをしたりして、そして二人、三人の送迎では何としても赤字になってしまうので、やっぱりこれからのやり方次第だと思っております。

なんだか、最後取り止めのない話になってしまいましたけれども、私はどちらかと言うと、はちらぼさん応援しています。最初の年に私も行ったときに、伊藤議員さんが言ったように、物は高いし少ないし、これじゃあなと思って最初の冬、ひと冬ほうれん草入れようかなということ、千束届けました。それを売ってもらったけども、次の年から2、3年家でちょっとハプニングがあって、何ともかんと出来なくて今出来ないような状態ですけども、これからはやっぱり地域の皆さんと一緒に協力をしていきたいと思えますので、はちらぼに関しては町の方からもよろしく願いいたします。以上で終わります。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 1番の小柳です。枕の部分も考えていたんですけども、今回ちょっと割愛しまして、今回は一問一答ということで二つのテーマで質問させていただきます。
最初の、認定こども園、小中併設校の姿はということに関しては、教育長及び町長にも答弁を頂くこともあるかと思いますが、ご了承頂きたいと思えます。
それでは過去にも何度かこの認定こども園、小中併設校の話題は議会の場でも取り上げて参りましたが、いよいよ4月からどちらも新たなスタートを切ることになります。
ようやく保護者にとっても、我が事として受け止められ、今までよりも具体的な不安等も見え始めているものと推察しております。
子どもがいる・いないに関わらず、このテーマは町民にとっても大きな関心事であると思えます。
先般、新聞で取り上げられたこともあるかと思いますが、現役の保護者世代でない方からも、学校が休校になった話題で、卒業式に参加出来るのかといったところも心配して下さる声も沢山頂きました。
一つの地域でそれぞれ一つの学校でありますし、その形も少なからず変わるということであれば、当事者は勿論でありますけども、今後子どもを生み育てていく世帯、また学校を巣立った世代にとっても、大きな関心事であると思えます。
だからこそ私は、認定こども園はこんな風が変わります、小中併設校はこのような形になります、ということをしつかりと町民に広く深く示すべきだと思えます。
そこでまず、広報やホームページ等で変更点や留意点を示してほしい、というところを、まずは答弁頂きたいと思えます。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。
議員の提案については、これまで保護者説明会や各種団体の総会等で説明をしてきたところではありますが、まだまだ周知に不足している部分があるとすれば、提言いただいたことを含め、町広報誌、あるいはホームページに掲載することを検討したいと考えます。

1 番 小柳 聡 はい、前向きなご答弁有難うございます。施政方針でもございましたけども、連携教育で乗り入れ授業や合同活動を増やしていく、というところもメリットとして今後伝えていくべきだと思いますし、やはり説明会で終わりではなく、町として責任を持っていく姿勢というものを、求めたいと思います。
そこでちょっと一点だけ、ここはちょっと町長答弁になってしまうかもしれませんが今回、卒業式、広報が入れない、というところを一点だけお伺い、その対応はどういった経緯でそうなったのでしょうか、というところをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 教育委員会の方で学校関係者と協議を重ねながら、あくまでも人の命、安全、これを確保すべきとの判断で、そのような報告を受け、そしてまた小柳議員お分かりのとおり、PTAからどうか保護者の方々も出席いただくように、という要請がありましたけども私自身もやはりこの国で言う2週間が大事だと、国民一体となってやはりそういう集まる機会をなるべく減らして、感染を防ごうではないか、そういうことを重点的に人の命を重点的にこういう風な判断をした次第でございます。

1 番 小柳 聡 はい、じゃあ広報も分かりました。
小学校と中学校はそれぞれのPTAが独立した形になるということでございますけども、認定こども園の保護者の形は、八P連として組織されるのか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。小学校、中学校にはそれぞれでのPTA組織の運営をお願いしてあります。こども園につきましては、PTAという名称ではなく、今まで使用してきた保護者会という名称でいきたいという願いがございました。
また、八郎瀧町PTA連絡協議会の中に、昨年までの幼稚園のように是非加えてほしいという願いも受けております。
0歳から15歳までの子どもを持つ保護者と先生、学校・園の連携を進める上で必要な組織と考えますので、八P連という組織の中に位置づけたいと思っております。

1 番 小柳 聡 これは私もある程度は分かっていたことでございますけども、この場で広く伝えるという意味で取り上げさせていただきました。
さて6月議会で、町道中央線の速度規制の話題を私自身取り上げておりましたけども保護者の方から、現幼稚園の前の道路にも速度規制がないことも合せて発言してほしかった、という声をいただきました。
来年度の八郎瀧小・中学校の前の直線道路、これ100メートルにも満たない部分にも、ゾーン30がございますし、私自身も安全面を考えればゾーン30の制限を付けても良いと思います。
おおぞらこども園から町道中央線へ向かう交差点に対しても、カーブミラーが設置できるのであれば、よりそれは安全なものになると考えます。
まず、この道路等交差点の部分に関して、当局として危険性をどのように認識しているかお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 すいません、ここでの答弁ご容赦願いたいと思います。
小柳議員のご質問にお答えいたします。あの交差点等についての答弁でしょうか。ゾーン30の。

1 番 小柳 聡 ゾーン30と合わせて。

町長 畠山菊夫 合せてですか、はい、分かりました。
町道中央線、幼稚園前の道路についてであります、幼稚園側から中央線に出る車の

場合、町道中央線のアンダーから走行してくる車及び、伊藤スポーツ方面からくる車がカーブで見えにくいため危険であるとの認識は、私もしております。

そうした中、幼稚園前道路の速度規制並びにゾーン30の制限についてですが、幼稚園前の道路だけを速度規制、ゾーン30とすることは難しいと思われます。

付近の町営住宅、社会福祉協議会前の道路なども一体を含めたエリアをゾーン30として走行速度の規制できないかを、五城目警察署と協議して参ります。

また、カーブミラーの設置でございますけれども、幼稚園側から出る場合、正面が民地であり車庫となっておりますので、これも今現在は困難であることと、手前に設置するとカーブミラーの前に車が停止してしまうなど、危険性があるとのことで設置できない状況でございます。

利用者の皆さんには注意喚起の看板もでございますし、一層の一時停止・左右確認をお願いいたしております。

中央線の速度規制については、引き続き要望して参ります。

- 1番 小柳 聡 危険性の認識もまず同じように、私もあそこは民地であることから、やっぱり道路に建てるのであれば危険性があるというところも確認できました。
やっぱり坂から上がってくる車というのは、そこからの直線距離も短いのでやっぱりスピードによってはかなり危険性があるのではないかとということも、同じ見解であります。
そこでそういった道路に関連しまして、たいようこども園の説明会の中で、バス移動の調査を行ったと思いますが、2号認定のバス利用希望の割合というものをお伺いしたいと思っております。

- 町長 畠山菊夫 2号認定の園児が、現保育園舎のたいようこども園と現幼稚園舎のおおぞら間を移送するバスを毎日利用する人数は、63人のうち朝は22人、夕方は24人となっております。
当初のデイリープログラムでは、おおぞらの開園時間を午前8時、閉園時間を午後5時と予定しておりました。その時点のアンケートでは朝は32人、夕方は48人の園児がバスを利用したいと回答されておりますので、比較しますと朝は10人、夕方は24人と減っております。
このことについては、秀麗会から職員配置について検討をしていただき、開園を午前7時45分、閉園を午後6時に延ばしたことで、保護者が直接おおぞらへ送迎する園児が増えたことが、要因となっております。

- 1番 小柳 聡 有難うございます。32人から23人と対象者が6じゅう何人いたので、これやもすれば2往復する可能性もあったというところが、7時45分に開園時間を変更したことによって利用の割合が減ってきたというところは、まず効率的な観点で言うと望ましい形になったのではないかなと思っております。
そこでバスの話題で小中併設校の話題に移りたいと思っておりますけれども、来年度は中学生も地区によってはバス利用が可能になるということでございます。
この利用に関しては、申し込み制でしょうか。また、申し込みに関して対象地区等もありましたらお知らせ下さい。お伺いしたいと思っております。

- 議長 村井 剛 はい、江島教育長。

- 教育長 江島廣 お答えいたします。
浦大町、三倉鼻、真坂、川崎方面が対象地区となります。小学生も中学生も同じ地区でございます。対象となる児童・生徒の保護者に、通学児童・生徒バス定期券購入補助金申請書を、小学校へはすでに配付しております。
中学校には始業式の4月6日に配付します。ただし、小・中学校ではすでに利用予定人数をまとめておまして、令和2年度のバス通学者は合わせて61名となっております。
うち中学生は19名です。定期券は始業式の日には渡せる手はずとなっております。申請書の回収まとめは、5月頃になると思っております。
ただ、始まってからすぐ乗れる形になっております。定期券がなくても。以上です。

- 1番 小柳 聡 4月の中学生に関しては分かってる分と、これからも増える可能性はあるということですね。

- 教育長 江島廣 人数は申し込みの方だけだと思います。いずれ往復の定期券となります。
ただ、利用するかしないかにつきましては、天候の状態、自転車朝来れない場合、

それから放課後につきましては、中学生はほとんど利用しないと思います。

利用が増える期間というのは、雪が降って自転車通学が不可能となったときにたぶん利用があるだろうと、ただし、運行時間帯につきましては、小学校の下校時間に合わせて全て運行されますので、中学生が利用するときは、それに合わせて利用するという風なことになるかと思います。

1 番 小柳 聡

ご答弁有難うございました。

まず、次の話題に入ります。小学校と中学校が併設になることで、いわゆる中一ギャップというものが、だんだんと減ってくるのではないかなと、個人的には推測しております。

ただ、中学生になった時に環境が変わらないということに慣れてしまうと、ここで大きな環境変化を経験していないということは、高校生になった時点で環境の変化に苦労するのではないかなと考えます。

高校進学は本町以外の地域に行くことは、必然的でありますし、多くの人間が電車通いを経験し新たな人間関係を構築をしないといけません。

高等学校進学後、学習や生活面での大きな環境変化に適応できず、困難に直面することを、高クライシスと呼びますが、八郎潟中学校の卒業生にもそういった困難に直面する生徒がいないとも限りません。

それが今後増えていくのではないかということをお慮しております。もちろん高校生になってしまえば、義務教育の範囲内の話題では無くなりますし、町で関与する話題ではありませんけども、そういったものを中学生の段階で未然に防げるような手立ては、カウンセリング等で出来ると思います。

そこでまず、中学校から高校への接続に対する対応はどのようなものがあるか、というところを、昨日も施政方針ではスクールカウンセラーの配置を申請する、という発言がありますが、その利用実態等も含めてお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣

小中併設となることで、今までとは児童・生徒の9年間の学習や生活環境、そして環境に左右されない強い心を培っていく成長過程に、少しばかりの影響は出てくるかもしれません。

しかし、本町は町の中心に八郎潟駅があり、昔から高校生の大半は電車を利用しての通学となっております。高校への通学時には多くの近隣町村の生徒との交流があり、生徒の置かれる状況は、以前と変わる環境とは考えにくいと捉えております。

また、スポ少活動や部活動において、他市町村との児童・生徒との交流は日常的に行われているものと認識しております。

交流の一つの例として、6月10日本町を通過する聖火リレーの折には、沿道に本町児童・生徒は勿論のこと、五城目小・中学校の児童・生徒、井川義務教育学校の児童・生徒にも沿道から声援をいただけるよう、協力依頼済みでございます。以上です。

1 番 小柳 聡

いまオリンピックの聖火リレーの時に、五城目、井川も呼びたいというお話、これ結構私の思い描くところと結構一致するところがございます。

スクールカウンセラーの話題をちょっともう一度お伺いしたいですけれども、どのような利用実態というものでしょうか。

教育長 江島廣

スクールカウンセラーにおきましては、本町では年間70時間程度の時間数で配置されております。子ども、主に相談のことにつきましては、不登校気味の子どもとか、あるいは家庭でのいろいろな諸問題等につきまして、相談が必要なお子さん、合せて保護者の方にもお話を聞く等の時間がございます。

中学校で今までも配置されておりますけれども、小学生につきましても必要な子どもさんには、時間を取って今までも何回かお話を伺う機会があったかと思っております。

今度、小中一緒になりますので、利用の仕方がまたこう楽になると言いますか、小学生も中学生も悩む時期があったと思っておりますが、相談に乗ってもらえると、一応スクールカウンセラーは主に、小学校はそんなに多くないです、件数的には。中学生はもう成長期迎えますので、心の悩みとか体の変化とかいろんな点ですすね、子どもさん達が悩みを持つ場合があります。そういう時に利用している状況でございます。以上です。

1 番 小柳 聡

ちょっとすいません。これじゃあ進学相談とか学業相談というのは、あんまり多くはないという認識でよろしいでしょうか。

教育長 江島廣

今まで学習につきまして、そんなに多くの件数はございません。学習に関してのいろいろな相談等につきましては、センターとかあるいはそういう県の方機関の方に特別お願い

をして、指導なさる先生からご相談をいただく、という機会は何回かございます。以上です。

1 番 小柳 聡 先程、オリンピックの聖火リレーの話題で、リンクするところは伝わるんですけども、新規での交流はある程度出来ていると思います。
中学生の段階で近隣の学校等と、積極的な交流事業を増やすことが出来れば、これは私の考えですけども、高校に進学した時に起こり得る高クライシスの抑制に繋がるものと考えます。
勿論当町だけで出来る話ではございませんけども、近隣自治体に先程呼びかけをしていただくということがありましたけども、近隣自治体も同じような課題を抱えていると思いますので、そういった協議の場をまず増やして行っていただきたい、という質問でございましたが、一応答弁いただけますか。

教育長 江島廣 昨年から南秋地区教育長連絡協議会というものが発足しております。年一回の開催ですけども、近隣町村で一緒に実施出来る、あるいはしたいものなどがあれば、議案として提案していきたいと思っております。
合せまして、他町村の方からもそういう風なお話がございます時に、皆さんで相談する機会という風なものは、持つような形になります。
いろいろな取り組みを通じて、交流出来る機会が増えたと、議員の意図する考えに少しでも近づいていくのではないかなと思います。以上です。

1 番 小柳 聡 有難うございます。学校も広域化していく時代です。学校も連携出来る部分は連携して、中学校の段階で視野を広げられるような教育を出来ることになれば、その生徒にとって価値観の幅も広がっていくのではないかなと考えられますので、是非、この近隣自治体との交流事業等も、前向きに検討し増やしていただけたらと思います。
さて、校舎の併設というところだけではなく、新学習指導要領の実施が目前に迫って参りました。新学習指導要領は育成を目指す、資質・能力を着実に育むためには、指導と評価の充実を図ることが重要であると思っております。
ただ、指導の面に関してはやってみないと分からない面もあり、試行錯誤もあるものとは思いますが、評価に関してはある程度基準を明確にすることで、統一感を持った評価を構築出来るのではないかなと考えます。
現状の学習評価は、児童生徒の具体的な学習改善につながりつつ、教師の指導改善にもつながるものになればと考えます。
当然のことながら、プログラミングや道徳等、評価の基準が曖昧になるものも増えてくると思います。
そこに対してもいかに統一性を持たせるか、という点も踏まえて学習評価に対する教師間での情報共有、基準の明確化というものが出来る体制になっているか、というところをお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 お答えします。各学年の教科ごとにそれぞれ単元別に、評価基準というものが設定されておりまして、先生方は評価についての考え方や在り方を校内研修において、年度初めに研究部会を開催し、共通理解を図っております。
学習評価は評価基準の確かな学力としての達成度に基づき進められ、数値化してまとめていきます。
ただし、評価は絶対評価で示され画一的にパーセントで、各団体の人数を定める相対評価とはなっておりません。
これからは新学習指導要領が示すアクティブラーニングの視点である、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習内容の習得に重点がおかれた評価への研修を推し進めていくことが、先生方に求められています。
また、特別な教科道徳につきましては、文章で表す記述式での評価となっております。
。 総じて先生方は評価につきましては、年何回か会議を持ちまして、共通理解を持ちながら進めていくというのが現状だと思っております。以上です。

1 番 小柳 聡 先生方も勿論ですけども、アクティブラーニングに対するアクティブシンキングという発想で学習活動を、児童に振り替わりを促して、子どもと教職員の対話、また子ども自身もそれで対話をしていただくと、またより深い資質能力というところに繋がっていくんじゃないかなと考えますけども、最後に認識を頂きたいと思っております。

教育長 江島廣 私も教員上がりですので、私の持論というのは上から目線で指導だけしていく、とい

う立場じゃなくてですね、子ども達のいろんな学び方、学ばせ方そういう風なものは先生方も共に学び合うという、そういう姿勢で今までも貫いて来てると思っております。ですので、指導の在り方それから学び方、そういう風なものをひっくるめてですね、先生方も一緒に向上していくと、子どもと一緒にそういう立場で捉えておりますので、その旨ご理解頂ければと思います。

1 番 小柳 聡

はい有難うございました。
それでは、次の話題に移りたいと思います。
令和2年度地方財政対策の概要を受けて、というお話をさせて頂きたいと思います。
令和2年度の地方財政対策のポイントとして、地方団体が単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するために、新たに緊急浚渫推進事業費（仮称）を創設するとありました。
もちろん、予算が成立するという前提はございますけれども、令和2年度で900億円令和2年度から6年度までで4、900億円の事業費が見込みとしてはあります盛り込まれております。
以前にも馬場目川の浚渫の話題は取り上げさせていただきましたが、このようなタイミングもあり、再度この議会の場で要望をさせていただきます。
緊急という冠の付く事業費ではございますが、その中に維持管理費という言葉も使われていることに、私自身はある程度の汎用性もあるのではないかと推測しております。
この緊急浚渫推進事業は近年の、これは特に昨年の台風19号による河川の氾濫等の大規模な浸水被害が相次いだことを受け、復旧費用を考慮しても維持管理のための河川等の浚渫が重要だという認識のもとに、創設されるものと示されております。
国土交通省の優先順位はもちろんあるかとは思いますが、事業年度が5年にも及ぶ事業でもありますので、どのようなステップでどのようなアプローチをしていくのかというところを、探らせていただきたいと思います。
馬場目川を所管する地方団体は、秋田県であるということから、八郎潟町に意思決定権はないことは承知をしております。
ただ、この緊急浚渫推進事業を秋田県として河川改修に活用していくことは、財政措置も取られることから、秋田県にとっても一定のメリットはあるものと考えます。
そこでこの緊急浚渫推進事業の活用を、県に促しながら馬場目川の浚渫を粘り強く要望していただきたい、というところで答弁いただいてもよろしいでしょうか。

町長 畠山菊夫

まず初めに、国が新たに創設した緊急浚渫推進事業は、議員言われる昨年の台風19号をはじめ、近年頻発する災害により全国各地で大規模な浸水被害が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫が重要とのことから、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施できるよう、令和2年度から6年度まで地方債の特例措置を講ずるものでございます。
この事業により、緊急的に浚渫を実施する河川は、河川維持管理計画等の個別計画に位置付ける必要がありますが、事業の対象となれば、地方債への充当率は100%となるほか、元利償還金に対する70%が地方交付税で措置されることとなります。
本町においては、馬場目川の浚渫について、これまでも機会ある度に、河川管理者である秋田県に対し、継続して要望をしております。
今後も更に、地域住民の不安解消と安全安心な生活を守るためにも、引き続き要望をして参りたいと考えます。

1 番 小柳 聡

まず、5年という期間がございます。一点私が訴えたいのが、やっぱり下流ほど堆積が増えていくという点も、この中でしっかりと伝えていただきたいと思うんですけども川崎地区、高速道路が通っている付近は見る度に川幅が狭くなっているのが容易に分かると思います。
そういったところも危険性として、訴えて行って頂きたいと思うんですけども、またそれをどのような頻度で、事あるごとという言葉も頂きましたけども、どのように要望していくかという点をもう一回お伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫

川崎地区に限らず、今一番問題なのがやはり馬場目川の河口、あそこもかなり堆積しております。この点は県の方も把握はしております。
大雨降る度に県も管理は徹底してると思いますけども、何分浚渫には大きな予算が伴うことから、なかなか県内の二級河川では出来ていないのが現状でございまして、例えば、五城目町と期成同盟会を作りながらの検討もあるかと思っておりますけども、ただ地域振興局との信頼関係、これも損なう訳にはいきませんので、その点も考慮しながらこの後も引き続き取り組んで参ります。

1 番 小柳 聡 私も個人レベルで、県に要望にも伺いたいと思っておりますし、足並みは揃えた方がもちろん一番良いと思いますので、今後一緒に取り組んでいけたらと思いますので、どうか粘り強い要望活動をよろしく願いいたします。ということで質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、1 番 小柳聡君の一般質問を終わります。
それではここで昼食のため、午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。
9 番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。はい、9 番 近藤議員。

9 番 近藤美喜雄 それでは一般質問をさせていただきます。
通告通り、私はこの度一問だけでございます。中身にさっそく入らせて頂きますけども、今日兼ねて質問の中でお願いをしておりました。今これから入るところの積算の根拠、これを渡して頂きまして有難うございました。
それでは私のテーマは、多面的機能支払交付金事業における広域的取組の顛末、ということで、実はこの問題は私ども農村地域においても、非常にこの話題が多くて、特に八郎潟土地改良区管内における、その広域の取組との関わり、これが非常に今多い訳でございまして、これが一体真相はどうかという風なことがよくありますので、これを一つちょっとくどいかもしれませんが、ご説明をお願いしたいと思っております。

以後質問の中では、多面的機能支払交付金事業ということではなくて、保全会とい感じで質問させていただきますのでよろしく願いいたします。

農村地域、特に八郎潟土地改良区管内における、広域保全会に関する話題が大変多い訳です。明確ではありませんが、今また同組織が解散したことによる整理のあり方、関係保全会の返還金の問題などが、今後、各団体総会を控え波紋を呼んでいます。

今にして思えば 1 2 月の補正予算が組まれたときは、全く真相が判らないままだったことに気が付きました。

まあ補正予算だから言葉でいえば、解散する広域の関係の保全会がお金が残っていると、そのお金は返還しなければいけないと、こういう風なことで大つかみにはその程度にししか理解してなかった訳でありますけども、実際面の返還の作業というのは非常にかなり込み入ってるようでございますので、その辺りについて質問させていただきます。

ご承知のように昨年度までは、真坂以外の地区が八郎潟広域環境保全会、として農村における農業の基盤維持、環境保全活動に取り組んで来ました。

しかし、真坂地区は 1 期 5 年間終了後の 2 期目のスタート時点で、再三にわたって広域への参加呼びかけに応ぜず、独自路線を歩んできました。

その当時は単独活動論を、良しとして我々は議論した記憶があります。結果的に、合併路線を選択しなかった真坂地区も、今までは活動が順調に推移してきたことに、関係者は満足しております。

しかし、いずれ農家人口の加速度的減少、高齢化の進行などを考えると、農村を維持するためのこの事業は、かなりハードなものがあり、困難が予想されます。

従って、近い将来この事業の広域的取組は避けて通れないような気もいたします。

私自身も 7 年間の執行部役員を次の世代と交代し、保全会の情報に疎くなっています。そこで、ちまたの意見が錯綜する中、何が真実なのかを確認したいと思い、質問させていただきます。

自分だけが理解すればいいのであれば、確認する方法はありますが、公にして、広く関係者の理解を得て頂くことも、私達の大切な役目でもありますので、この場をお借りし改めて質問させていただきます。

一つ目は何故、いつ、どんな手続きを踏んで解散に至ったのか。自発的な解散か或いは失効的な関係による解散か。

また、広域解散と各単独組織立ち上げは、順調に進められているものかどうか、各団体はいつ時点で発足したことになるのか、これらのことについて、一応ご答弁をお願いしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。

八郎瀧広域環境保全会解散することになったきっかけですが、もともと広域組織を立ち上げる際に、夜叉袋保全会と馬場目川河川区環境保全会で広域協定を結んでいます。複数の地域が広域組織として活動していくことを記したものでございますが、この協定の有効期限が平成31年3月31日でした。

このことから当初は、両保全会で再協定を結ぶよう指導していましたが、昨年4月3日、馬場目川河川区環境保全会が夜叉袋保全会に吸収されており、組織として存在しないことが判明し、その後4月11日、八郎瀧広域環境保全会の構成団体である、夜叉袋、真坂地区、一日市地区の3地区で協定を結ぶよう指導し、6月30日までに事業計画書と必要書類を添えて、提出するよう伝えていきます。

また、他市町村でみられた地域のいざこざを起ささないために、構成員から参加同意書を貰うように指導もしています。

この時点で町は、再協定の形で広域組織は存続していく予定であると認識し、持越金の使用についても了承していました。

しかし、6月に入ってから一日市地区の構成員、さらに真坂地区の構成員の方から、集落のことは集落の中で活動がしたい、との相談がありました。

本来であれば、こうした相談は町ではなく、まず組織の会長に相談されるべきと思います。

なお、6月30日までの申請書の提出期限がせまっていることから、真坂地区・夜叉袋地区・一日市地区の3者での話し合いは困難と判断し、6月19日に3地区の代表者、町・秋田県・土地改良事業団体連合会の担当職員を交えての話し合いを行っております。

その中で、八郎瀧広域環境保全会の集落内での合意形成が図られていないこと、さらには八郎瀧土地改良区と良好な関係になく、八郎瀧土地改良区から同意を得るのは困難であるなど、総合的に判断し、3地区に分かれて事業を行うよう要請しています。

その後7月11日にも話し合いを行いました。合意形成がとれていない状態で広域組織としてまとまっていくのは困難と判断し、また、集落ごとに分かれた方が地域の管理もしやすいのではないかと観点から、3地区に分かれて活動をするよう指示いたしました。

町が場当たりに3地区に分割してほしいと言ったわけではないこと、そして無理矢理3地区に分割したわけではございません。

一日市地区と真坂地区におきましては、申請は8月末ですが、事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施された活動については、支援の対象となります。

夜叉袋地区については、資料の作成が難航していたようで、8月末に申請書は提出されず、県にお願いをして10月末まで再々延長してもらって申請書を提出してもらい、事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施された活動について支援の対象となります。

9番 近藤美喜雄 町長の方から、かなり今までの経過を説明ありました。我々はそういう風な情報というのは非常に把握されていない訳でありまして、一般の農家の方あるいはまたこの保全会に関係する方々というのは、なかなかこういう風な状況は把握できなかつただろうと思います。

私が何故、いつ、どんな関係でという風な中に、自発的な解散か失効的な解散かという風なことなんですけども、今、町長の方から一応3月31日という期限もあって、事がそういう風に動いたと、結果的にはそういうことだろうと思いますけども、と言うのは私はこれは質問書の中には書いてません。

余談な話といえばそれまでですけども、当時、私も非常にこう不思議に思ったことがありました。

というのは八郎瀧土地改良区との、いわゆる広域保全会との関係が非常によくはない状態があったと思われまして。会報の中でも代表者を名指しで批判する、これはもうかなりきついものがありました。

こういう風な状態であれば、いくら広域保全会といえどもその基盤は、やはり八郎瀧土地改良区の管理している基盤ですから本来は、これは八郎瀧土地改良区が管理している基盤の上で、我々保全会が活動している訳ですから、やはりこの両者がうまく調整できないということは、これはやっぱり保全会にとってもうまくないかと思われまして。

そういう風なことがあって、どうしてそうなのかということもいろいろ書いてありました。その中に保全会のやっていることが、これでいいんだろうかと我々が全然知らない、あまりかってなことをやっては困るよ、という風な意味の類のことが書かれていてこれは再三話し合いしたけども容認してもらえないと、だからこの通り我々は批判するんだと、はっきり言えば代表者交代論までも書いてあったと思います。

そういう風なことです。私が敢えて今、何故、どんな理由で解散に至ったのか、

このことを我々は結果的には、契約の時期等があつて自動的にう何と言いますか、そういう風な立場に追い込まれたような感じもしますけども、一応、念を押した訳ですけども、いわゆるその土地改良区との協定そのものが、やはり保全会では基盤にしているけれども、土地改良区なりとやっぱり協定を結んで、基本的なことについては協定を結んで事業をやると、こういう風なことになっているはずですので、この点はどうでしょう、私書いてないから即答できなければ、できないでもいいですけども、もしその点はちゃんと手続きはされていると、あるいは主な工種はこういう風なことをやるんだよということがあつたのかどうか、もし担当者の方で分かれば、もし把握してなければいいですけども。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 今の新組織についてですか。

9番 近藤美喜雄 いわゆるその協定、土地改良区の中でこんなことを主に我々保全会はやりたい、とう風な道路とか水路とか皆んな所属してますから、そういうのを我々が手を付けると。

産業課長 千田浩美 旧組織は結んでます。ただし、新組織は同意が得られていなかったはずですよ。

9番 近藤美喜雄 これは今さら細部に亘って確認する、ということもなかなか容易でない訳ですけどもいわゆる基盤的な土地改良区の基盤をいろいろ維持補修していくための、事業で何故こう仲違いがされているものなのか、と思った訳でありますけども、その中でいろんな話し合いをしたこともあるとか、いろんなことがありましたけども、いわゆる望んでいないことまで手を差し伸べてるんじゃないか、という風なことがあつたように思います。この点は以上にしたいと思います。それからこれと関連しますが、事業申請は今町長が話をしました。

各団体がいわゆる話し合いをもって、そしていつまで、特に夜叉袋の場合は遅くまでかかってしまったと、これで行きますと10月ですか、まで手続きを県と協議して許可してもらったと、こういう風なことで普通であればもう当の昔に、これ活動して動いてる時期なんですけども、この時にまだその新しい団体としての手続きが終わっていなかったと、こういう風なことです。

そういう風なことで、次の問題に入ります。二つ目は保全会が解散に至った時の決算書の収支残高、これは何となくわかっている訳ですけども、皆さんからもお分かりいただきたいと思ひます。

488万1千円、この額に間違いございません。

町長 畠山菊夫 平成31年3月31日時点の残高は、488万1,258円となっております。

9番 近藤美喜雄 このことについては、当然決算を打ってる団体、広域の保全会としては当然自分達が打った決算ですから、これは認識してるだろうと思ひます。488万1千何某。

いわゆる事業を未執行の補助金は残ってる、という風なことであります。

本来これは継続している時期であれば、例えば真坂の保全会、また来年以降もやるよということであれば、これは県も何処も認めて繰越金を充当して、春先の事業をやるというのはもう通例になっている訳ですけども、この場合はちょっと意味合いが違うのでそのことを一応念を押してる訳です。

それで三問目ですけども、解散の方向で話が進んでいたとすれば、県の指導もあつたと思うが、事業未執行分交付金の返還が発生することになります。

何故凍結できなかつたのか、いわゆるその488万1千円を待てと、解散するんだからちょっと待てと、いう風なことに凍結できなかつたのか、この点はちょっと我々も何故なのかなという風なことがありました。

大変重要です。解散の方向にありながら、しかも新しい単位団体も体制が整わないまま、新年度事業の執行に向かわせたのは、良くなかつたと思ひます。

これは非常に重要なポイントになります。そういう風なことで新年度事業というのはいわゆるさっきも言いましたように、保全会が変わらないで継続していく場合は、当然これは何ら問題はないですけども、解散の話が進んでいるとすれば、その会が新年度の事業執行にそのお金を使っていくということは、これは全くうまくない話しです。

そういう風なことを我々は客観的にそういう風に考えております。

この辺りのタイミングの問題ですけども、いわゆる解散の話と合わせて新年度へ入った時期が進んでくる、その時に従来の広域の保全会に、どうしてお金を使わせて事業を

執行させた、そういう指導を町が黙認したのかどうか、この点はいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 先ほどもお伝えしましたが、最初の段階では広域組織は存続していく前提で考えていました。ですので、3月31日時点の残金488万1千円は、広域組織に引き継がれるであろうと町も県も認識していましたし、持越金を使用することも了承していました。しかし、6月の時点で真坂・一日市地区からの相談があった時点で、一度交付金の使用の停止を伝えております。これは伝えております。また、3地区に分かれると決定した段階でも、残金の返還が生じる旨は伝えております。しかし、事業は行っていまなければならないことから、夜叉袋地区の範囲に限っての使用は認めています。そして新たな補助金が交付されたらその補助金で返還するようにも伝えております。

9番 近藤美喜雄 微妙なこう時間差があるようにも思いますけども、いずれ我々が今過ぎ去ったようにも思いますけども、その解散話があつてその処理の事務がこれから入るという時点で、真実かどうか分からない話を聞いてみますと、広域保全会としてその新しい新年度の事業を進めていた、という辺りがちょっと我々は理解できない訳なんですけど、しかもそれが有効に活用されて事業が執行すれば、それは返さなくてもいいよという風なことであれば、それはそれで良かったと思うんですけども、何しろこれを関係団体、結果的には関係団体になります。一つの保全会としての広域の保全会がなくなってしまったので、488万1千円を返す母体が、いわゆる3団体といわれることになったようでありますので、このことについて我々は非常に本来であれば、心配しなくてもいいところを心配せざるを得なかったと、こういう風に今認識しております。この点は同じようなこと繰り返すので、また次の方へ進みたいと思います。この時点で非常に大事なものは、町がどういう風な指導をした、今町長が言われました。いろいろ繰越金の問題とか、そうして立ち上げの問題とか、いろいろこう指導したとありました。この時点で県ではどういう風な認識をして、どんな指導をしていたものかとか、もし分かればお知らせください。

町長 畠山菊夫 4月3日に八郎瀧広域環境保全会の協定締結に係る説明会を行っています。再度広域として活動をしてもらうためには、夜叉袋と馬場目で再度協定を結ぶ必要があると伝えております。4月11日に、6月末までに一日市地区、夜叉袋地区、真坂地区の3地区で広域協定を結び、計画書を6月30日までに提出するよう伝えております。6月13日に真坂保全会から、八郎瀧広域環境保全会内の真坂部分について、真坂保全会に合併させたいとの要望があり、これを受けて県に相談しました。その後、一日市地区構成員からも集落のことは集落で行いたい、との要望がありました。6月19日に3者、町、県、土地連担当者による話し合いを行い、この場で3地区で活動するよう要請しています。7月11日に再度、3地区を参集し、正式に3地区で活動し認定申請を8月末までに提出するようお願いしております。

9番 近藤美喜雄 非常にこの時間との戦いであるような感じもして聞いております。過ぎ去ってしまったことなんですけども、いずれこの問題は、返還を確実にしなきゃならないところに、大きなポイントがある訳でして、488万1千円が本来であればそのまま凍結していれば、そのままそれをお返しすれば何ら騒ぎは起きなかった訳でありますけれども、みんなほとんど使ったと、空っぽに近い状態になっていたとなれば、これはやっぱり捻出する方法を協議したんだろうと思いますけれども、そのことでこの資料にもある通り、真坂、一日市、夜叉袋、3団体が返還金の額をいわゆるOKしたということになるんだろうと思います。そのことについては、何と言いますか非常に我々外から聞いてますと、いわゆるその返すお金、私の真坂の方はあまり額大きくないですね、ですからいいと言えばいいということはないけども、返すお金、財源これは何でもいいというものでもないし、保全会には国から県から町からのお金しかない訳です。そうすると返すということは、純粹に言えばまた国から県からもらったお金を返す、こういう風なことにもなり兼ねませんので、あまりよろしくないんじゃないかなという風なことを考えております。特に仮にその通りうまく進行していても、今度は事業執行です。事務検査もありま

す。事務監査もある訳で、会計検査員の対象になればその関係もあります。

そういう風なことになると、あまりうまくないようなことがあるとまずいじゃないかという風なことも考えられます。

返還金を出した分だけ、お金を使ってしまったその団体の方から、いわゆる何の事業に使ったか、あるいは領収書はあるとすれば領収書、こういう風なものがないと次の説明が、もらった方に次の説明が出来ない訳ですから、そういう風なことがあるとすればこれ非常に危惧されていますけども、この報告書に分析されてるようになりかなり精査をされてます。

中身まではちょっと今分かりませんが、一部始終を拾ってあるように思います。

ただこの裏付けなるものがあるのかどうか、そこまではちょっと分かりません。

それがいずれ事務検査なり何かあった場合にはそれを持ってると、こういう風なことになりますから、その辺は注意しなきゃならないんだろーなと思います。

ただ私この中に、これちょっと見てもそこまでちょっと見た瞬間では分からないですけども、例えば7号線の法面の草木刈り、これを広域の方ではやってました。

これ建設省の用地ですから、法面は建設省が維持管理する責任があります。これを何故広域でやったのか、保全会のお金を使ってやったとすれば、これは非常に私はよろしくないと思うけれども、そこは協議しておそらくやってるはずですので、建設省では保全会でお金を掛けてやってければ、それだけ良い話だと、こういう風なことになるだろうと思います。

だからそれは建設省では文句は言わなかったのかなとも思いますが、本来考えればいわゆる建設省が管理するところまで、保全会のお金を使わなきゃならなかったかと、真坂では非常にこれ不評でした。

説明会なんかあったりすると、私方の代表がわざわざ出かけて行って、こういう事業は止めてくれと、我々の真坂地区ではこういうのは望んでいないと、やる理由がカメムシ対策、ほおっておくとカメムシの発生源になるからやるんだ、とこういう風に理屈でなかなか聞き入れてもらえなかったとこういう風ことです。

ただその位の原因がはっきりしてれば、やっぱり建設省に係るべきではなかったかと私は思っており、私のみならず私のところではそう考えておりました。

ですからその関係等が真坂の方へ、事業執行の今度は匿名者側に立つ我々のところへ来るのは非常にはっきり言えば迷惑だなど、だからそういうことに中身が入っているのか入っていないのか、これもしなかったら、私の方では歓迎しません。

町長 畠山菊夫

返還金に関しましては、その返還金を使用して行った事業を仕訳し、按分して3組織に負担をしてもらうべくお願いをしております。

その返還金は令和元年度の交付金の中から支払ってもらうことも伝えてあります。

これについては県でも了解してもらっています。執行済みの488万1千円については、使用根拠となる活動記録や領収書は全てあります。この使用根拠をもとに、町担当者が各組織に支払金額を振り分け提示してあります。

金額の提示については、12月24日に3組織の会長、事務局、会計から役場に来てもらい、負担金額や仕訳の根拠を説明してあります。

なお、3組織全てが納得のいく仕訳にするのは不可能であるが、提示した金額で了承してもらいたいことは伝えてあります。

その後、今年の1月17日に改めて3組織と町で領収書の中身や仕訳を確認する機会を設けましたが、八郎潟保全会は出席されていません。

また、真坂の国道7号の法面の草刈りは、真坂分に入っていますが、役員の方々には了承してもらっています。

3組織全てが納得のいく仕訳は不可能であることをご理解いただいた上で了承いただいたことに感謝しております。これは一日市地域保全会も同様です。

さて、この草刈りですが旧八郎潟広域環境保全会が国土交通省に許可を取って事業を行っているので、町でも事業自体は認めていました。

しかし、必ず行わなければならないという箇所ではなく、事業を引き継ぐ必要・約束は、これはございません。

9番 近藤美喜雄

最後に町長の方から、今までの仕訳の中には入ってる可能性がある、けども今後はそれを継承する義務はない、という風なことのようですのでこれは我々もそういう風に捉えたいと思います。

次に、最後に返還金の割り出し算出の基本、これは先程から言いましたように頂きました。有難うございます。これ非常に整理するのにかなり時間と労力を要したと思います。

非常に事細かく仕訳されております。

ただ総体的にこの一日市地区、夜叉袋地区、真坂地区この3つのこの後の関係団体が手続きは順当に終わっているものかどうか、先程の申請がちょっと遅れて、10月ですか、まで遅れた訳ですけども、そうすると申請が終わったということは手続きが一切同意その他一切が終わっているという解釈でよろしいかなと思ってます。

ただ一番心配なのは、返還金の納入これについては、それぞれやはりあまり大きくない額だと、何と言いますか説明しやすいんだろうなと思います。

これ見ますとね桁が違う訳ですよ、夜叉袋の場合は300万、これだけ今返してやるということは新しい年度でほとんど事業が出来ない訳ですから、そういう風なことでどういう具合に地元で話し合い、説明がされているものか、というのが非常に心配です。

これ後から村井議員さんの方でまたありますけども、その点がちょっと気がかりですけども、いずれ納入金の請求といつまでということはやっているとありますけども、この関係について、もし分かったらお願いします。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 真坂地区、一日市地区については、すでに納付はされております。これは町へ直接ではなく旧広域環境保全会さん、あれ一旦通帳ゼロにしないといけませんので、そちらに振り込んでもらって残金の488万1千円の額にして、それから町へ支払うという形を取っております。

ただ、今の八郎瀧保全会さんは28日までに振り込んで下さいということでお願いはしてはしましたが、未だに入金はありません。以上です。

9番 近藤美喜雄 今説明してもらったような経緯になると思います。ひとつ当局も非常に難儀をすることを思いますが、よろしく頑張ってくださいと思います。

これどっかが引っ掛かるということは、我々一生懸命やっているとところも皆やっぱり引っ掛かりますから、そういう面ではひとつ、何とか頑張ってくださいかなと思ってます。

それで最後になりますけども、7問目ですが町が各団体に対する返還金を軽減するための策を考えていないかどうか、ということでもあります。

これは今更そんなことは出来ない一蹴される可能性もありますが、ただ私は今進めてる作業、これを止めての話ではなくて、それはそのまま進めていただいて、町が後からそのいろんなことがあって困難が伴ったと思うんだけど、やった各団体、あるいは団体に対して、説明するにも非常によくないこと、いわゆる町ではその大分の応援をしてもらったと、してくれたという風なことが出来ないものかどうか、国、県の関係は今進めてる通りで私はいいと思います。

ただ町の方からの支援については、あれば非常にこの後の総会等においても、説明がしやすいんじゃないかと思えます。どの位どうということは私は申し上げません。

ただこれも一つですね、この保全会というのは我々も研修をして、鷹巣とかに行っていたことがあります。これ県の方へ聞いて立派ないいところがないか、ということ聞いて、出かけた結果でありますけども、これ鷹巣の場合も皆広域でやっております、その広域で事業費も大きくて、いわゆる事務の関係も土地改良区の中に、もう、ばーんと事務局を設けて、専従の職員を掲げてもう専門に係ってる、だから非常にこう我々のところより仕事をしながらまたちょいちょいやるといのは、大変な訳ですけどもそういうのが広域的に規模が大きくなると、事務所の問題も事務員の問題も専従で出来ると、いう風なことがあったり、それから機械の導入なんかも非常に計画的にスムーズに出来ると高齢者を集めて泥の中に入れてもらうとかっていうのは大変なんですよ。

ですからやっぱり機械をこの後は導入する、という風なことなども考えて行きますと事務所あるいは事務員の関係何かを考えて行くと、やはり最終的には広域というところに行くのかなあという感じはします。

これは私の感じですから、分からないけれども。それから土地改良区の話を知ると土地改良区の役員の人方も、山形であったかどうか非常にいいところに行くと、やっぱり同じようなスタイルです。

やはり行く行くは合併をして事務所、事務員、機械化の問題、こういうのをやっぱりクリアして行っているという風なことでありますので、最後をお願いをしてる訳ですけどもそういう風なことが出来れば、この後の広域の進め方、あるいは事業の進め方に過去を残すことのないように、今の問題もうまく乗り切れるようお願いしたいと思えますけども、町長から即答求めるつもりもなかったですけども、もし町長何かあれば一つお願いしたいと思えます。

町長 畠山菊夫 先程の課長の説明の中に、ちょっと補足しますけども、12月24日の日に3組織の会長、事務局、会計から役場に来て頂いて、負担金の額や仕訳の根拠、を説明しております。

しかし、1月に八郎潟保全会から文書にて、仕訳方法に納得が出来ないという意見を頂いております。

何故1ヶ月も期間があいたのか分かりませんが、返還してもらうことには変わりはありません。繰り返しになりますが、全員が納得出来る仕訳方法はありません。

仕訳方法に関しても、他組織に内容を確認してもらっております。返還金については当初、2月20日と伝えていましたが、連絡がなく再度文書にて2月28日までの入金をお願いしています。

これは町へ直接ではなく、旧八郎潟広域環境保全会への振り込みとなります。これは課長も先程説明しましたけども、一旦もとの通帳に入金してもらい、そこから町へ入金となります。通帳は役場でもらっていますが、印鑑はもらいたい旨伝えていますが、未だ連絡がございません。

なお、真坂保全会、一日市地域保全会からはすでに入金となっております。

返還金を軽減するための策については、今は考えておりません。以上です。

9番 近藤美喜雄 以上で終わりますけども、特に最後の各団体の特に夜叉袋の団体は300万の償還が伴います。こういう風なことが後々その地区全体に、あるいはまた他の地区の場合も、どっかが引っ掛かった場合に、もう一回とかというようにことがもしありますと、これはなかなかもうすんなり行かない話になりますので、このまま治めるとすれば、まず夜叉袋が納得しないといけないので、その点を十分勘案して頂きたいと思っております。

これでお終いの事業であれば、それはいい訳ですけども、おそらく農村環境を維持していくための重大な事業だと私は認識しておりますので、この後も一つよろしく願いいたします。以上で終わります。

議長 村井 剛 これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。

次に、7番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 7番 加藤です。私の方から質問通告大きいので、1番と2番で3問ありますのでよろしく願います。

まず農業問題についての、2019年度の八郎潟町の農業所得についてお伺いしたいと思います。

農業は自然条件によって収穫物が多かったり、減少、平年作であったりとなかなか生産物が安定していないところがあります。

そんな中で秋田県の2018年の農業産出額は1,843億円、東北6県では最下位全国では19位で、前年比で2.8の増で、伸び率では長野県、青森県に次いで3位であると農林省が発表しております。

内訳をみると、米が1,036億円、前年比で2.9%の増、野菜が308億円、10.4%の増、豚が175億円、6.9%の減、鶏（ブロイラーと鶏卵）が84億円、果物が72億円など東北農政局では、米の他、ネギ、キュウリ、トマトといった野菜の価格上昇が農業産出額を押し上げたと分析いたしております。

米の産出額では、秋田県は新潟県と北海道に次いで全国3位、農業算出額に占める米の依存度では56%で、東北6県ではトップ、全国でも5位と高い位置にあると報告されております。

我が八郎潟町を県内で見ると農業産出額では、平成29年度では21位、米の産出額においても21位となっております。しかも、八郎潟町の農業産出額の91%が米に頼っている現状では、農業政策は何もなかったかのごとくであります。

町長はよく今までは、町には7法人があって稲作を中心に営業を行っているが、枝豆に転換していくのも一つの施策、園芸課メガ団地も一つの施策と言っております。

そこで伺いたいのでありますが、2019年度では町の農業の産出見込み額は、いくらになったのか、また、2020年度の見通しはどうか。

今後の町の農業産出額をどの位の額にするのか、目標数値があるとすればどんな産出物で目標を達成するのか、この点についてお伺いいたします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。

農業産出額についてですが、平成29年度の本町の農業生産額は、県内で22番目、米の産出額においても21番目で、水稻への依存度は91%と県内で2番目の高さとな

っています。

特に南秋地域の米への依存度は高く、県内でも上位4つに全ての町村が入っている状態です。本町においては山間部の農地が極端に少なく、早期のほ場整備のたまもので水稻作付けにいかに適していたかがわかります。

市町村別農業算出額は耕種・畜産・加工農産物を加算したものとなりますが、生産農業所得統計において推計した都道府県別農業算出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業算出額として公表されています。

算式は市町村別作付面積等を都道府県別作付面積で除したものに、都道府県別農業算出額を乗じたものとなります。

なお、農業算出額については、千万円単位となっていることから、2019年度の見込みは2017年度と同額の8億2千万円と思っています。

また、2020年度においても同様でございます。

今後の町の農業産出額をどの位の額にするのか、農業算出額の目標数値はありませんが、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、主たる農業従事者の農業所得の目標を400万円と定めています。

また、地域振興作物として、大豆、枝豆、キャベツ、ネギ、ほうれん草等を定め、国の産地交付金を活用しながら、あきた湖東農業協同組合と協力しながら面積の拡大に努めているところでございます。

7番 加藤千代美 2019年度も2017年と産出額においては、同様であるということでありませうけども、ここに一つ統計があります。2016年から2017年度で八郎潟町の1位の産出額から5位まで統計上出しているんですけど、それについては何が1位で何が2位で何が3位で何が4位で何が5位か、ということをお教えしてもらえませんか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 米が1位です。野菜が2位です。後は芋類、豆類、同額となっています。これが2016です。2017はやはり、米、それから野菜、先程申しました豆、芋類です。以上です。

7番 加藤千代美 私が用いたこの資料によると、1位が米に変わりありません。2位がカモになって3位が枝豆で4位が山芋で5位がキャベツとなっております。

この方向でこういう産出額が、農林統計で出てきてはいますが、農林統計で見ると、米が7,500万円ですね、それから芋類が1,000万円、野菜が6,000万円という数字が出てくるんですよ。これ間違いないですか。

産業課長 千田浩美 7億5,000万円です。

7番 加藤千代美 はい、間違いました。これ間違いないですか。

産業課長 千田浩美 はい。

7番 加藤千代美 その中で私は思ったんですが、枝豆の普及を図っているというけれども、枝豆の数値がなかなか上がってこないですよ、この段階で枝豆はどの位あったのですか。

産業課長 千田浩美 私の持っている統計資料でも、そこまで詳しく分類されておりません。豆類としかなっておりません。

ちなみに、本町の枝豆ですけども、2019年度の作付け面積でだいたい30町歩です。

7番 加藤千代美 生産額ではどの位ですか。

産業課長 千田浩美 そこまでは把握しておりません。

7番 加藤千代美 やはり生産額を把握してやらないと、数値が農家所得400万ということになってはいますが、なかなか物を把握しないと、物を転換していく段階では政策は出てこないと思う訳ですよ。その辺についてはどうですか。

産業課長 千田浩美 この400万という数字ですけども、県の目標の数値を若干下回っております。いずれ先程町長も申しました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中

で、今後いずれ見直しに係る時期が来ると思いますので、その段階でまず精査して行きたいと思います。

7番 加藤千代美 県の段階は分かりましたけれども、このまま推移していくと米が主になってくる訳ですね。米の価格というのは昨年も若干高かったから、農家所得が上がったと、去年、一昨年ですか米の価格が下がったことによって、農家の取得がガクンと下がった訳です。そういうことを考えると、米一辺倒では行かないと思うんですよ。やっぱり昔の農家というのは、米でもいろいろな米を作っていて、野菜でもいろいろなことえお考えて連作障害を防ぎながら、生活が安定するような所得を確保しておったというのが農業者の方針であったと思います。

やはりここで所得を見てきて91%米に頼っている状態をいち早く打破するためにも野菜とか畜産とか、そういうものを応援する方向は若干あるだろうけど、どの位という数値は出ないだろうけども、それを観見した方向性を一日も早く出してもらいたい、これをお願いしておきます。

次に、農繁期における水の確保についてお伺いしたいと思います。

令和元年度の5・6月は、大きな災害もなく農家にとっては良い年になるのではないかと、大変期待したのでありますが、雨が降らないことにより、水不足が起き田植え時期に田植えが出来ず、田植えが6月下旬になった人もおったようです。

稲は私がここで申すまでもなく、八郎潟町では早い人では3月下旬から播種が始まり5月の下旬から中旬に懸けて、田植えを終えるのが今までのスタイルだと思っています。しかし、昨年の例を見ると、田植え時期に水がなく、植えた後にも水がなく田園が干し上り、まるで陸稲でも栽培しているかのような光景が見られました。

このような田んぼには、稲の成長よりもヒエの成長が早くまた、いろいろな雑草と害虫がはびこり、思わぬ農薬散布を強いられた農家の人も、たくさんおったようであります。

一方、稲の生育が悪いため大豆に変更した人もあったようであります。これが出来秋にも影響し、秋田県の作況指数は104ではあるが、品質では東北農政局秋田県拠点公表した水稲うるち玄米の1等米比率は、10月末現在では85.5%、前年度同期94.9%、約10%近く下がっていると発表されております。

品種別の1等米比率は、あきたこまちが86.8%、ひとめぼれが89.4%、めんこいなが81.7%となっています。

2等以下に格付けされた主なる理由は、カメムシ類斑点米を含む粒面の全面又は、一部が着色した粒等、着色粒、充実度や心白、腹白等、形質、胴割粒、破碎粒等を含む損傷を受けた米が被害粒であると報告されております。

このように水がないことにより、稲といわずその他の作物に対して与える影響は大であります。

今年の冬も例年にも増して雪が降らず、昨年に劣らず水不足があるのではないかと心配している農家もあるようであります。

そこで伺いたいのでありますが、馬場目川に流れて来る萩形ダムの水の量を、渇水期に放出出来ないのか、また、八郎潟町の2019年度の作況指数は、いくらで品種別の等級はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 萩形ダムは小阿仁川の洪水調節、既得取水権としての流域への灌漑用水の補給と安定した河川流量の保持を目的とするほか、河川維持放流を利用した水力発電を行っています。

昨年のような水不足時には確かに馬場目川へも放流してもらえれば良いわけですが、水利権の問題あることから、これの問題については無理でございました。

次に、2019年度の作況指数ですが、新聞報道にあったとおり、秋田県中央で104となっております。東北農政局に問い合わせたところ、市町村別には算出していないとのことでした。

また、令和元年産米の1等米比率ですが、あきた湖東農業協同組合管内は平均94.0%、本町は98.4%と昨年より0.7ポイント高くなっています。

品種別では主食用米のあきたこまちが98.1%で、めんこいな、ゆめおぼこ、ひとめぼれ、ササニシキ、コシヒカリはそれぞれ100%となっていると聞いています。

水不足の影響がどの程度なのか心配していましたが、その影響が最小限に抑えられたと思っています。

7番 加藤千代美 萩形ダムのことについてお伺いしたいのですが、水利権の関係があつて無理だと、こういうお話でございませうけども、これは何か協定書があるものですか。それについてお伺いします。

- 町長 畠山菊夫 萩形ダムについての協定書ですか。
- 7番 加藤千代美 関連する市町村との萩形ダムとの水利権に関して。
- 町長 畠山菊夫 それはございません、本町にはございません。
- 7番 加藤千代美 八郎潟町にはないだろうけども、馬場目川流域に関する町村の中では水利権を何処も契約してないということですか。
- 町長 畠山菊夫 萩形ダムを建設する際に、こちらの方にも打診したお話は、過去の話になりますけども、そういう話は聞いております。ただ、こちらにはその水利権を獲得した自治体はないとも伺っております。
ですから協定はないものと思っております。
- 7番 加藤千代美 昨年度の例を見ると、このとおりの水が不足しているという実態は明らかな訳ですね。水利権はないかもしれないけども、頼るべきところはやっぱり萩形ダムしかない訳ですよ。
ですからこれについては、強く要望して放水してもらおうようお願いしたいと思っております。萩形ダムの現状を3月6日で見ると、その取水量よりも降水量が多いですよ。
。それで平常時に確保する水位よりも、現在の場合はまだ低い段階なんですね。ですからその辺も勘案しながら、やっぱりお願いして行かなければ春先になった時に、農家の人は非常に困るんじゃないかと思うしております。
今、現状の水位というのは、これ3月6日の段階でインターネット見たんですが、21.5mです。平常時では22.3mあるので可能な訳です。
差がある訳ですからその辺を考えながら、何とか出来ないかそれをお願いしておきたいと思っております。
- 町長 畠山菊夫 ですから、渇水期には何処も水不足です。余ってる状態であればおそらくダムの水は放流すると思えます。
加藤さん言われるのは、水利権を予算化するという事なんですか。
- 7番 加藤千代美 いや、予算化じゃなくて、いいですか。
予算化じゃなくて、水利権がない訳ですから、やっぱり周辺町村と協力して渇水期に放出してもらおうようにしたいと、その理由としては今水を貯める時期なんですね。
安定の供給の水位まで、まだ相当の高さがある訳です。その辺を調整しながら渇水期に出すような方向でお願い出来ないかと、こういうことです。
- 町長 畠山菊夫 あのちょっとよく分かりませんが、馬場目川に落とした水を貯めるという事なんでしょう。ため池に貯めるという事なんでしょう。
- 7番 加藤千代美 今、戸村土地改良区の水位というのは、真坂堰を通して入ってくるんですよ。五城目中学校の下のところにある訳です。そこに入ってくる水の量というのは、萩形ダムからの水なんですよ。
ですからその萩形ダムの段階で、今、水を利用しなくてダムに貯水能力がまだありますから、それを貯めて平常水位まで貯めてもらうということをお願いして、渇水期に水が枯渇しないように、お願いするのも一つの方法ではないかということで、提案してる訳ですよ。
- 町長 畠山菊夫 よく分かりませんが、今流しても水はあります。馬場目川に水はあります。
だから渇水期のことの対策のお話をしてるのであれば、ダムの水は水利権がないものですから、なかなかお願いしても出来ないということをおっしゃる訳です。
- 7番 加藤千代美 納得しないけれども、まずそれは努力していくしかないと思っております。
最後の質問になります。近藤議員が再三質問したので、私が聞くようなことはないような状態なんですけども、一応まず私の方から質問したいと思っております。
多面的機能の発揮の促進に関する団体について、以下環境保全会ということにいたします。
環境保全会は、農業、農村は国土の保全、水の涵養、自然環境の保全、良好な景観の

形成などの多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受している。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている、多面的機能の発揮に支障が生じつつある。

また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。また、これにより、農業、農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするとあります。

本町においても、この主旨にのっとり平成26年に7団体で、それぞれの団体名を名のり、事業が始まったと理解しております。

しかし、途中で7団体の内、馬場目川河川区環境保全会が真坂保全会に、合併を申し込んだところ断られ、夜叉袋保全会に合併を申し込んだところ、受け入れられて今日まで歩んできたと理解しております。

しかし、事業年度が5年間あるのに合併の話が持ち上がり、合併が成立し、高い評価を受けている団体が、何故解散を強いられなければならないのか、その理由をお知らせ願いたい。これが第一点です。

また、新たに団体を設立するときには、どのような過程を経て設立されるのか、新たに設立された団体に対する補助金は、どのようにして交付されるのか、この3点について、お伺いしたいと思います。

近藤議員とだぶる面が多々あるので、その経緯は分かりましかれども、絞って私の方から聞きたいと思えます。

今、繰越金の返還がなされていないというお話がありました。今後この交付金が返還がなされない場合は、どのような処置をとるのかお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 近藤議員の答弁と重なりますが、もともとの広域組織を立ち上げる際に、夜叉袋保全会と馬場目川河川区環境保全会で広域協定を結んでいます。複数の広域が広域組織として活動していくことを記したのですが、この協定の有効期限が平成31年3月31日でありました。

このことから当初は両保全会で再協定を結ぶよう指導していましたが、昨年4月3日馬場目川河川区環境保全会が夜叉袋保全会に吸収されており、組織として存在しないことが判明し、その後、4月11日、八郎瀧広域環境保全会の構成団体である、夜叉袋地区、真坂地区、一日市地区の3地区で協定を結ぶよう指導しております。

また、6月30日までに事業計画書と必要書類を添えて、提出するよう伝えてもいます。

また、他市町村でみられた地域のいざこざを起こさないようにするために、構成員から参加同意書をもらうように指導もしております。この時点では、町は再協定の形で広域組織は存続していく予定であると認識し持越金の使用についても了承していました。

しかし、6月に入ってから一日市地区の構成員、さらに真坂地区の構成員の方から、集落のことは集落の中で活動がしたいとの相談があり、しかも6月30日まで申請書の提出期限が迫っていることから、真坂地区・夜叉袋地区・一日市地区の3者での話し合いは困難と判断し、6月19日に3地区の代表者、町・秋田県・土地改良事業団体連合会の担当職員を交えての話し合いを行っております。

その中で、八郎瀧広域環境保全会の集落内での合意形成が図られていないこと、さらには八郎瀧土地改良区管内の泥上げ、草刈り等を行うにも係わらず、八郎瀧土地改良区と良好な関係になく、八郎瀧土地改良区から同意を得るのは困難ではないかなど、総合的に判断し、3地区に分かれて事業を行うよう要請しています。

その後7月11日にも話し合いを行いました。合意形成が取れていない状態で広域組織としてまとまっていくのは困難と判断し、また、集落ごとに分かれた方が地域の管理もしやすいのではないかとこの観点から、3地区に分かれて活動するよう指示いたしました。

町が場当たりに3地区に分割してほしいと言ったわけではないこと、そして無理矢理3地区に分割したわけではございません。

新たな団体を設立する時は、どのような過程を経て設立されるのか、また新たに設立された団体に対する補助金はどのように交付されるのかについては、新たに団体を設立するときの過程ですが、初めに対象農用地の設定・構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な規約の案を作成します。

次に組織が取り組む事業計画の案の作成、組織が取り組む活動計画の案の作成、最後に総会を開催し規約や事業計画等の案について、組織構成員の合意を得ます。

その後、市町村長に事業計画書を提出し、事業計画の申請を行う運びとなります。

市町村長から事業計画の認定がおりれば補助金の交付申請書の提出となります。この期限が6月30日であります。

なお、今回の新団体の設立に関しては、6月19日の会議の際に秋田県の担当者から県から認められれば10月まで延長は可能という話もいただいております。

なお、会議終了後、町では県に保全会の認定延期願を提出しています。その後県からは申請書類を完備して8月までに提出していただくよう連絡がありました。

よって、申請期限は8月末としております。以上でございます。

返還金がない場合のことにつきましては、今、県と相談中でございますので、今はお答え出来ません。

7番 加藤千代美 返還金がない場合は、今、県と相談して出来ないということなんですけども、返還してないことは期日を設けてやったけども、返還されてないのは事実なんですか。

町長 畠山菊夫 何遍も言いますけども事実でございます。

7番 加藤千代美 返還金がなされていないものについては、期日を設けて返還金を返して下さいという文書を提出はしてあるんですね。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 近藤議員の質問でもお答えしましたが、2月28日までに2回目の文書を出しております。

7番 加藤千代美 返還金とか償還金とか債権とか払わない場合には、自治法では規定してあるんじゃないですか。それについてはどうですか。

産業課長 千田浩美 そのことについてはまず県と今相談中ですので、ここでの答弁は差し控えたいと思います。

7番 加藤千代美 法律では自治法の231条で通知することは義務づけられていますよ。督促も出せるということになっているんですよ。その事務を怠ってるということですか。

産業課長 千田浩美 それは繰越金についても、同じことが掲載されているのでしょうか。

7番 加藤千代美 繰越金というよりも団体が支払をしない場合に、その231条というのは規定してあるでしょう。いわゆる滞納処分当たるんじゃないの。繰越金でも返さない場合には、返すべき金を返してないということは、滞納処分当たるんじゃないですか。その辺はどうですか。

産業課長 千田浩美 それについてはちょっと今後調べてみたいと思います。今の段階ではまだ調べておりません。

7番 加藤千代美 これはいずれ返してもらうということになりますけども、その場合の返してもらう補助金を返してもらうということでしょう。払ってないから返還を求めるということでしょうか。その辺どうですか。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 返還金については、国・県の方から3月19日までの請求書がきております。それでこの前の12月補正予算で成立しております。

ただし、夜叉袋広域とそれから一日市、真坂それぞれに分担して出させております。

従って、真坂と一日市は入ってきております。夜叉袋だけが入ってきておりません。

ただ請求書関係は国の方からきたものですので、私の方では当然その広域の方に収めて下さいというお願いをしていることでございます。

7番 加藤千代美 この財務規則の法律によれば、当然国の方から請求書がきた訳ですね。町としても当然各団体に請求書は様式に基づいて出してるんですね。

それとただ文書で通知しただけですか。

副町長 千田清 先程から何回も言われたとおり、請求書そのものは国から町の方に来ています。当然町の方ではその団体に、個々に収めて下さいというお願いだけしています。当然それは納得してるものと思って理解しております。

7番 加藤千代美 文章では出してるけども、請求書としては出してないということですか。

産業課長 千田浩美 請求書としては出しておりません。
ただし、交付金の精算ということで、対象組織は実施期間終了年度末で残額が生じた時は、当該残額を市町村長に返還するものとなっております。

7番 加藤千代美 返還する場合にも、請求書はいらないという解釈ですか。請求書は出さなきゃいけないんじゃないの。

産業課長 千田浩美 それは480万が通帳に入った段階での請求となります。

7番 加藤千代美 今の答弁もう一回お願いします。

産業課長 千田浩美 通帳ですよ、これは旧広域の通帳に480万円全部に入った段階での返還命令となります。

7番 加藤千代美 広域に480万全部入るとのことだけども、広域を構成している団体は3団体ある訳でしょう。真坂と夜叉袋と一日市地区、これに対して償還してもらわないと債権を返してもらわないと、広域にはその額が入ってこないということになりますよね。そうですね。
その場合に広域に対して、広域を構成しているその3団体から返して下さいという額について、支払請求書は発送したかということをお聞いている訳です。

産業課長 千田浩美 先程も申しましたけれども、3団体に対しては請求書は出しておりません。
ただし、3団体を招集してこの位の金額になりますよ、ということは伝えております。
。それで一番最初は1月の20日頃を予定しておりました。以上です。

7番 加藤千代美 今のことについては分かりました。
さて、令和元年度の2月に広域環境保全会がどういうことをやるか、ということをして2月の段階で意識調査、そういうものを出して下さいという文書出してますよね。

産業課長 千田浩美 そこまでは把握してございません。すいません。

7番 加藤千代美 2月の段階で、あなたの部下の川口さんが文書出しているんですよ。その後、先程町長がおっしゃったように、3月31日で任期が切れまして、従って継続はしないという発言をしておりますけれども、4月10日、11日、4時30分頃、担当課長と土地連の人が来て、広域環境保全会に誤りがあったと、自分方が3月31日で事業を止めて下さいというのは、誤りであったという文書が、平成31年4月11日に八郎潟環境保全会宛てに、秋田県農林水産部農林山村振興課の佐々木さんから、わざわざ文書がきてるんですよ。これは把握してますか。

産業課長 千田浩美 村井会長の事務所において、それは見せてもらっております。以上です。

7番 加藤千代美 その中身は把握してないということですね。

産業課長 千田浩美 今、この場で中身どうのこうのというのは、ちょっと記憶にありません。
ただ4月11日というのは分かります。

7番 加藤千代美 じゃあ、私その中身を読みますよ。こう書いてるんです。
多面的機能支払交付金は、公金を扱う事業です。再認定の作業に多大なる労力をお掛けしているところでございますが、確実な事務手続きをしていただきたく考えているところでございます。
今後ともどうぞよろしくお願い致します、という文書が来てるんですよ。これと役場

の説明とは、合わないような感じがするんですよ。この辺はどうなっていますか。

産業課長 千田浩美 4月11日については、3地区で協定を結ぶよう指導しています。これは先程から繰り返して言ってます。その中で6月30日までに事業計画書と必要書類を添えて提出するようこれも伝えています。そこは分かりますか。

7番 加藤千代美 分かりますよ。

産業課長 千田浩美 それと県の佐々木さんの答弁と違うということですか。

7番 加藤千代美 そうです。この文書は八郎潟広域の継続を認めるという文書なんですよ。そしてこの法律をよく読んでいくと、この法律の名称分かりますよね。農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律というものなんですが、解散とか事業を止める場合には、この8条の中にいろいろ要件が書いてありますよ。

その要件は要綱・要領の中に65あるんですよ。その65に違反した場合には、貴方がおっしゃるような処置になると思うんですけども、私の知る限りにおいては、この65の項目の一つも違反していないですよ。それについてはどうですか。

副町長 千田清 何回も言いますがでも4月の時点であって、その後夜叉袋の広域、前の八郎潟広域が集落の皆さんと土地改良区の合意形成が得られないために、3地区に分かれてとなった訳です。そこら辺が分かりますか。

7番 加藤千代美 今、合意形成の話をしましたけれども、土地改良区からは戸村土地改良区、八郎潟土地改良区から、3通の同意書ももらっております。それは私事実を確認しております。

そして千田副町長が分かるとおおり、八郎潟土地改良区から他の組織に介入するような問題がある文書も私見ています。

そういう状況の中で考えていくと、私はちょっと違うんじゃないかと、で八郎潟広域を弁護する訳ではないけれども、八郎潟広域ではその法律に基づいて、各総会を行っています。その広域の総会の資料も役場の方に出しております。

それに対する返答がなくして、今回の事態になったんですけども、県の佐々木さんという人は、そのルートをしっかりと認めている訳ですよ。

ですから6月になるということは、施行令では新しく設立する場合においては、6月30日までに同意書を取ってやりなさいということを書いてあります。

何かの都合があった時には10月30日まで書類を提出しなさいと書いてあります。じゃその設立の過程で、もう一つ聞きたいんですが設立するに当たって同意書を取りなさいということをおっしゃいますね。これは法律の第何条にある訳ですか。

産業課長 千田浩美 これは法律ではありません。それについては説明はしております、4月に。

ようするに他町村の話ですけれども、構成員だと思って農地を申請した訳ですけどもその方から私は構成員ではないと、それで多額の返還金が生じたと、そういうことで県の指導もありまして同意書もらおうと、そのように加藤さんと村井会長には説明しております。以上です。

7番 加藤千代美 今、法律にないとおっしゃいましたけれども、この法律にはちゃんと書いてあるんですよ。この法律には第7条に。この法律ではちゃんと書いてあるんですよ、お宅さんの方でこれ役場からもらった資料だから、ちゃんとわかってると思うんですけども、第7条の第3項の中にちゃんと書いてあります。

その一つの条件は、土地改良法の3条、これ中身分かってますよね。土地改良法の第3条と土地改良法の85条第1項を準用してるんですよ。

その中に何人の人間がいて、施設に関しては何人の人間の同意を得て、この新しく設立しなさいということを書いてあるんですよ。

それについてはどうですか。

産業課長 千田浩美 ちょっと法律まで詳しく把握してごさいませんがでも、同意書もらおうと、ただし、私の考えというのは、ハンコをもらおうというのは地区長のハンコじゃありませんか。違いますか。一人ひとりからもらおうという風に書いてごさいますか。

7番 加藤千代美 あのですね、この第3条に準用している85条とそれから土地改良法3条というのは土地改良法、土地に関する3条では権利を謳っているんです。

第85条ではこの施設に関するものをやる場合には、3分の2の同意を得なさいと、

しかも申請する場合には、15人以上の人数を持って書類を申請しなさい、と書いてあるんですよ。この書類は今出てきますか。

産業課長 千田浩美 今すぐは出てきません。

副町長 千田清 先程加藤議員が、土地改良区のハンコがあるという風な話でしたけど、私は一切そういうのは見ておりません。そこら辺あるのだったら出して頂ければと思います。

7番 加藤千代美 今、副町長に言われたものについては、その物を提出するようにお話しします。これ以上話しても、物を見てないから何とも言えないということなので、私の質問は終わりますけども、事実に基づいた行政事務をしっかりとやってもらいたい、これを一つお願いして私の質問は終わります。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 一問一答式ですので、議会の中では反問権がございますので、それを私初めて使いたいと思います。
加藤議員にお聞きしますけども、加藤議員さんは監査委員でございますね。

7番 加藤千代美 はい、私監査委員です。

町長 畠山菊夫 今の夜叉袋保全会、通帳の残高いくら分かりますか。

7番 加藤千代美 残は、最近会計監査をやってませんけども、90万位だと理解しています。

町長 畠山菊夫 今年度各地区に交付された金額は、一日市地区が857万円、真坂保全会が754万八郎瀧保全会が790万交付されております。それは通帳に入っております。
そして、300万も元々あります。それで、今90万より残高がないということは、支えられない状態ということで解釈しても良いでしょうか。

7番 加藤千代美 そのように解釈しても良いですが、論点が違うと思うんですよ。
八郎瀧広域保全会と八郎瀧保全会は、組織が違います。今、あなた方が償還金を求めているのは、八郎瀧広域保全会から償還金を求めているわけです。
新しく10月30日にできた八郎瀧保全会においては、償還義務は無いと私は理解しています。

町長 畠山菊夫 監査をやっている方がそう言われるのであれば、町もちょっと大変だなと思っておりますが、そうすると、年間の事業300万円と790万円を足した金額、で残高が90万より無いということは、これからの事業ができないということなんでしょうか。

7番 加藤千代美 間違っただけ解釈しないでください。
繰越金の400何十万あったのは、それは広域保全会で事業を行ったものであって、10月に補助金を受けたものについては、事業を八郎瀧保全会は満遍なく事業を行っているのが実態です。

町長 畠山菊夫 一つだけお聞きします。
今90万より残高が無いということは、この後も支払が出てきますよね。どうなんでしょうか。普通に考えてもちょっと支払が大変だなという思いがありますが。

7番 加藤千代美 今までの保全会に対する交付金の補助金は6月頃に支払われて、4月1日から事業をやってくださいというのが、通例であったと思います。
私共は、その金が入ってくるまで我慢するか、若しくは借りるか、これは先立っているリーダーの考えですけれども、そういう形になろうかと思えます。

町長 畠山菊夫 6月までに国からお金が入ってきます。それまでは、その繰越金を使ったということなんでしょうか。そういうことになりますか。

7番 加藤千代美 広域保全会の補助金はもう使って無いですよ。八郎瀧保全会の繰越金は、それくらいしか無い。だから事業を範囲内でやる。
最近、会計を見ておりませんけども、そういう形になろうかと思えます。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 そうすれば、夜叉袋保全会では払う意思が無いということですよ。

7番 加藤千代美 払う意思が無いんじゃないかと、正規なルールでしっかりやれば、それは会長判断だから、私が判断するものではない。いいですか。

議長 村井 剛 はい、反問が終わりました。

7番 加藤千代美 終わります。

議長 村井 剛 大分時間も立ってますので、20分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 休憩以前に遡りまして、会議を開会いたします。
一般質問を続けます。2番 柳田裕平君の一般質問を行います。
はい、2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 柳田裕平でございます。私の今日の質問は地球温暖化と環境保全対策について、一点でございます。表題は難しい表題ですけども、中身はようするに、ごみを減らす二酸化炭素を減らす、というこれも環境保全の方でございますので、どうか一つよろしくお願ひします。

それでは早速質問に入ります。地球温暖化と環境保全対策について、昨年になります。スウェーデンの女性環境活動家で、16歳のグレタ・トゥーンベリさんが、各国首脳を前にした国連の場において演説し、私達は絶滅しかかっている、と地球温暖化による人類の危機を唱えておりました。

このトゥーンベリさんの影響が分かりませんが、日本でも気候変動に対して行動を求めるマーチ、行進が行われ、高校生や大学生らが発信を強めているようです。

この環境問題については、最近では県内でも報道などで取り上げており、土崎中学校が国語の授業でこの環境問題について勉強したことも載っております。

その中学2年生の女子生徒が、自分なりの考えをまとめた意見として、新聞の特集欄に掲載されておりました。

それには、いま世界の森林は農地への転用・過剰な伐採・森林火災などで、1時間に東京ドーム約120個分の驚異的な減少速度で消失しており、世界的な問題になっていることを知ったとありました。

この解決には、まず国際社会が協力して整備や保全などを進める必要があることは勿論のことですが、地球上で暮らす一人一人が緑を増やす努力をしなければならぬと考えたようです。

例えば、公民館などの共有スペースを緑化する、家庭の庭やベランダなどでガーデニングを楽しむなど、少しずつでも緑を増やす努力をすることで、温暖化対策も兼ねるのではと述べておりました。

もう一人の男子生徒は、地球の温暖化で海水の熱膨張や氷河・氷床の融解により海面が少しずつ上昇してきていることを取り上げておりました。

その原因の一つとして考えられる二酸化炭素の排出量を削減するためには、室温を変える時に冷暖房器具に頼らずにカーテンで太陽光を調節する、自家用車の使用を控えてバスなどを利用する、シャワーの流しっぱなしにしない、瓶や缶・プラスチック・ビニール系などのポイ捨てをやめること等でも削減につながるということを知られたようでございます。

このような些細なことでも、多くの方がもっと環境汚染・環境破壊に関する意識を高く持ち、地球温暖化の対策に力を入れるべきであると述べておりました。

私は先ずは我々大人が子供達の将来のためにも、今できることを積極的に実践しなければならぬと痛感した次第でございます。

また最近ですが、八郎湖の環境汚染に関する新聞報道もいくつかありました。

まずは1月18日の新聞ですが、八郎湖岸の環境保全に取り組む町民の有志団体・エコ活動グループの主催で、プラスチックごみによる海洋汚染について考える講演会が、八郎瀧町改善センターで開催されていたとありました。

プラごみが増え続けている現状などの公演会だったようで、より良い環境を子孫たちに残せるよう、ごみの削減を真剣に考えよう、との呼びかけがあったとのことでした。

それから2月上旬でしたが、八郎潟町で釣具店を営む方のお話が掲載されていました。全盛期は湖岸の大潟橋付近一体の様子は、ワカサギ釣りをする人で賑わっていたが、年々氷の張らない状況が続きこの冬は釣り人を全然見かけなくなったとのことでした。

その要因としては、年々水質が悪くなって、最近は濁ったままである、水草も貝もほとんど数が減って、大型の鯉も釣れなくなった、などであると言われていたようです。

そのようなことから、改めて八郎湖の環境に目を向け、実行性のある改善策をとる必要が高まっているのではないかと結んでいました。

それから湖畔時報ですが、美しく、豊かな八郎湖をみんなで造ろう、八郎湖はよみがえるか、というテーマで約1ヶ月前から何回かの連載となっているようです。

その中である先生の発表でしたが、終末ダム湖の宿命、海水流入の夢再び、汽水公園設置構想、水生植物の再生、土砂の浚渫、などの取り組むべき具体策を説明付きで解りやすく唱えておりました。

八郎湖の環境汚染については、まったなしの所まで来ているのではと考えますがどうでしょうか。

そこで毎年4月に行われている、全町清掃デー・クリーンアップ作戦は何年も同じパターンで実施しているようですが、各町内会の実情に合わせた対応や八郎湖の実情を見据えた対応も含めて、再検討する必要があると考えますがどうでしょうか。

それから1月28日のこれも魁新聞の社説ですが、本町がごみ処理対策として推進しているところの、再使用・再資源化・減量を目的に、大館市が循環型社会を形成するために開設した、大館市エコプラザの概要を紹介して、より一層のごみ減量啓発活動を促しておりました。

その大館市エコプラザについて、私なりにその概要をまとめてみました。

大館市が2015年に約1億円をかけて整備・開設して、3R、リユースこれは再使用でございます。リサイクル、再資源化でございます。リデュース、減量でございます。

これを実践する拠点として、ごみの減量につなげている。家具や自転車などのうち、再利用可能な物は無償で引き取り、外注も含めて簡単な修理やクリーニングをして、安価で販売するのがエコプラザの主な役割である。

民間委託を経て、2017年度からは指定管理者制度を導入して運営している。販売価格は数十円から6千円程度の安価なため、子育て家庭に重宝されている。使えないなど状態が悪い場合は粗大ごみ扱い、有償で最大で800円による引き取りとなるが、まとめて持ち込めるのが利点と言える。

より多くの人に利用してもらうために、土・日曜日を開館日に設定、月・火曜日を休館としているほか、仕事帰りにも立ち寄れるように、開館時間は午前10時から午後7時としている。

家具・自転車等に加え、学校の制服や運動着などの引き取りも行い、不用品の出張引き取りも始めている。

エコプラザには、市民のサークル活動や会議に使えるスペースもあり、様々な機会を捉えてごみ減量キャンペーンを行い、市民の意識向上を図りたいとのこと。

以上がエコプラザの概要です。本町とは行政規模や財政事情の違いもあると思いますが、よく町長が言われる住みたい町・住み続けたい町、の実現のためにも参考にしてはどうでしょうか。

そこで町長にお伺いいたします。

第一点 全町清掃デー・クリーンアップ作戦の内容の再検討についての考えはどうでしょうか。

第二点、本町として地球温暖化と環境保全対策について、令和2年度の事業計画では何か新しいことに取り組む考えはあるのでしょうか。

第三点、令和3年度以降の第6次八郎潟町総合計画、これは後期5ヵ年計画に入りますが、地球温暖化と環境保全について、どのように考えているのでしょうか。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

一つ目の、全町清掃デー・クリーンアップ作戦の内容の再検討についての考えはとのことですが、全町清掃デー・クリーンアップ作戦については、毎年秋田県のあきたビューティフルサンデーに合わせて、4月の第3日曜日に同時実施予定となっております。

八郎湖クリーンアップ作戦については、以前は湖岸市町村に合わせて6月第1日曜日に実施しておりましたが、この時期には雑草や雑木が成長し、ごみの回収が困難なことから、平成23年から全町清掃デーと同時に開催しております。

クリーンアップ作戦は午前5時30分から6時までで八郎湖湖岸堤防、馬場目川堤防、夜叉袋川堤防の清掃を町内会並びに各種団体に依頼し実施しておりますが、近年、集中豪雨の影響からか、上流からの漂流物が川岸に非常に多くなっております。

今年の計画では各区の清掃区域を一部変更して、馬場目川流域を重点に実施する計画としております。

また、全町清掃デーについては、クリーンアップ終了後からとしておりますが、実施終了時間については各町内会にゆだねております。

変更点につきましては、今後町内会等に周知して参りたいと考えております。

二つ目の、町の新年度の事業計画についてであります。町の環境基本計画の策定に取り組んで参りたいと考えております。

内容については、環境審議会の開催と町民アンケートの実施や基本計画書の作成など新年度予算に106万円ほどを計上しております。

三つ目の令和3年度以降の総合計画についてですが、来年度、後期計画の見直し策定に入ります。

計画としては、環境基本計画策定に則り進めていくわけですが、特に循環型社会の形成を図り廃棄物等の抑制と適正な循環的利用、処分を行い環境への負荷ができる限り提言される社会づくりを推進して参りたいと考えております。

また、現在町内会の協力のもとに進めております新聞・段ボール・雑誌・廃油の回収を行っておりますが、これに加えて今、海洋などで問題となっているプラスチック類の回収も検討して参ります。

柳田議員のおっしゃる提言や情報については、今後検討して取り組みできることから実施して参りたいと考えております。以上でございます。

2番 柳田裕平

はい、どうも有難うございました。

この環境問題については、地道な取り組みの積み重ねが大事でございまして、ただ八郎瀉残存湖もそうですが、地球温暖化と環境保全対策については、まったなしのところに来ていることは間違いないと思っております。

当局としても何から何をやればよいのかという、掴みどころのない分野かと思いますが、八郎瀉町第6次総合計画の循環型社会の基本構想である、ごみの減量、リサイクルを引き続き推進する、公共施設の省エネルギー化に努めるなど、より以上の啓蒙活動を柱にして、実践していただきたいという風に考えます。

そしてまた新しいことにも取り組むことも、付け加えておきたいと思えます。

それからちょっと話が変わりますが、実は先程質問の中で申し上げた内容の中で、中学校の生徒のその新聞記事を見て、私がこの質問通告をした次の日にまた魁新聞に、ある方の投書が載っておりましたので、ちょっと参考のため紹介させていただきます。

この方は石井さんという89歳の方でございまして、樹木への電飾設置、再度中止を訴えるということで、イルミネーションのことを言ってるようでございます。

ちょっと読ませていただきますが、1月14日付け本欄で土崎中学校2年生の投稿、地球温暖化を考える、を読んで感心した。同時に考えさせられたこともあったので、農林水産省で林業に関する調査研究に従事していた者として、識見を述べたい。

3年程前、この投書欄に木々への電飾取り付け見直しを、という私の投稿が掲載された。年の暮れになると人々は、街路樹などにこぞってイルミネーションを取り付けて楽しんでる。

この行動は樹木の生活環境の破壊、延いては私達が住む地球の自然環境の破壊につながり兼ねないと、常々思っているということで内容を読みますと、樹木は光合成により人間が社会生活で排出する二酸化炭素を吸収し、きれいな酸素を外気に送り出しているつまり、人間が住む自然環境を浄化するという、有難い働きをしているのであるということで、この事実を考えてほしいと、また落葉樹は秋になると、葉を落として活動を抑え動物の冬眠と同じような状態に入る。

翌春の新たな芽吹きに備えているのが、それがイルミネーションを取り付けることによって、日照時間が変わり、春が訪れたと勘違いして、冬眠を解いてしまう可能性があるつまり、樹木の命、樹木の生命活動を阻害してしまうことになるのである、ということで一番最後に、皆さん野暮な意見でしょうか、ということで結んでおりますが、こういう投書があります。

まあ参考になるのかどうか分かりませんが、一応皆さんにお聞かせしたいなと思っております。

本町もイルミネーションを実施しておりますので、何かの機会があったらこういう話も皆さんで話し合ってもらいたいなということでございます。

そこで町長、再質問で二点程伺いますが、先程町長から答弁あった八郎湖湖岸クリーンアップ作戦でございまして、年一回でなく足りないところはその秋にでも再度ごみの

減量に取り組むとか、そういう考え方もあるのかなという風に思いますので、そこら辺町長はどう考えるのか、それから第二点、先程の大館市のエコプラザ、この規模の大小では問題があると思いますが、方向性としては本町と同じではないかなという風に考えますので、この大館市のエコプラザについての感想を一つお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫 全町清掃デー、これを2回ということでしょうか。八郎湖のクリーンアップを2回程やるということなんでしょうか。

2番 柳田裕平 足りないところあったら、2回も考えてもいいんじゃないかということです。一応終わった後に点検して、ここもうちょっとあれだなというところをコツコツと回を重ねながら、やって行くのも考え方としてあるんじゃないかなということです。

町長 畠山菊夫 それをやるとなると町内会長会議、この中である程度揉まなければ、役場からのトップダウンではなかなか出来ないと思いますので、確かに柳田議員言われるとおりに、もう川の方が凄いです。あそこの範囲は小分けに分けながら、町内会の皆さんにお願いしながらやって頂けたらなと思っています。あそこそうすれば、1時間で全部取り除くことはもう無理でございますので、ただ取り除いた後も、雨が多く降る場合はやっぱりまた上流から流れてきて、引っ掛かってまた溜まって行くのも事実でございますので、その辺ちょっといろいろ考えて取り組んで行かなければなと思います。それと大館の取組、これ確かに自治体の規模が違いますけども、これはちょっと私も柳田議員の資料見まして、やあ、おもしろいなと思ってこれからちょっと考えてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番 柳田裕平 実は私昨年でしたかこの質問の中で、馬場目川の河口の方のごみが結構溜まった時がありましたので、その時だけまず町の方にお願ひして、廃棄をしてもらったことあるので、そういう考え方で出来れば2度もやれる時はやった方がいいんじゃないかな、ということでお話しましたので、一つそこら辺も頭に入れておいて下さい。これで終わります。どうも。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。次に、8番 村井昇君の一般質問を行います。はい、8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。よろしくお願ひします。私も一問一答方式で三つの質問をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。一つ目として、はちらぼハウス・商店の補助金について伺いたたいと思ひます。先程来から、伊藤副議長、北嶋議員の質問でかち合うと思ひますが、私なりに質問したいと思ひますので、よろしくお願ひします。2月13日、はちらぼハウス2階に於いて、議員研修が行われました。はちらぼハウス・商店の内容や目標について、野原理事長の説明で始まり、その後、議員の質問が行われました。内容については、令和元年度は町より約2,500万円の補助金を受け3月末の見込みでは195万円程の剰余金が出る見込みというお話でした。当初計画では、一年目人件費50%、二年目25%、三年目自立の方向で進んだ訳ですが、元年度から2,500万の補助金を受ける見込みになっております。一年目は1,497万円計上し、734万円追加で約2,200万円の補助金を支援しております。二年目は先程話したとおりに、2,500万程の補助金を計上しております。その内から利益が195万円出そうだということです。三年目、令和2年度になる訳ですが、約2,300万円が計上される見込みになっております。これを見ますと毎年2,000万以上が、ここ三年で計上されるような形になります。この状況に対して町ではどのように対応していくか、考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。

移動販売車による集会所での販売計画があるのは把握しております。

8番 村井 昇 議長、質問ずれてます。一問一答だけでも、私その質問してないです。

議長 村井 剛 分かりました。若干、反対になってしまったんでしょう。
暫時休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは休憩以前に遡りまして、開会いたします。
畠山町長から答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答え申し上げます。
NPO法人はちらぼは、地方創生拠点整備交付金事業を活用して、建設されたまちづくり活動センターを拠点として、活動する町民まちづくり活動団体でございます。
町民との協力のまちづくりとしては、最初の活動団体であります。その活動の始まりとして、近年の社会環境によりこれ以上の商店街の衰退は許されない思いから、まずは商店街に人の流れをテーマに、取り組んだのがはちらぼハウス・商店であります。
これまでの議会の皆様のご理解、そしてまた商店街振興会のご協力には感謝しております。
はちらぼは指定管理者として運営されていますが、今の状況からして議員言われるとおり厳しい状態が続くと思います。
勿論対策は講じて参りますが、全国多くの指定管理者施設、赤字が続く中でも地域には必要な事業だと思います。
いつまで支援を続けるかについて、明確には言えませんが高齢化が続く中、時代の困難に立ち向かう必要な事業と考えておりますので、どうかご理解を頂きたいと思っております。

8番 村井 昇 三年目から補助金なしで自立を目指す方向であったようですが、程遠い感じがしました。私なりに試算してみますと、令和元年度の売り上げ見込みは、3,800万程で一日当たりの売り上げにすると、11万程の売り上げよりありません。

18名程のスタッフの経営で、一人当たりに換算すると、一日約一人6,000円の売り上げです。

昨年の10月より送迎サービスや日替弁当の配達など、いろいろ考えているようですが、思いのほか利用客も少なく、弁当においても企業からの注文も頂いているようですが、一日当たりの利用の件数も少ないと思います。

大手スーパーと比較にはなりません、品数が少なくまとめ買いする人も少なく、近くの人より期待できないのではないのでしょうか。

高価な商品、ギフトやみやげ品もないので売り上げは伸びないと思います。今後は売り上げを今の3倍以上に伸ばさないと、自立するのは私は無理だと思っています。

経費についてももっと節約しなければいけないと思います。

また、理事長の考えでは移動販売車による集会所での販売も考えているようですが、車を購入し、経験・知識のある人を雇用してまでは、非常に難しいと思います。

いずれにしろ今までは町の補助金なしでは成り立たないと思います。町では補助金について令和2年度は勿論のこと、それ以後もあると思いますので、どのように考えているかということは、先程答弁を頂きました。

仮にですよ、店を閉店した場合この国からもらった補助金は返納しなければならないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 店を閉店する考えはございませんので、そこまでは考えておらないことを、ご理解頂きます。

8番 村井 昇 考えてないということ、分かりました。
それから令和2年度は勿論のこと、それ以後どのようにしていくのでしょうか。また町の商店街についてはどのように考え、はちらぼハウス・商店だけ優遇して良いのでしょうか。そこら辺聞きたいです。

町長 畠山菊夫 ごめんなさい。飛び飛びになってしまいました。
今のご質問でございますけれども、商店街についてどのように考え、はちらぼだけ優遇しても良いのか、というご質問であります。

NPO法人はちらぼの理事の中には、駅前商店会会長、仲町商店会会長、上町商店会会長も参加されており、商店街の皆様と一緒に知恵を出しながら、商店街活性化事業に取り組んでいます。

平成29年度には商店街スタンプラリー、平成30年度にはお店のご案内など町の商店の地図を作成しております。令和元年度は、商店街わくわくセールを開催しております。

これまで町としても湖東3町商工会などを通じて、商店街活性化につながる予算計上をしておりますが、はちらぼと共に商店街に人の流れが出来たらと願っております。

8番 村井 昇 何をやっても良い訳ですが、売り上げと利益を上げないと、いつまで立っても同じだと私は思います。どうでしょうか。

町長 畠山菊夫 午前中の答弁でも申し上げましたが、かなり厳しい状態であると認識しております。今の利益を出すためには、確かに安く仕入れるとかそしてまた売れる商品を作るとかそういうことも考えられますけども、以前ファミリーさんが店を出した時は社長さんはこの話は午前中しましたけども、店頭販売では設けは無いと、学校の給食やそしてまた榮寿苑や施設への納入で採算を上げているというようなこともありました。今現在、ファミリーさんが撤退して他の町外から学校給食の材料などを取っておりますけども、そういうのもストックヤード必要になりますけども、そういうのも取り組みながら単価の安く仕入れる状況を作るとすれば、利幅はいくらか上がってくると思いますので、これからいろいろそういうものにも取り組みながら、努めて参りたいと思います。

8番 村井 昇 毎年このような状態ですと大変だと思います。何処か専門知識のあるプロの調査員を頼んで、経営診断等経営が向上するようなことは考えてないでしょうか。

町長 畠山菊夫 そのことも前の質問でございましたけども、今は取り敢えずNPOの皆さんの力を結集しながら、利益の上がる目標を設けて取り組んで行けたらなと思っております。

8番 村井 昇 第一問目の質問はこれで終わりたいと思います。二つ目について、小学校校舎、体育館をどのように利用していくのか聞きたいと思います。八郎瀧小学校と八郎瀧中学校が併設校として、令和2年4月1日よりスタートする訳ですが、低学年にとっては慣れない環境に戸惑いも感じると思います。先生方には難儀をかける訳ですが、指導・教育に於いて、頑張ってもらいたいと思います。2年前にも統合後の小学校の利活用についての質問がありましたが、企業などから申し込みや相談があったものでしょうか。お願いします。

町長 畠山菊夫 小学校体育館の利活用については、本定例会に上程した議案第9号に、町民体育館設置条例の一部改正により第二体育館として活用するよう改正したいと考えております。活用の仕方については、スポーツ少年団男女バスケットボール・一般の利用についてはバレーボール協会の練習場としても活用しますし、冬場にはソフトボール部の練習場にも使用します。スポーツ少年団等が使用しない日中等の活用については、町民体育館と同様に申請に基づき、一般開放を行う予定でございます。

8番 村井 昇 八郎瀧町では少子高齢化が進み、若い人が県外や秋田市へ勤めているのが現実だと思います。町には沢山の空き地がありますが、企業や会社はなかなか来ません。もし仮に、企業が来たり会社が出来たとしても、働き手である若い人も少なく町内には幼稚園や小学校へ入学する子供も少なくなっているのが、現実ではないでしょうか。小学校の跡地は学校や駅にも近いし、また車だと高速のインターや大手スーパーにもあまり時間がかからないと思います。校舎は40年以上も経過し、老朽化がかなり進んできています。何をやるにもかなりの改修費用がかかると思います。体育館は使い道があり、ただ今、第二町民体育館として使用して行くということでしたので、まず安心しておりますが、見てのとおり体育館は小学校の体育館で、トイレの改修をする必要があるのではないかと思います。大人だとちょっと不便な点があると思いますので、その点についてはどのように考えているでしょうか。

- 町長 村井 昇 分譲地のご提案ということでしょうか。
- 8番 村井 昇 分譲地じゃなくて体育館の方、第二体育館として一般の人も利用するような話で、トイレが。
- 町長 畠山菊夫 トイレについての回答はいたします。トイレの改修につきましても、適宜対応して参ります。
- 8番 村井 昇 それから校舎については解体とかそういうことは考えていますか。
- 町長 畠山菊夫 校舎につきましても以前、都内のコールセンター、これが使用したいということで一度見に来ました。駐車場が大体400台程スペースがありますし、そしてまた保育園が近いということで、廃校を利用したところとしては良いなと思って見に来ましたけれども、部屋の仕切り、これをやっぱり取り除かないと使用出来ない、ということで壁を壊してしまうと耐震性にちょっと問題があるということで、そしてまた老朽化も進んでおりますということで、一度見に来て検討されましたけれども、断念をしておることがございました。
- 村井議員さんがおっしゃるのは、分譲地でしたか。まそういうこともありました。ちょっと何か質問が。
- 8番 村井 昇 それで40年以上も経過してますし、非常に借りる方も改修するとなるとかなりの費用がかかると思います。
それで私は校舎を、校舎の方だけです、解体して住宅にして販売してはどうかという分譲地として販売することは考えてないかということを知りたい訳です。
- 町長 畠山菊夫 大変すみませんでした。村井議員ご提案の分譲地でございますが、県内における近況の分譲地売れ行き動向、町内の民間宅地分譲とのバランス、また候補地の選択等を総合的に勘案する必要があると思っております。
いずれにしても校舎の改修、解体には多額の費用が伴うことから、跡地利用につきましては、慎重に進めざるを得ないと思っております。
- 8番 村井 昇 解体も、もう何年もするとまた解体する人、業者も居なくなるしお金もまたより以上かかると私は思います。
やるとしたら早めに解体してもらいたいし、早めに分譲すればまた若い人もおりますし、他から呼ぶにしても来る方がおると思います。
駅も近いし学校も近いし、非常に環境としては良い場所だと私は思っております。
そういう面から早めにもし借りる人がいなかったら、早めに解体してもらいたいの私の意見です。
体育館の方はまず補修する方向で考えは持っている訳ですね。
- 町長 畠山菊夫 体育館の方には耐震調査の結果、耐震力がないということで、これは補強工事やっております。ですから補修する必要はございません。
そして、校舎にしても解体する次第で、利活用に努めたいと思います。それについては先程言いましたとおり、しっかりした案が決まっておりますけれども、これから白紙の状態でございますけれども、いろいろ利活用に努めて参りたいと思います。解体はしない方向で参りたいと思います。
- 8番 村井 昇 分かりました。二つ目の質問をこれで終わりたいと思います。
最後の質問になりますが、三つ目の多面的機能祖払交付金について、伺います。
近藤議員、加藤議員も質問しておりますが、私なりに地元の農家のために聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。
9月の一般質問で聞いた時、八郎潟広域保全会より兵畝30年度の多面的支払交付金の繰越金がまだ返納されておらず、補正予算に組み込まれておりましたが、その時の質問では、3月31日まで期限があると言っていました。今日の近藤議員の質問で確認しました。
また、令和元年度の多面的支払交付金も全額交付されたと思っておりますが、一日市、真坂八郎潟保全会に交付された金額はいくらでしたでしょうか。教えて下さい。
- 町長 畠山菊夫 各地区に交付された金額でございますが、一日市地域保全会は857万7,720円真坂保全会は754万5,600円、八郎潟保全会は780万9,900円となつてい

ます。

8番 村井 昇 先程、近藤議員の八郎瀉夜叉袋保全会の300万程の返還は、令和元年度での補填金は対応出来ないような話でしたが、私は令和元年度の補助金で八郎瀉保全会は返還するのが当たり前だと思っております。
その分は平成30年度の予算で、元年度の作業している関係でその分元年度は作業をしない場所が発生したと思います。
まず780万から300万程引かれる訳ですが、480万程で令和元年度は事業をすれば良かったと思っております。
最初からそういう考えを持ってなかったため、こういう現象がおきたと、後90万より少ないということですので、そういう現象がおきたのではないのかなと私は思います。
いずれ300万を返還する分は、令和元年度にきたお金から返すべきものと私は思っております。
未だに回収できない理由はなんでしょうか。行政には問題はなかったのでしょうか。そこら辺を教えてください。

町長 畠山菊夫 返して頂けない理由は先程のとおりでございますけれども、私共も返してもらうものとして、これまで対応してきました。そういうことで、何故返してもらえないかの理由については私達も把握はしておりません。理由は把握しておりません。

8番 村井 昇 おそらく何回も文章のやり取りしてと思いますが、問題があるから彼のことで、私も彼を知っておりますので、彼のことでですから気持ちの合わない部分があって、返納しないと思います。
行政には本当に問題がなかったのでしょうかと、私も疑問を感じております。
回収出来ない場合、この責任は何処にあるのか、また誰が責任を取るのですか。そこら辺は考えたことありますか。

町長 畠山菊夫 質問にないこといろいろお聞きしておりますけれども、返納されない場合のことは私共想定しておりませんので、ここではお答え出来ません。
今、県と相談中でございますので、その対応を見ながら対応して行きたいと思っております。

8番 村井 昇 私も分かりませんが、役員の方はこれ全員知っているものでしょうか。そういうこと八郎瀉保全会は聞いたことありますか。
もし、知っているとしたら連帯責任みたいなものが発生すると思いますが、どういふものでしょうか。そういうこと聞いたことありませんか。

副町長 千田清 役員については把握しております。広報等で把握しております。ただ連帯責任とかそういう問題については、そちら側の問題ですので町の方では関係しておりません。

8番 村井 昇 農家にとっては非常に有難い事業で、無くなるようなことは絶対無くしてもらいたいと思います。農家にとっては大きなマイナスとなると思いますので、どうか継続出来るように頑張ってもらいたいと思いますので、一つよろしくお願いします。
以上で私の質問終わります。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、8番 村井昇君の一般質問を終わります。
次に、10番 金一義君の一般質問を行います。
なお、皆さんにお諮りしたいと思いますが、一人の持ち時間が60分ですので、60分ですと若干時間がオーバーします。そこでオーバーした場合、オーバーするときには時間の延長を皆さんにお諮りしておきたいと思っております。
お諮りいたします。本日の時間の延長について、賛成の方の起立をお願いしたいと思います。

(全員起立)

議長 村井 剛 全員起立でありまして、時間が延長する場合は許容時間の範囲内で延長をしてもらいたいという風に思いますので、よろしくお祈りいたします。
それでは金議員から、一般質問お願いいたします。
はい、10番 金議員。

10番 金一義 じゃあ、どうもよろしくお祈りいたします。

最後ですので大変お疲れのことと思いますけども、まずそこら辺お互いに歩み寄りながら、質問させていただきます。

私は今回、役場庁舎の件と先程お話された小学校体育館・校舎の件と、それと上水道の件と三つで質問させていただきます。

最初は庁舎の件でございます。この冬の天候は、東・西日本で記録的暖冬と気象庁が発表しました。

東日本と西日本は平均気温の差がそれぞれ2.2度から2度高く、冬の最高記録を更新し、降雪量は全国的に少なく、北日本と東日本のそれぞれ日本海側は平均値の44%、7%に留まり最小記録を塗り替えたとあります。また、降雪量もかなり少なくなりました。

先程も触れておりましたが、スウェーデンの環境保護活動家のグレタ・トゥーンベリさんが注目されていますが、地球に住む一人一人が環境保全、気候変動問題について行動を起こさないとならない状況に陥っています。

我が国でも地球温暖化が加速する中、エネルギー消費量の3割以上を占める、オフィスを含む民生部門での省エネの強化が最も求められています。

そこで、経済産業省はCO2削減目標を受けて、2030年までに新築全体でのZEBこれはゼブ：ゼロ・エネルギー・ビルを略だそうとありますが、実現を目標に掲げております。

その前に役場庁舎のお話が、町長の施政方針でありましたけども、6月補正で上げると、そこで総体の費用というのは、どの位を、役場の新庁舎これは通告しておりませんが、もし分かったら。

町長 畠山菊夫

金議員のご質問にお答えいたします。

議員の皆様にも人夫賃の向上、そしてまた資材の高騰などで地下も調査結果のために弱い、そういうもので金額は示しておりますけども、15億円と見込んでおります。

10番 金一義

今、後ろに沢山の方がいらっしゃるので、敢えてその件をお話させていただきました。

それでこの15億の中に、当初の町の方の考えは国の補助金云々ということもあったようですけども、その役場庁舎に対する補助金というのは、現在はなかったですね。

議長 村井 剛

はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸

国の補助金は活用しませんが、建設に当たりまして耐震の拠点となる庁舎でございまして、市町村役場機能強化という起債がございまして、それを変えた場合には交付税措置がなされるものを活用して参りたいと思っております。

10番 金一義

はい分かりました。そこで本題に入っていきますけども、ようするに今年の6月以降に建設される建物というのは、先程お話したZEB採用方の建物なのか、そこら辺をお聞きします。

総務課長 小野良幸

一言で言いますと、ZEB建築の建物ではございません。平成30年策定した役場新庁舎建設基本計画の中にも、そういったことは謳っておりませんが、ただし環境に優しい庁舎ということでは、基本方針として謳っております。以上でございます。

10番 金一義

先程もちょっと前段でお話しましたけども、国の方では2030年までに新築全体でのZEBの質疑を目標に書かれているということですので、当然ZEB工法なのかなと思って、そのものを質問に挙げたんですけども、そうするとZEB採用でないとなかなかこの質問によって入る部分が無くなっていくんですけども、取り敢えずじゃあこのZEBの定義というのは、総務課長もご存知でしょうか。

総務課長 小野良幸

調べてみたところ、ZEB建築ゼロエネルギービルディングのこととございますけども、3段階に分かれているみたいで、省エネで基準一次エネルギー消費量が50%以上の場合、その削減を実現している建物が第一段階のゼブレディ、それから省エネ50%以上、創エネで75%以上の消費量の削減を目指している建物がニアリーゼブ、それから省エネ50%以上創エネで100%以上の全て一次エネルギーの分を削減している建物が完全なるZEBという風になっているようでございます。

10番 金一義

まあ通告もなく非常に申し訳ないですけども、先程も私はてっきりZEBの70%位のZEBなのかという位の感じで質問出してるんですけども、そうでないとすればまずちょっと工法が違ってくるのかなと、ここで通告にありました建築物のライフサイクル

コストについての質問を致します。

町長 畠山菊夫 建築物のライフサイクルコストとは、建築物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルで捉えたもの、具体的には初期建設費などのイニシャルコスト、及びエネルギー費、保全費、消耗品費、保険などのランニングコスト、さらには最後に解体されるまでに必要となるこれら全ての費用を合算したものとされております。

10番 金一義 ようするにこのライフサイクルコストというのは、今、町長が答弁されたようにつくる時のコストに出来た後の耐用年数までに経費が、どの位かかるよと80%以上の経費がかかるよということのこのサイクルコストを表して、LCCと言うんですけども、そのものを表してる訳です。

だから答弁されたように企画・設計から建築・運用を終え修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となる全ての費用を合計したものだ、ということで設計管理費が0.5%・建築費が14%・建設設備更新改修費が19%・清掃費が9.5%、保全が14%、警備費が13%、エコエネルギーが30%、これをトータルとして100%のコスト計算をしてる訳でございます。

ZEBの設計にしなかった理由、もう一度ちょっと教えて頂けますか。

総務課長 小野良幸 平成30年3月策定の庁舎建設基本計画の中には、そこまで謳っておりません。そのエコを目指すということにはしてはしておりましたが、2014年の4月の閣議決定、ここのZEBを全国で2030年度まで目指すということについては、まだ意識していなかったものでございます。

10番 金一義 そうすれば設計する段階で、設計の関係者の方々はこういう方式もあるんだよ、ということとは皆様方にはご説明はしなかったですか。

総務課長 小野良幸 ZEBという言葉は聞いておりません。総コスト15億円の建設費に抑えるためにそこら辺の事業費との兼ね合いの中から、一番本町にふさわしいエコ的な物をつくっていくといったことの話で進んでおります。以上です。

10番 金一義 今こういった考え方でですけども、今15億の費用を投資して新築される役場新庁舎が後世に残る物ですけども、これがようするにZEBを採用しないというのは、非常にこう残念でなりません。

じゃあ次、もうこれは通告してありますけども、エコデザインとはどのような採用方式から、説明して下さい。

町長 畠山菊夫 環境に配慮して製品を設計することだとしています。国連環境計画が、経済発展と環境保全の融合を進めるために打ち出した新しい考え方で、これを推進するため、新しい製品開発へのコンセプトづくり、環境負荷の少ない原料の選択、原料の使用量の軽減、最適な生産技術の利用、流通の効率化、製品使用時での環境負荷の削減、製品寿命の延長廃棄時の最適なシステムづくり、以上8項目の指標を設定しているようでございます。

10番 金一義 私も調べた範囲では、エコデザインには次の建築方法があると、ZEBでないというんですけども、一応調べてきましたので、町長も答えましたけども、自然喚起それと自然通風、これは建物に風の道を通し自然喚起、自然通風を工夫すること、中層のオフィスの適用が多い技術と書いてあります。

それと日射制御の昼光利用、これは窓からの日差しは空調負荷の増大と窓近辺のほてりや眩しさの原因になるため、ブラインドや庇というんですか、法面を出す、適当に制御すると、また昼光を活用することにより照明エネルギーを削減する可能性がある、それに後、ファサードエンジニアリング、これは外装の話だようです。

それとか最適空調システム、これには外気負荷や照明発熱などの処理をするベース空調、アンビエント空調等いろいろ、タスク空調等あるそうです。後は最適照明システム、最適熱源システム等々がこの物で謳われておりますけども、そうするとここでちょっと聞きますけども、駅前の建物は地下熱利用の暖房ですよ、この場合はそういう形には取らないで、あくまでも化石燃料を使った形の暖房システムなんですか。

総務課長 小野良幸 今、実施設計も最終段階に入ってきておりまして、体系が明らかになってきております。新庁舎につきましては、はちパルで使っている地下熱につきましては使いません。

その理由ですけれども、建設予定地のこの前の駐車場の土地が軟弱であるといったことその工事が難しく、またその新しい庁舎全館を賄うだけのエネルギーを、その地下エネルギーから頂くとすると、相当広い工事が必要になるということを伺っております。

また、太陽光エネルギーにつきましては、庁舎3階建てになりますけれども、この屋上に災害用の備蓄の電源を備えます。

その関係でなかなかその太陽光のパネルを設置する場所がない、ということになります。後は化石エネルギーですが、それは使いません。全てオール電化となる予定でございます。以上です。

10番 金一義 そうするとオール電化な割には太陽光を使わないと、ようするにここでは化石は使わないんだけど、東北電力は化石燃料を使っていますよね。結局そっちの方に行っちゃう訳ですよCO2の関係で。

だから結局オール電化の場合、今説明されて屋上には云々ということだったんですけども、そこら辺の検討というのは、設計業者さんとの詰めはどうなんですか。

そういう詰めというのは皆さん方が一緒に入ってやってるんでしょうけども、そこら辺の勉強というのは、どういう風にしていらっしゃるんですか。

町長 畠山菊夫 そもそも金さんのご質問、設計前にこういうことをお聞きして頂ければ、私方も勉強できてあったんでしょうけども、ただこのZEBがどれだけ建設費を上げてくるか、それがちょっと今のところ分りません。

私もちょっと勉強しましたけども、神奈川県の開成町役場、これが最初にZEBをやった庁舎と伺っております。

確かに環境にやさしい建物にはなっていると感じておりますけども、建設コストがどれ位係るのか、その予算内で当初は12億円の予算でございました。

そうした中で、これが足りるのかどうかも試算できませんでしたので、こう言う答弁より出来ないことをご容赦願いたいと思います。

10番 金一義 イニシャルコストの形を取ると、大体この資料によるとね、大きさもあるでしょうけど大体189%がオーバーします。この資料によりますと、これはうちの方の面積ではないですけどもね、ここの設計する感じで行くと太陽電池モジュールを使って行った場合に、ようするにZEBにした場合に189%の勿論そのことが掛ると、だけでも最終的にはこの金額というのは、全部回収するという計算になってる訳ですよ。

だから今おっしゃったように、最初、こういう質問というんだけど、私また生きてるもんだと思って質問して、ようするに皆さん方が勉強してるんだろうなと思って、私もちょっと無い頭を捻ってやってきたんですけども、そういう形で初期投資は随分掛ります。本当のことを言うと。

だけど、50年サイクルの中でいうと、これは完全に回収するという電力の投資金額は完全に回収するという一つの試算でなくて、その他によするにCO2排出が非常に良いんだということで、さっきお話しした国の方ではそういう形で、これからそういう物を進めるということをこの文章に書いてある訳です。

そうすれば次に第3問として、これはやらないとすればもうあれでしょうけども、一応聞いておきます。

エネルギーマネジメントとは何を指すか、ということで通告してございますので一応今後のために。

町長 畠山菊夫 エネルギーマネジメントとは、多様な形態のエネルギーの生成、変換、蓄積、伝送、消費を有機的に組み合わせ、連携させることによって効率的なエネルギー利用を実現すること、とされております。

10番 金一義 ようするに建設環境には受動型とそれから自然に近い型と受け身ということをしてるようです。パッシブデザインとアクティブデザインの設計だようございます。

これは受動型自然に近いというのは、ブラインドとかひさし等、アクティブデザインというのは、エネルギーマネジメントシステムとして様々な商品が販売されている。

例えば太陽光発電パネルのこと、ということがエネルギーマネジメントということだそうございます。

第4問はもうZEBでないで、これは通告してありますけども、答弁はよろしいです。一応先程、総務課長からZEBの定義ということでお話ありました。聞いたら答弁してくれましたけども、ZEBには3つの法則があって、ZEBこれは省エネ+創エネで0以下までの削減だそうで、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物だということでございます。

それと2つ目はニアリーZEB、これは省エネ+創エネで25%までの削減でZEBに限りなく近い建物として、ZEBレディの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物だということで、さっきも説明ございました。

それと3つ目はZEBレディ、省エネで50%以下まで削減ということで、ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建物がZEBレディ、ようするに省エネで50%以下まで削減ということでございます。

それで我が町の新庁舎は、ZEBでないということ分かったんですけども、非常にこう新しい建物を造るためには、ちょっとZEBレディでも良かったのかなと思ってんですけども、そこら辺が設計業者さんも何も言わないということは、ちょっと残念でなりません。そこら辺の考えについて、町長さん一言何か。

総務課長 小野良幸 ZEBかと問われれば創り出すエネルギーの部分を、今回導入しませんのでZEBではないということにはなっておりますが、今回の新庁舎の仕様でございますが、外部の一部をレンガ積みいたします。後、窓につきましても二重サッシ、複層ガラス等を採用する予定でございます。

後、照明がLED照明、それから人感センサー等で、総体的にZEBレディの数値に近くなっていくのではないかと、といったことが設計業者さんの方から伺っております。

そこは計算しないと何%かというところまでは言われておりませんが、かなり省エネに対しては考慮した建物になっていく設計を進めております。以上です。

10番 金一義 そうすると計算の方式分かりますか。

総務課長 小野良幸 勉強しておりません。

10番 金一義 ようするに勉強する気になれば、私も勉強して分かりますけども、この部材がZEBに対応する部材なのか、たとえばこのサッシでもですね、いろんな部材によってその物がある訳ですよ。

それを当て嵌めて積算して行くんですけども、だからレンガ積みのそれは勿論ZEBの方に入ると思うけども、そういうのもやっぱり業者さんの完全なる一任じゃなくて、やっぱりこう皆さんも、担当者が誰か分からないですけども、その方々と業者さんと設計屋さんですと、きちっと何を使うんだという、そのメーカーまできちっとしておかないと、その使うサッシならサッシ、そうするとこの品目をきちっとしておかないと、そこら辺はやっぱりお宅も方勉強しておかないと、ちょっとという感じになりますよ。

ようするにZEBレディに近いような形を取るんだと、そういう形の物がある訳ですよ。そこら辺をまずお願いしておいて、我々町民が有意義に過ごせるようなオフィスを造って頂ければ有難いです。

じゃあ次に入らせて頂きます。2つ目としては先程も触れておりましたが、廃校の活用・再生で地域活性化、ということでお願いしてございます。

少子化などによる就学人口の減少が続く中、とりわけ地方における学校の廃校が顕著です。

我が町も今年度より小学校が廃校になりますが、廃校施設活用状況実態調査によると2002年から2015年までの14年間で毎年500校ずつ増加し、実に6,811校が廃校となっております。

少子化による児童・生徒の減少などが主な原因とされますが、2016年5月時点で施設が現存している廃校は5,943校にのぼります。

また、廃校施設の活用状況については、施設が現存している廃校のうち、活用されているものは4,198校、全体の70.6%、活用されていないものは1,745校、全体の29.4%にも及びます。

地方創生を掲げる政府にとっては、廃校の活用は地域の活性化にもつながる有効な地域資源として、活用することを望むとあります。

そこで先程も小学校の質問の中にあつたようですけども、そのまず残存価格をお示しくください、ということで私残存価格を課長から頂きました。

それを見ますと通告してありますので、よろしく申し上げます。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 残存価格についてですけども、平成29年度時点の固定資産及び動産関係の台帳に基づく小学校校舎の残存価格は、3,179万4,532円となっております。

また、物品等の償却資産については、50万円以上の物品を台帳に掲載しており、学

校給食給湯ボイラー・消毒保管庫については残存価格がありますが、それ以外は1円の備忘価格となっております。

なお、データは平成29年度台帳ですので、現時点での残存価格はもっと下っております。

10番 金一義 この貰った資料によりますと、小学校が今言ったように、体育館が844万1,916円という形で体育館も載ってますし、ボイラーもあります。
29年のこれ資料ですか。いずれ稼働日数がまだ耐用年数から計算すると、6年のものが残っているようですけども、ようするに何を言いたいかという、先程からあったようですけども、まだ廃校と言いながらも価値としては十二分に備えている学校だということをお願いして、これを挙げ、老朽化は老朽化ですけども、まだまだ民間だとまだ使う建物な訳ですよ、民間だとね。

公共だと、もうとすることになるでしょうけどもそこら辺の考え方をちょっと聞きたくて、残存価格ということをお願いした訳でございます。

それと一年間のこれから掛る管理費というのは、どの位見てやっていますか。廃校になっても結局人がいなくてもという感じになると思う訳です。

町長 畠山菊夫 廃校になっても体育館の電気料、こういうものにはちょっと掛って参ります。
その金額ちょっと今、実を言えば私方も対策講じまして、小学校の体育館だけだから小さくするかなと思ったんですけども、それが中々出来なくてそれでちょっと思った以上に高い訳ですけども。

副町長 千田清 ちょっと今予算調べて後で報告します。

10番 金一義 じゃあ次の2問の方に入らせて頂きます。
先程もお話してあったようですけども、小学校の今後の活用ですね、これは体育館の施設はちょっとお話したようですけども、いわゆる学校にはいろんな設備が通っている訳ですよ。

その活用を中々見つからないという先程の資料の中でも、使っていない学校とかもある訳ですけども、我が町としては先程もお話しあったようですけども、今後ですよ、今後体育館の場合は次にまた使用するけども、今後もしかしてこのままの状態になるのか、その先は誰も分かりません。その先々は、だけども長期予測目標としてどういう考えを検討するのか、これは確定でなくて予測ですので、そこら辺をもし頭の中で浮かぶのがあったら教えて頂ければと思います。

町長 畠山菊夫 先程も言いましたけども、利活用したいという業者はおりましたけども、実際今、じゃあ何にするかという、今白紙の状態でございます。

10番 金一義 ようするにまだ残存価格が約4,000万から先の残存価格が、まず帳面面ですよ載っている訳です。だからこれはただ勿体ないと言えば勿体ない、この金額、町民の方はほとんど分からないと思うわけです。私聞いたから今度分かったでしょうけどもね、廃校だからもうゼロだと思ってる町民の方が結構おると思うんです。

これが今計算した段階ですよ、約5,000万近ボイラーとか何とか入れると、そういう金額がこれ1年1年老化する訳ですよ。

体育館は別として、だからそこら辺まず早急に元を取らなくてもいいから、そういう形で使う方向に考えてもらって、創生活動にしてもらえれば有難いと思います。

時間も押してきましたので、次、私提案したものがございます。これはここで読ませて頂きますけども、先月、北都銀行バドミントン部監督の佐々木さんの講話を聴く機会があり、町長さんも聴いたと思うんですけども、北都銀行のバドミントン部そのものは決まっている練習施設がないんだと、今回、オリンピック候補になると思うけども、永松ペアの世界チャンピオン誕生とか、この者が非常に今我が秋田県の地域で話題になっている訳です。

だから先程、前の方のご答弁の中に小学校の体育館はこれは我々にも提示してあるけども第二体育館にするという条例をこれから制定すると、この18日で決まると思うんですけども、ここら辺はまず町として考えておるかどうかわかるかと。

町長 畠山菊夫 バドミントン部の練習所ということについてですか。
このことについても検討しました。耐震調査は終わっております。それで補強は必要ございません。

ただ、屋根の張替えはしなければいけないだろうとは思いますが使用するとなると。

活用については先程の村井議員さんにも答弁致しましたけども、体育館の方には先程申し述べた通り、活用が決まっております。

ご提案の北都銀行のバドミントン部の練習場としてのご提案ですけども、体育館が使用出来ないとなると、中々難しいだろうと思います。私も実を言えば今バドミントンの練習場として認められているのは美郷町の体育館、これは試合会場になって非常に空調関係の影響や外からの外気の喚起ですか、そういうのが制限されて非常に体育館その物にはお金が掛るだろうというお話はされておりました。

ですから体育館を使えない現状だとすると、中々無理だと思っております。

10番 金一義 やっぱりそこら辺を強調したいのは、これは相手があることで確認はしてないようだけれども、美郷の話もされてあそこは台湾から来てやっております。

だから我が町も北都さんとの長い長いつながりでございます。だからやっぱり地域創生という一つの大きなものをやった場合、ちょっと位の投資でも私は町民の方々は誰も反対はしないと思う訳です。まずね。

だからそこら辺をやっぱりこういう方々が来て我が町で練習するんだと、そうするとそれに付いてくる外国の選手方も来る、いろんな面で町そのものが知名度がアップして行く訳だと思う訳ですね。

だから先程は聞いておったんですけども、その使い方も大事だと思います。でも距離的にも秋田からだと高速使うと20分掛からないです。

だからそこら辺を私ここに出しておったんですけども、もう一度考えてもらえないかと、ようするに給食のあれもまだ残高残ってますよ、まだ使えますよこれ。

使えることになっているでしょう小学校は、調理場のボイラーね、こういうのまだ5年残ってます。

やっぱりこういうのをね一つ町長に英断として、体育館に来る人方は只者ではない訳ですから、うちの町からも再春館に行っている人もいますし、小・中が浦大町の体育館でも休みなく毎日やっております。

大きな刺激になって世界のプレイヤーが集まるような、やっぱりこう施設にお金を掛けて、屋根どうのこうのじゃない訳ですよ。

だからそこら辺やっぱり勿論役場新庁舎には、大枚なお金掛かりますよ。それと一緒にどうかこの後考えてやった方が、おそらく町民の反対はないかと思うけども、そこら辺どうでしょうか。

町長 畠山菊夫 体育館とそれから宿泊施設、それを新しくするということだと思いますけども、決して財政的にも余裕がある町でもございませんので、その辺はちょっと無理があると思います。

費用対効果がどれ位あるか、分かりませんが北都銀行のプレイヤー皆さんも一定の所に滞在してることではなくて、全国的にもうあちこち歩きながら、練習を重ねているということなので、常時その場をを使ってもらえれば、いろんな費用対効果生まれてくるでしょうが、費用対効果の面で考えると、どうなのかと思っております。

10番 金一義 ようするにそう真剣になると、そうするとはちらぼさんも物は売れると思いますよ。本当ですよ。やっぱりそういうプレイヤー来て、いろんな人が沢山集まる場所を作ることが、やっぱりこれは首長の役割です。

我々の役割じゃないです。私は個人的にはいろいろなことを考えているけども、全体を考えるとやっぱり組長さんの考え一つです。

それは先程も前の方があったんですけども、これはやはり魁さんの読者の声に載っておったですけども、過疎化を活性化につなげるということで、本荘東中学校由利本荘市の3年生の方でした。藤原秀樹さんという方で、秋田県では近年国公立小・中学校の閉校が続く、学校すら減少してきている。

私の住む由利本荘市も段階的に学校の数を減らしていくと発表している。少子化が進み教育・教員不足という現実もある中、仕方がないことなのだがまだきれいな学校の建物が放置されるという問題が起こる。建築費も膨大なはずなので、経済的に負担が大きいのではないかと、私はとても勿体ないと感じた。

そこで良い解決策はないかと考えていると、自治体が現に対策をしていることが分かった。身近な例としては二校ある一校目は、旧西滝沢小学校だ。この学校は児童数減少のため閉校したが、現在は古い校舎の一部を残し、跡地は西滝沢水辺プラザとして生まれ変わっている。そこには売店や食堂があり、観光客も沢山訪れていてとても良い再利用の方法だと思う。

二校目は旧鮎川小学校だ。この学校も一校目と同様に児童数減少により閉校した。

国登録有形文化財の木造校舎で、校舎がそのまま鳥海山木のおもちゃ美術館として使

用されている。

と言うようなことで、やっぱりこういう中学生の方々のこの地域ということ非常に大事にして書いてます。だからやっぱりそこら辺が小学校の考え方も、ああだこうだじゃなくてやっぱり町民の方々からも取りながら、どうするかということを考えて頂ければ有難いと思います。私これは一つ提案の方、節にお願いして終わります。

後、時間がないですけども、ちょっと12・3分で終わります。

議長 村井 剛 先程、時間延長しておりますので続けてください。

10番 金一義 そうですか。次は上水道のお話でございます。
これは町の方でおそらくアンケートに答えたものとして、私やっておりますけども、これは魁紙に9回に亘って連載されたものでございます。
町の有水量ですか有収率は50%~69%だと、と言うことは逃げてる水がこの位あるということです。
一番大きいのは50%以下が仙北郡でございます。この供給量の我が町も約半分が無駄の水が出てる訳ですよ。
結局何を言いたいかという、この水道料金を決める時町の方はこれから入ってきます水道料金も上小阿仁の次に2番目に高い云々とあるんですけども、前は一番だったんですけども、結局どういう計算式でこの有収率の悪いものを、この水道料金に発生させているのか、そこら辺をお伺いします。

議長 村井 剛 はい、村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えいたします。
まず水道料金につきましては、給水減価、水を作るために掛る経費、それと使って頂いた料金での回収、その作るお金が頂くお金より上回った場合、経費が掛かり増した場合は、料金を検討する必要があるとされております。
本来、本町におきましては高度浄水を作ったときに一度上げて、現在も据え置きのままとなっております。

10番 金一義 そうすると町長さんにこれ出してあります、40年問題と高度浄水処理施設の耐用年数と今後の必要経費、ということで質問1で出してあります。よろしくお祈いします。

町長 畠山菊夫 有収率については、これアンケート調査の結果、29年度でございましたので65.4%、でも今年度、今現在は80%位まで改善する見込みでございます。
水道管の総延長51kmに対する法定耐用年数の40年以上経過した水道管は、約14kmとなっております。
平成29年度からは、耐震性のない石綿管の布設替事業に着手しており、令和6年度までの計画期間で、延長約3.4km、総事業費約4億500万円を見込んでおります。
平成21年から供用している高度浄水の耐用年数でございますけども、設備ごとに15年から24年を想定しております。
更新時期については、令和6年度から始まり、20年目となる令和11年度にピークを迎え、令和15年度までの更新費用は、税抜きで約5億3,000万円の概算額となっております。

10番 金一義 それと後、端折って申し訳ないですけども、これからこういう40年問題とか高度浄水の金額の負担があるんですけども、水道事業に対してこのアンケート見ると、広域化に対してこの町も必要だ、と答弁されておりアンケートに答えております。
だからそこら辺の考え方はどうなのか説明して下さい。

町長 畠山菊夫 人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、経営基盤の強化は全国共通の課題でございます。
現在の経営形態を前提とした経営改革だけではなくて、将来にわたった持続可能性を保てない懸念があると思います。
国は、平成28年2月に都道府県が主導的な役割を果たし、広域化の検討体制を早期に構築するよう要請しております。
これを受けて県は、水道事業の広域連携作業部会を設置し、県内を6つの圏域に区分し、本町は秋田市・男鹿市・潟上市・五城目町・井川町・大潟村で構成する秋田圏域に属し、地域の実情に応じた形態の調査・検討が進められております。
広域化等の推進にあたっては、出来ることから段階的にアプローチすることが重要と

のことから、来年度は引き続き県が主体となって、事務の共同化及び施設の共同利用に向けた課題整理を行い、その実現可能性を検討することになっております。

10番 金一義 かつては、上水道問題で秋田市云々ということがあったんですけども、それがこう有耶無耶になって今現在きてる訳です。

これを見ますと、井川町、五城目町も広域化が必要だと、町も必要だと近隣の町村・町がそういう形でなってるんですけど、これはそうするともう一度聞きますけども、秋田市内の秋田市も含んだ形の広域、ということで進めないでだめだということなんですか。

建設課長 村井健一 ただ今町長が申したとおり、6つの圏域の中には今言った秋田市も含めた圏域に属しております。

ただ、実際今、県の方で主導を持っていろいろ検討している訳でございますけども、実際のところは、秋田市に関しては平成の大合併のときに、ある程度合併したという意識がございまして、市自体は広域化には後ろ向きと言いますか、メリットが無いということが言われております。

実際、今県の方から聞いておるのは、井川町ですとかこの辺の町村の中でハード的な広域化というよりも、事務的・ソフト的な広域の方法で検討はなされている状況でございます。

10番 金一義 ようするに我が町は、2030年という人口が4千数百人になります。という事でそうすると給水人口それなりにも今現在も減っています。

今ここにあるお話された高度浄水の、5億何千万何某かの投資が果たして投資して回収できるかどうか、我々町民にどの位の負担をお願いするのか、ということにもなってくる訳です。言っているか同率採算性ですからね、だからそこら辺は水問題では我が町がこう一番苦勞している場所なんですよ、上水道では。

だからそこら辺で話し合ったことがあるのかないのかは存じませんが、隣り町近隣の中で、そういう話題は出るものではないでしょうか。そこら辺、一杯飲みながらでも話されたことあるものですか。

建設課長 村井健一 正直言いまして、近隣市町村とは今のような話し合いは、直接したことはございません。と言うのは先程も申しましたように県が今主導を持ってまして、県と市町村課と生活衛生課の方で、各市町村回っておるようです。

この後、この議会終わった年度内になるか、年度明けになるか分かりませんが、一度また県の方から町の方に来たいという話は、担当の方から聞いております。

この後具体的には、そのような方向で近隣市町村とも話し合う場面は出て来るかとは思っております。

10番 金一義 やっぱりこういうのは我が町の形状を訴えながらですね、進めて行かないと上水道そのものが持たなくなると思っている話なんですよ。

これから5億何千万の投資をして、その他に管の40年問題と投資がどんどん出て行く訳ですから、そこら辺をまず3町でも取り敢えず、秋田市云々とか3町でも固まったスタイルで、上水道を安心して飲めるような施設を作っていただければ有難い、と思っ

て話してるところでございます。

それでもう一度、町長さんから一言3町の取り組みを、決意をお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 広域事業に関しては、これからやっていかなければと思っております。現にし尿処理これ今は五城目、うちの方をお願いして処理をしておりますけども、それだけでもうちの方も井川町も1千万円ずつ浮きます。

で500万円を今積立てしております。毎年。五城目も2、3千万は浮くことになります。

ただちょっと残念なのは、やはりその火葬場に関しては五城が単独でやりたい、と言うのでこれまた火葬場建設はしますけども、いずれそういう物も一緒にもうやらなければとは思っております。

過去に合併協議会の中でも、水道の接続に関しては3町の話し合いはされたとは伺っておりますけども、そういうことも視野に入れながら、3町でやった場合にはどれだけランニングコストが軽減されるのかということも含めて進めて参りたいと思っております。

10番 金一義 これで大体端折って質問させて頂きましたけども、まず人の住める環境を作りたい、まあ皆さん今日質問された方々もおっしゃっていますけども、ようするに八郎瀧

町というのは昔から、よその人が沢山生活した場所ですので、やっぱりそういう形で地域創生に見合ったような形のものを作り上げながら、どうか役場新庁舎ばかりじゃなくて、そういう物も頭に入れて計画して行って頂ければ有難いと思います。
これで終わります。有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、10番 金一義君の一般質問を終わります。
これにて、全ての一般質問を終わります。
なお、各常任委員会は明日10時より開催して頂きたいと思います。
また、最終日3月18日は、午後3時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後5時15分)

令和2年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第10日目 令和2年3月18日(水)

議長 村井 剛 大変ご苦労様であります。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された承認1件と、議案第1号から議案第19号までの19議案、並びに陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 3ページの中で、新型コロナウイルスの対応でというところが謳われておりますけども、今、休校になっている小中学生に対して、ミニ週授業の新年度での対応がどのような対応が行われるかというところが、話し合われたかどうかをお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 7番 加藤議員。

教育民生常任委員長 加藤千代美 それについては話し合われておりません。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、承認第1号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。承認第1号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって承認第1号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第3、議案第1号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第1号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第4、議案第2号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第2号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第3号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第3号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第6、議案第4号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第7、議案第5号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第8、議案第6号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第9、議案第7号 八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第10、議案第8号 八郎潟町立八郎潟幼稚園の閉園並びに八郎潟町立八郎潟小学校の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第11、議案第9号 八郎潟町町民体育館設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第12、議案第10号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第13、議案第11号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第14、議案第12号 町道路線の認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第15、議案第13号 令和2年度八郎潟町一般会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第16、議案第14号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第17、議案第15号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第18、議案第16号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第19、議案第17号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第20、議案第18号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第21、議案第19号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第22、陳情について、討論・採決いたします。受理番号第1号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第1号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第1号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定しました。受理番号第2号の公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する陳情については、継続審査となっておりますので、この後で取り計らいをいたしたいという風に思います。

次に日程第23、議案第20号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を上程いたしました。
本案について、提案理由の説明を求めます。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
本日配付しました資料の1ページをご覧ください。
議案第20号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員の伊藤雅弘氏は、令和2年3月18日をもって任期満了になりますので、引き続き教育委員としてお願いをいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。
伊藤氏は、教職員の職歴も長く、人格も高潔であることから、教育・学術及び文化に関し、豊富な識見を有する者として提案するものです。
なお、任期につきましては、令和2年3月19日から4年間です。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第23、議案第20号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第20号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第24、議案第21号から日程第35、議案第32号までの八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、一括上程したいと思います。
が、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
本案について、提案理由の説明を求めます。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 資料の3ページから26ページ、議案第21号から議案第32号までの、八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。令和2年7月19日に任期満了を迎える農業委員の公募を、去る1月14日から2月13日まで行った結果、現職12名から自薦・推薦がありましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
なお、任期につきましては、令和2年7月20日から3年間です。
一人ずつ議案として上程いたしますが、議員の同意を求める理由は、今説明申し上げた内容でありますので、割愛させていただきます。

議案第21号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
伊藤春光氏は、地区生産組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第22号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
須田誠氏は、戸村土地改良区の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第23号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
渡部敏明氏は、地区生産組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第24号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
北嶋透志雄氏は、地区生産組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第25号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
渡部正則氏は、地区生産組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第26号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
齊藤和雄氏は、地区生産組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第27号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
畠山一孝氏は、土地改良区の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第28号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
小玉敦氏は、秋田広域農業共済組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第29号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
小柳伊津子氏は、現農業委員であり、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第30号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
小野絹代氏は、あきた湖東農業協同組合の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第31号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
伊藤一氏は、現農業委員であり、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

議案第32号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
齊藤良子氏は、湖東3町商工会の推薦によるもので、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による、農業委員会の所掌事務に属する事項に関し利害関係を有しないものとして提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 それでは、これより議案に対する質疑から順次進めて参ります。
始めに、日程第24 議案第21号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第24 議案第21号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第21号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第25 議案第22号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第25 議案第22号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第22号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第26 議案第23号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第26 議案第23号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第23号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第27 議案第24号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第27 議案第24号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第24号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第28 議案第25号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第28 議案第25号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第25号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第29 議案第26号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第29 議案第26号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第26号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第30 議案第27号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしと認めます。)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第30 議案第27号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第27号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第31 議案第28号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第31 議案第28号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第28号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第32 議案第29号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第32 議案第29号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第29号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第33 議案第30号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第33 議案第30号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第30号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第34 議案第31号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第34 議案第31号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第31号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第35 議案第32号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第35 議案第32号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めること
について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第32号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第36 諮問第1号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について、を上程します。
諮問にあたり、説明を求めます。

町長 畠山菊夫 資料の27ページをご覧ください。
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
令和2年6月30日に任期満了となります、千田幸一氏の後任として、北嶋文雄氏を
推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦につ
いて議会の意見を求めるものであります。
北嶋氏は、履歴資料にありますように、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、多様
な
町民と接する機会が豊富であり、人権擁護について理解を有する者としての要件を十分
満たしていると思われまますので、推薦に当たって諮問するものであります。
なお、任期は令和2年7月1日より3年間であります。
よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、諮問に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
人権擁護委員として、北嶋文雄氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の
起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、北嶋文雄
氏を推薦することとし、答申することに決定いたしました。
次に、お手元に配付しております資料のとおり、追加案件が2件あります。
このことについて、本日、議会運営委員会を開催しております。
議会運営委員長の報告を求めます。2番 柳田議員。

議会運営委員長 柳田裕平 ご苦労様でございます。
私から3月定例会の追加案件について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過
と結果について、ご報告いたします。
本日、午後2時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、追加
案件について委員会が開かれました。
当局より、令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)についてと、令和元年度
八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを、追加案件として上程
したいとの申し出がありました。
このことから、追加案件として日程に追加し、議案第33号 令和元年度八郎潟町一
般会計補正予算(第7号)についてと、議案第34号 令和元年度八郎潟町公共下水道

事業特別会計補正予算（第3号）について、を上程することに決定いたしました。
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 村井 剛 お諮りします。
委員長報告のとおり、追加日程第1と第2を日程に追加して、議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
追加日程第1 議案第33号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）についてと、追加日程第2 議案第34号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
なお、議案第33号と議案第34号については、関連する予算であることから、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
本案について、提案理由の説明を求めます。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日、追加提案で提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
追加議案は2議案ございますが、関連がありますので、まとめて概要を説明いたします。
議案第33号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）について
追加提案の予算書をご覧ください。1ページ、歳入歳出に、それぞれ106万4千円を追加し、総額を35億8,127万7千円としております。
6・7ページ、歳出の主な内容ですが、土木費、都市計画費に、公共下水道事業特別会計繰出金106万4千円を追加しております。これは、公共下水道事業特別会計における令和元年度分の消費税中間申告に係る繰出金であります。
財源は、一般財源として町税の町たばこ税を充てております。
以上が一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

議案第34号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
9ページ、歳入歳出に、それぞれ106万4千円を追加し、総額を3億133万円としております。
12・13ページ、歳出の内容ですが、下水道費の下水道維持管理費に、令和元年度分の消費税中間申告に係る消費税及び地方消費税106万4千円を追加しております。
財源は一般会計繰入金を全額充当しております。
令和元年6月に納付していた平成30年度消費税の中間申告分について、これを令和元年度分と誤認し、令和元年度12月補正で支払消費税の予算残額を全額更正しております。そのため、令和元年度の中間申告分を納付できない状態であることから、追加するものであります。
以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。
よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 それでは、議案に対する質疑を行います。
始めに、追加日程第1 議案第33号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
追加日程第1 議案第33号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）について原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第33号は原案どおり可決されました。
次に、追加日程第2 議案第34号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての質疑を行います。質疑ございませんか。
5番 石井議員。
- 5番 石井清人 5番 石井です。今回この特会で106万4千円を消費税、地方消費税として出すんですけども、この他にまだその支払わなければならない額はあるのですか。ちょっと分からなくて、そこ確認したいと思います。
- 議長 村井 剛 小野総務課長。
- 総務課長 小野良幸 ただ今のご質問にお答えします。
消費税関係につきましては、令和元年度分の収めるべき金額は、今回の106万4千円百円という納付書が来ている訳なんですけども、それで中間払いの額は全て終わります。
後は来年度2年度の確定申告、9月になるかと思いますがそれで精算という形になります。以上でございます。
- 議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
追加日程第2 議案第34号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第34号は原案どおり可決されました。
追加日程、閉会中の継続審査の件について、お諮りいたします。
ここで暫時休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 村井 剛 再開いたします。
ただ今、お配りいたしました、陳情の継続審査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 異議ないものと認めます。
追加日程第3 陳情の継続審査についてを議題といたします。
今定例会において教育民生常任委員会に付託しました、受理番号第2号 陳情 公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する陳情については、委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。
お諮りいたします。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。
以上、今定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。
これをもちまして、八郎潟町議会3月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉会 午後4時26分)